

令和 3 年 旭 市 議 会 第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (11月9日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
議長報告事項	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議案上程	4
議案第 1 号 令和 3 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 2 号 旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	
議案第 3 号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	
議案第 4 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 5 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
議案第 6 号 旭市育英基金条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 7 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 8 号 旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 9 号 旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 10 号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	
議案第 11 号 旭市青年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	
議案第 12 号 旭市過疎地域持続的発展計画の策定について	
議案第 13 号 東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議 について	

議案第 1 4 号 市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について	
議案第 1 5 号 市の境界変更について	
議案第 1 6 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
議案第 1 7 号 専決処分の承認について（令和 3 年度旭市一般会計補正予算）	
提案理由の説明並びに政務報告	5
議案の補足説明	1 1
散 会	2 9

第 2 号 （1 1 月 1 2 日）

議事日程	3 1
本日の会議に付した事件	3 1
出席議員	3 1
欠席議員	3 1
説明のため出席した者	3 1
事務局職員出席者	3 2
開 議	3 3
議案質疑	3 3
議案第 1 6 号直接審議（先議）	4 6
常任委員会議案付託	4 7
散 会	4 7

第 3 号 （1 1 月 1 6 日）

議事日程	4 9
本日の会議に付した事件	4 9
出席議員	4 9
欠席議員	4 9
説明のため出席した者	4 9
事務局職員出席者	5 0
開 議	5 1
一般質問	5 1

1 番 崎 山 華 英	5 1
3 番 井 田 孝	6 8
6 番 平 山 清 海	7 4
1 2 番 宮 澤 芳 雄	8 4
2 番 永 井 孝 佳	9 7
散 会	1 1 4

第 4 号 (11月17日)

議事日程	1 1 5
本日の会議に付した事件	1 1 5
出席議員	1 1 5
欠席議員	1 1 5
説明のため出席した者	1 1 5
事務局職員出席者	1 1 6
開 議	1 1 7
一般質問	1 1 7
1 1 番 飯 嶋 正 利	1 1 7
1 3 番 伊 藤 保	1 2 4
1 5 番 伊 藤 房 代	1 3 6
1 4 番 島 田 和 雄	1 4 5
散 会	1 5 6

第 5 号 (11月29日)

議事日程	1 5 7
本日の会議に付した事件	1 5 7
出席議員	1 5 7
欠席議員	1 5 7
説明のため出席した者	1 5 8
事務局職員出席者	1 5 8
開 議	1 5 9

常任委員長報告	1 5 9
質疑、討論、採決	1 6 2
事務報告	1 6 6
閉　　会	1 6 7

令和3年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

令和3年11月9日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 議長報告事項
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期の決定
 - 第 5 議案上程
 - 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 7 議案の補足説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 議長報告事項
 - 日程第 3 会議録署名議員の指名
 - 日程第 4 会期の決定
 - 日程第 5 議案上程
 - 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 7 議案の補足説明
-

出席議員（18名）

1 番	崎 山 華 英	2 番	永 井 孝 佳
3 番	井 田 孝	4 番	島 田 恒
5 番	片 桐 文 夫	6 番	平 山 清 海
7 番	遠 藤 保 明	8 番	林 晴 道
9 番	宮 内 保	11 番	飯 嶋 正 利
12 番	宮 澤 芳 雄	13 番	伊 藤 保
14 番	島 田 和 雄	15 番	伊 藤 房 代

16番 向 後 悦 世

18番 木 内 欽 市

17番 景 山 岩三郎

19番 佐久間 茂 樹

欠席議員（1名）

10番 高 木 寛

説明のため出席した者

市 長 米 本 弥一郎

教 育 長 諸 持 耕太郎

総 務 課 長 宮 内 敏 之

財 政 課 長 山 崎 剛 成

保険年金課長 穴 澤 昭 和

商工観光課長 加 瀬 博 久

生涯学習課長 伊 藤 弘 行

副 市 長 飯 島 茂

秘書広報課長 椎 名 実

企画政策課長 小 倉 直 志

市民生活課長 八 木 幹 夫

環 境 課 長 高 根 浩 司

教育総務課長 杉 本 芳 正

体育振興課長 柴 栄 男

事務局職員出席者

事 務 局 長 花 澤 義 広

事 務 局 次 長 向 後 哲 浩

開会 午前10時 5分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ここで、会議を開会する前にあらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（木内欽市） ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより令和3年旭市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（木内欽市） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（木内欽市） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

5番、片桐文夫議員、6番、平山清海議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（木内欽市） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から11月29日までの21日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から11月29日までの21日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第17号までの17議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか、関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（木内欽市） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第17号までの17議案を一括上程いたします。

議案第 １号 令和３年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 ２号 旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議案第 ３号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 4 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 旭市育英基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 旭市青年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 12 号 旭市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第 13 号 東総地区広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 14 号 市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について
- 議案第 15 号 市の境界変更について
- 議案第 16 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 17 号 専決処分の承認について（令和 3 年度旭市一般会計補正予算）
-

◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（木内欽市） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 本日、ここに令和 3 年旭市議会第 4 回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第 1 号は、令和 3 年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ 4 億 4,300 万円を追加し、予算の総額を 320 億 500 万円とするものであります。

議案第 2 号は、旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

でありまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行により、干潟地域が過疎地域に指定されたことに伴い、当該地域の事業者が行う設備投資等に係る固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるものであります。

議案第3号は、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも一般職の職員の給与改正にあわせて所要の改正を行うものであります。

議案第5号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第6号は、旭市育英基金条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、基金の処分についての規定を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第8号は、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、名義貸しや事業型墓地等の無秩序な開発行為の防止を図るため、現行の条例に周辺住民への説明責任の明確化や、事前協議等の規定を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第9号は、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、老朽化し、新耐震基準に適合していない旭市民会館と旭市青年の家の機能を、旭第二市民会館に移転することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第10号は、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、老朽化に伴う飯岡庭球場の廃止及び令和4年度に竣工を予定しております旭市サッカー場の設置に関し、所要の改正を行うものであります。

議案第11号は、旭市青年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてでありまして、旭市青年の家の機能を旭第二市民会館に移転することに伴い、本条例を廃止するものであります。

議案第12号は、旭市過疎地域持続的発展計画の策定についてでありまして、本年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、本年度から令和7年度までの5年間を期間とする市町村計画を新たに策定するため、同法の規定により議

会の議決を求めるものであります。

議案第13号は、東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、令和4年2月1日から組合の事務所の位置を現在の旭市ハの612番地1の東総振興センターから、旭市高生1番地の旭市海上庁舎に変更することに伴う規約改正を行うにあたり、あらかじめ関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

議案第14号は、市の境界変更に伴う財産処分に関する協議についてでありまして、県営土地改良事業による市の境界変更に伴う財産処分を匝瑳市と協議のうえ定めるため、地方自治法第7条第6項に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号は、市の境界変更についてでありまして、春海地区土地改良事業及び豊和地区土地改良事業に伴い、旭市と匝瑳市との間に境界変更の必要が生じたため、千葉県へ申請するにあたり、地方自治法第7条第6項に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、令和4年3月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。私は、加瀬多喜男氏が適任であり、再度お願いしたいと考え、提案するものであります。

議案第17号は、専決処分の承認についてでありまして、令和3年度旭市一般会計補正予算（第6号）について、新型コロナウイルス感染症対応に伴う、就学前児童応援臨時給付金給付事業及びいいおか保育所と総合体育館の改修工事に係る経費について専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

新型コロナワクチン接種については、旭中央病院及び市内医療機関にご協力をいただき、順調に進んでまいりました。現在、市民の約8割の方の2回接種が終了しております。このため、11月6日をもちまして集団での接種を終了し、今後は市内協力医療機関での個別接種へと移行いたしました。

次に、市独自の支援策について申し上げます。

旭市農水産業経営支援給付金については、10月末現在、98件、980万円の給付を決定したところであります。

旭市中小企業等経営継続給付金については、10月末現在、215件、2,150万円の給付を決定したところであります。

旭市新生児特別定額給付金については、10月末現在、191件、1,910万円を支給しました。

また、旭市就学前児童応援臨時給付金として、市内に住民登録のあるゼロ歳から就学前までの児童を対象に、生活様式の変更を伴う乳幼児の子育て世帯を早急に支援するため、1人当たり3万円を給付することとし、本定例会に関連する議案を提出して審議をお願いしております。

市内小・中学校の学校給食費の6か月間免除については、10月分から実施を始めました。

旭市市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金については、10月末現在、対象児童・生徒118名のうち、108名分の申請を受付したところであり、今月中に第1回目の支給ができるよう事務を進めております。

なお、国の子育て世帯生活支援特別給付金の「ひとり親世帯分」については、10月末現在、723件、3,615万円、「ひとり親以外の低所得の子育て世帯分」については、657件、3,285万円を支給しました。

今後も各種給付金等の周知徹底を図り、迅速な支給事務に努めてまいります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、農業について申し上げます。

水田農業については、需要に応じた米づくりの実現に向けて、主食用米から飼料用米への転換を推進した結果、本年の作付面積は約598ヘクタールとなり、昨年と比較して約170ヘクタール増加しました。今後も、引き続き国・県と連携して、稲作経営の安定を図ってまいります。

畜産については、他県において豚熱の感染が確認されております。また、渡り鳥の飛来シーズンを迎え、高病原性鳥インフルエンザの発生も危惧されますので、引き続き各農場における防疫対策の徹底を働きかけてまいります。

次に、観光について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症で停滞した市内観光業の振興策として、11月1日から市内の宿泊施設に観光目的で宿泊される方、先着1,000名を対象に、1人1泊2,000円を助成する「冬の旭へ行こう！宿泊助成キャンペーン」をスタートしました。

また、商工会青年部によるスターライトファンタジーが、海上公民館周辺を会場に12月1日から来年1月15日まで、飯岡灯台のライトアップについては、12月1日から来年2月28日まで開催いたします。

いずれも、感染防止対策を遵守し、多くの方に安心して楽しんでいただけるよう努めてま

います。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

令和2年度からの繰越事業であります小・中学校のトイレ洋式化工事については、10月末に全ての契約締結を終え、工事に着手しているところであります。

また、令和4年度に実施を予定しておりました第二中学校の特別教室棟大規模改造工事については、国の学校施設環境改善交付金が本年度事業として採択を受けたことから、工事に関係する補正予算を本定例会に提案したところでございます。

次に、学校教育について申し上げます。

タブレット端末を活用したICT教育については、ICT支援員が10月から本格的に各学校に入り、教職員をサポートしながら、授業等での積極的な活用を進めております。今後は、長期にわたる臨時休業等に備えた、オンライン授業の実施体制の整備に向けて、課題と対策について検討を進め、取り組んでまいります。

次に、生涯学習について申し上げます。

成人式については、昨年度は新型コロナウイルスの影響で中止となりましたが、本年度は感染防止対策を講じた上で、来年1月9日に東総文化会館大ホールにおいて開催する予定です。

大原幽学記念館については、サツマイモ栽培の普及・発展に貢献した穴澤松五郎先生の企画展を10月1日から12月19日まで開催しております。10月11日には、関係者をお招きして内覧会を開催いたしました。

次に、スポーツ振興について申し上げます。

例年10月に開催し、大勢の参加者でにぎわう向太陽杯パークゴルフ大会については、来年3月に延期いたしました。

また、11月に予定しておりました健康体力づくりフェスティバルについては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、市民の安全・安心を最優先とするため、中止といたしました。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道の整備については、国道126号の交差点部分の改良工事について、9月に契約を締結したことから、全線開通に向けて、工事の進捗を図ってまいります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線の整備については、JRの鉄道横断のトンネル部の函体工事について、順調に進捗しております。また、国道126号の交差点部の改良工事については、発注の準備を進めております。

次に、排水整備について申し上げます。

冠水対策整備事業については、10月に旭地域イ地先の排水路整備工事の契約を締結し、年度内の完成を目指しております。

蛇園南地区流末排水整備事業については、面整備としての排水路整備工事を実施しており、順調に進捗しております。

次に、交通安全対策について申し上げます。

第11次旭市交通安全計画については、千葉県交通安全計画に基づく本市の交通安全施策の指針として策定しました。

この計画は、本年度から令和7年度までの5年間を計画期間とし、人命尊重の理念の下、総合的かつ長期的な交通安全施策を実施し、交通事故のない、安全で安心な、いきいきと暮らせる旭市の実現を目指して定めたものであります。

今後は、本計画に基づき、交通実態に即した交通安全対策に取り組んでまいります。

次に、総合戦略について申し上げます。

総合戦略については、進行管理を行うためのPDCAサイクルの一つとして、昨年度の事業効果の検証等を行いました。

今後は、総合戦略に掲載している重点戦略の事業効果について、市民の代表者等で構成される旭市総合戦略推進委員会を開催し、委員の皆様からご意見等を伺うとともに、評価に係る意見や市の対応等の概要を公表する予定です。

引き続き、幅広く意見を伺いながら、人口減少対策の推進や持続可能な社会基盤の構築を図り、将来都市像の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、旭市過疎地域持続的発展計画について申し上げます。

これまでの策定経過については、計画を策定するに当たり、全庁を挙げて策定作業を進め、千葉県との事前協議、計画素案に対するパブリックコメントを実施し、提出された意見と市の考え方については、市のホームページに掲載いたしました。

このたび千葉県との協議が調い、本定例会に関連する議案を提案いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、生涯活躍のまち・あさひ形成事業について申し上げます。

本事業については、現在、事業者により商業施設に係る建設工事が施工されており、令和4年春のオープンに向けて、工事は順調に進捗しています。

商業施設の2階の一部を借り受け、市が設置する多世代交流施設「おひさまテラス」にお

いて展開するソフト事業については、指定管理者であるイオンタウン株式会社と検討しており、引き続き、より魅力的なものとなるよう協議を重ねてまいります。

あわせて、移住者を呼び込むための施策として、東京メトロ銀座駅スペースを活用しての市のPRやふるさと回帰フェアへの出展、移住セミナー等を開催しており、今後も、本市への移住のきっかけづくりや市の魅力を伝える情報発信を推進していきます。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第7 議案の補足説明

○議長（木内欽市） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号、議案第17号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） 議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決について及び議案第17号、専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第1号の令和3年度旭市一般会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書をお手元をお願いしたいと思います。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ4億4,300万円を追加し、予算の総額を320億500万円とするものであります。

第2条の繰越明許費、第3条の地方債の補正につきましては、後ほどご説明いたします。少し飛びまして、5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費です。

10款3項中学校費、中学校大規模改造事業は、第二中学校特別教室棟の改修工事に係るもので、国の交付金の前倒し採択により実施する事業であるため、適正工期の確保が困難であ

ることから、繰越明許費を設定するものです。

6 ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正です。

上の表、地方債の追加は中学校大規模改造事業で、先ほど繰越明許費で説明いたしました第二中学校特別教室棟の改修工事に係る起債を追加するもので、限度額は9,950万円でございます。

下の表、地方債の変更は臨時財政対策債で、国の定める発行可能額に合わせて限度額を11億8,000万円から、本市の発行可能額である10億208万6,000円に減額するものであります。

少し飛んで、9 ページをお願いいたします。

歳入について、順を追って説明いたしますが、事業内容につきましては歳出のところで説明させていただきます。

10款1項1目地方交付税3億4,102万7,000円の増は、説明欄1、普通交付税の増で、普通交付税の留保額の残額を今回の補正財源として計上するものです。

14款2項1目総務費国庫補助金1,419万7,000円の増は、説明欄1、個人番号カード交付事務費補助金の増で、マイナンバーカードの管理及び予約システムの導入費用に対する補助金であります。

2目民生費国庫補助金201万1,000円の増は、説明欄1、子ども・子育て支援事業費補助金の増で、児童手当システムの改修費用に対する補助金です。

3目衛生費国庫補助金319万円の増は、説明欄1、感染症予防事業費等国庫補助金の増で、健診結果情報の標準化と連携システムの整備に対する補助金です。

5目教育費国庫補助金7,150万7,000円の増は、1節小学校費国庫補助金の説明欄1、学校保健特別対策事業費補助金306万円の増と2節中学校費国庫補助金の説明欄1、学校施設環境改善交付金6,733万2,000円の増と説明欄2、学校保健特別対策事業費補助金111万5,000円の増によるものであります。

このうち、学校保健特別対策事業費補助金は、小・中学校の新型コロナウイルス感染症対策用備品等の購入に対する補助金で、学校施設環境改善交付金につきましては、第二中学校特別教室棟の改修工事に対する補助金であります。

続いて、10ページをお願いいたします。

15款2項2目民生費県補助金407万1,000円の増は、説明欄1、ひとり親家庭等医療費等助成事業費補助金の増で、ひとり親家庭等に対する医療費等の助成に係る県の補助金です。

続いて、4目農林水産業費県補助金4,164万円の増は、説明欄1、水田自給力向上対策事業補助金の転作作物の作付等に対する補助金1,633万7,000円の増と説明欄2、農地集積対策交付金の農地集約化の事業に対する補助金230万3,000円の増、説明欄3、畜産環境対策総合支援事業費補助金の畜産環境対策の推進事業に対する補助金2,300万円の増によるものです。

続いて、18款2項1目財政調整基金繰入金4,377万1,000円の増は、今回の補正財源として財政調整基金からの繰入金を計上するものであります。

21款1項5目教育債9,950万円の増は、説明欄1、中学校大規模改造事業債で、第二中学校特別教室棟の改修工事に係る起債です。

6目臨時財政対策債1億7,791万4,000円の減は、国で決定した臨時財政対策債の発行可能額に合わせて予算額を減額するものであります。

歳入の説明は以上です。

続いて歳出になります。

12ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費98万1,000円の減は、説明欄1、議員報酬155万6,000円の減及び説明欄2、議会関係職員給与費57万5,000円の増で、議員報酬は、人事院勧告等を踏まえた期末手当0.15月分の減でありまして、次の議会関係職員給与費は、人事異動等に伴う給料等の人件費の増となっております。

なお、以下の各款に計上しております人件費の補正につきましては、特別職も含め、人事院勧告等を踏まえた職員の期末手当の減額と人事異動等に伴う款ごとの人件費の組替えでございますので、説明は省略させていただきます。

ご覧の12ページの下段になります。

2款1項8目電子計算費745万2,000円の増は、説明欄1、電算システム運用事業の増によるもので、制度改正に伴う児童手当システムの改修費用及び自治体健診のデータの標準化と連携システムの構築に係る健康管理システムの改修費用です。

13ページをお願いします。

12目諸費7,816万4,000円の増は、説明欄1、国庫支出金等返還費の増によるもので、国・県支出金の精算に伴う返還金の増であります。

14ページをお願いします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費1,719万7,000円の増は、説明欄1の人件費の補正及び説明欄2、住民基本台帳事務費の増によるもので、マイナンバーカードの交付管理システムと

交付予約システムの導入に係る費用です。

少し飛びまして、17ページをお願いいたします。下段になります。

3款3項2目母子父子福祉費814万3,000円の増は、説明欄1、ひとり親家庭等医療費等助成事業の増によるもので、ひとり親家庭などに対する医療費等の助成について、当初予算より支給額が上回る見込みとなったことから扶助費等を増額するものであります。

19ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費1億円の増は、説明欄1、新型コロナウイルス感染症対応空床確保支援事業によるもので、本市独自の新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルス感染症患者受入れのための空き病床の確保に対する県の支援事業に、市が交付金を上乗せして支給する事業に係る費用であります。

20ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費4,257万6,000円の増は、説明欄1、水田農業構造改革推進事業4,027万3,000円の増で、飼料用米等の転作作物の作付面積の増加や県の補助単価の増などによる補助金を増額するものと、説明欄2、農地集積・集約化事業230万3,000円の増で、農地中間管理機構に農地を貸し付ける協力者の増加等による農地集積協力金を増額することによるものであります。

4目畜産振興費2,300万円の増は、説明欄1、畜産環境対策総合支援事業によるもので、畜産堆肥を利用しやすくするための加工用機械等の導入に対する県補助金の追加であります。

少し飛びまして、23ページをお願いいたします。

10款1項2目事務局費1,327万9,000円の増は、説明欄1及び説明欄2の人件費の補正と説明欄3、感染症対策・学習保障支援事業の増によるもので、新型コロナウイルス感染症対策や学習保障に関する小・中学校の備品等の購入に係る費用であります。

24ページをお願いいたします。

10款3項1目学校管理費2億33万2,000円の増は、説明欄1、中学校大規模改造事業の増によるもので、第二中学校特別教室棟の外壁・内装等の改修工事に係る費用です。

歳出の説明は以上です。

27ページをお願いいたします。

給与費明細書です。

1、特別職の表につきましては、表の下の方、比較の行をご覧ください。

長等、こちらは市長、副市長、教育長であります、の期末手当34万8,000円の減と、そ

の下、議員の期末手当155万6,000円の減は、人事院勧告等を踏まえ、期末手当の年間支給率を0.15月引き下げることによる影響額です。

続いて、28ページをお願いいたします。

2、一般職、（1）総括の表です。

上の表の比較の行の右側、合計をご覧いただきたいと思います。

今回の補正では、人事院勧告等を踏まえた職員手当等の引下げによる影響額と人事異動等による増減額を見込んだ結果、一般職の合計は3,731万3,000円の減となっております。

給与費明細書につきましては以上です。

少し飛びまして、33ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

左側の1、普通債の（7）教育債の行の左右中ほどをご覧ください。

補正額として9,950万円の増額となっております。こちらは、第二中学校特別教室棟の改修工事に係る起債でございます。

その下、3のその他の（3）臨時財政対策債は1億7,791万4,000円の減額となっておりますので、補正額合計では、一番下になりますが、7,841万4,000円の減となります。

これによりまして、令和3年度末の現在高見込額は、一番右下になりますが、316億3,479万2,000円となります。

以上で、議案第1号の補足説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第17号、専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

議案のほうをよろしく申し上げます。

こちらは、令和3年度旭市一般会計補正予算（第6号）です。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染症に対する本市独自の支援策の一つである就学前児童応援臨時給付金給付事業などに係る経費につきまして、令和3年10月21日に専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものであります。

それでは、1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ1億2,500万円を追加し、予算の総額を315億6,200万円としたものであります。

第2条の地方債の補正につきましては、この後、ご説明いたします。

4ページをお願いしたいと思います。

第2表、地方債補正です。

社会体育施設改修事業は、今回の補正に計上した総合体育館の空調機更新工事に係る起債を追加するもので、限度額は580万円です。

また少し飛んで、7ページをお願いいたします。

初めに、歳入について説明いたします。

10款1項1目地方交付税1億118万8,000円の増は、普通交付税の留保額の一部を今回の補正財源として計上するものであります。

19款1項1目繰越金1,801万2,000円の増は、前年度繰越金の残額を今回の補正財源として計上するものであります。

21款1項5目教育債580万円の増につきましては、先ほど、第2表、地方債補正で説明したとおりでございます。

続いて、歳出について説明をいたします。

また、8ページをお願いしたいと思います。

2款1項8目電子計算費363万円の増は、説明欄1、電算システム運用事業で、新型コロナウイルス感染症に対する本市独自の支援策の一つである就学前児童応援臨時給付金給付事業に係る電算システム改修事業です。

3款3項1目児童福祉総務費8,294万2,000円の増は、説明欄1、就学前児童応援臨時給付金給付事業で、子育て世帯に対する支援としてゼロ歳から小学校就学前までの児童1人につき3万円の給付金の給付に要する費用であります。

9ページをお願いいたします。

3款3項6目保育所費3,061万3,000円の増は、説明欄1、公立保育所運営費で、いいおか保育所で発生した漏水により被害を受けた園舎の改修に要する経費です。

10款5項2目体育施設費781万5,000円の増は、説明欄1、社会体育施設改修事業で、指定避難所でもあります総合体育館の会議室等の空調機更新に要する経費です。

10ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

左側の区分の1、普通債の（7）教育債の行の中ほど、補正額の列をご覧ください。

補正額を580万円増額しておりますが、内容につきましては、先ほどご説明いたしました総合体育館の空調機更新工事に係る起債であります。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、商工観光課長、登壇してください。

(商工観光課長 加瀬博久 登壇)

○商工観光課長(加瀬博久) 議案第2号、旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

令和3年4月1日の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域に指定された干潟地域において事業者の設備投資等に係る課税免除を行った場合、その減収分の一部が普通交付税として補填されることになりました。

本条例は、この事業を活用し、干潟地域の事業者を積極的に支援することで産業の振興を促進し、地域の持続的発展を図るものです。

それでは、条文に沿ってご説明いたします。

まず、第1条は、本条例の目的を定めるもので、対象となる業種や設備について規定するものであります。

第2条は、課税免除の対象となる事業者や設備投資の要件等に関する事項、第3条から第5条は、課税免除に必要な申請や措置の承継、取消し等について規定するものです。

附則については、本条例の適用期間中は、現行の旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例において課税免除をしない旨の条例の一部改正等について規定するものでございます。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

○議長(木内欽市) 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案第3号から議案第5号までと議案第14号、議案第15号の5議案について、総務課長、登壇してください。

(総務課長 宮内敏之 登壇)

○総務課長(宮内敏之) 議案第3号から議案第5号までは、令和3年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく期末手当の改正が主なものでありまして、関連しておりますので、一括して補足説明を申し上げます。

初めに、議案第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

新旧対照表の2ページをお願いいたします。

改正条例の第1条は、現行条例第5条における期末手当を改正するもので、令和3年12月期の期末手当の支給率を現行の100分の222.5から100分の207.5に改め、100分の15引き下げるものです。

これにより、年間支給率は100分の445から100分の430となります。

次に、3ページをお願いいたします。

改正条例の第2条関係は、ただいまの第1条関係と同じく、現行条例第5条における期末手当の改正でありまして、令和4年度以降の期末手当の支給率を、6月期及び12月期ともに100分の215に改め、年間支給率を100分の430とするものです。

なお、条例の施行期日は、令和3年度分を規定する第1条関係については令和3年12月1日とし、令和4年度以降を規定する第2条関係については令和4年4月1日とするものです。

次に、4ページと5ページになります。

議案第4号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、ただいまの議案第3号と同様に、期末手当の支給率を改正するもので、改正内容も議案第3号と同様のものとなります。

続きまして、議案第5号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

新旧対照表の6ページをお願いいたします。

改正条例の第1条関係です。

これは、現行条例第24条第2項中における期末手当を改正するもので、令和3年12月期の期末手当の支給率を現行の100分の127.5から100分の112.5に改め、100分の15引き下げるものであります。

これにより、一般職の期末・勤勉手当の年間支給率は、100分の445から100分の430となります。

次に、7ページをお願いいたします。

改正条例の第2条関係は、ただいまの第1条関係と同じく、現行条例第24条第2項中における期末手当の改正でありまして、令和4年度以降の期末手当の支給率を、6月期及び12月期ともに100分の120に改め、期末・勤勉手当の年間支給率を100分の430とするものです。

なお、施行期日は、議案第3号、第4号と同様であります。

次に、8ページと9ページをお願いいたします。

改正条例の第3条及び第4条関係で、旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。

現行条例第8条第2項の特定任期付職員とは、弁護士等の高度の専門的な知識経験を有する職員でありまして、現在本市においては、このような任期付職員は採用しておりませんが、

千葉県と同様の条例を制定しておりますので、県に合わせた改正を行うものであります。

以上で、議案第3号、第4号及び第5号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第14号になります。

議案第14号、市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について、補足説明を申し上げます。

市の境界変更に伴い、地方自治法第7条第5項の規定により、別紙のとおり、旭市と匝瑳市との境界変更に伴う財産処分について匝瑳市と協議するに当たり、同条第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

協議の内容ですが、県営土地改良事業である春海地区土地改良事業及び豊和地区土地改良事業の対象区域において、それぞれの市に編入する区域の土地のうち、それぞれの市が所有する財産について、どちらの市に帰属するかを定めた財産処分に関するものでございます。

処分する財産の内容ですが、隣接介在する道路及び水路等でございます。

なお、この効力は、境界変更の発生する日から生じるものでございます。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第15号になります。

議案第15号、市の境界変更について、補足説明を申し上げます。

県営土地改良事業で平成21年7月28日付で計画確定した春海地区土地改良事業及び平成24年1月5日付で計画確定した豊和地区土地改良事業が旭市と匝瑳市にまたがり施行されたため、境界変更の必要が生じたものでございます。

そのため、旭市と匝瑳市の境界を変更することを千葉県知事に申請するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

場所は、旭市秋田地先と匝瑳市大寺地先、春海地先、米持地先との境界周辺地区でございます。

土地改良事業の事業区域は、春海地区が141.1ヘクタール、豊和地区が183.9ヘクタール、合計325ヘクタールで、旭市と匝瑳市間で境界を変更する面積はそれぞれ24万477.25平方メートル、両市の面積の増減や人口の異動はございません。

なお、匝瑳市でも、同じ議案を来月開会予定の12月定例会において提出する予定でございます。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 総務課長の補足説明は終わりました。

会議の途中ですが、ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 5 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 6 号について、教育総務課長、登壇してください。

（教育総務課長 杉本芳正 登壇）

○教育総務課長（杉本芳正） 議案第 6 号、旭市育英基金条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

現在、本条例では、基金の運用収益については旭市育英資金として給付することを定めておりますが、基金の処分についての規定がありません。

今回、基金のより有効な活用を進めるため、設置目的の「寄附者の意志を生かし有能な人材の育成を図るため」の事業である旭市育英資金の財源に充てる場合に限り、基金を処分することができるよう、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、新旧対照表の10ページをお願いいたします。

表の左側、現行の第 6 条を、表の右側、改正案として第 7 条に改め、新たに第 6 条として、記載の 1 条を追加するものでございます。

なお、施行日については令和 4 年 4 月 1 日からとするものです。

以上で、議案第 6 号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 教育総務課長の補足説明は終わりました。

議案第 7 号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 穴澤昭和 登壇）

○保険年金課長（穴澤昭和） 議案第 7 号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、旭市国民健康保険条例第 5 条の出産育児一時金について、所要の改正を行うものです。

初めに、出産育児一時金の給付内容について申し上げます。

この給付は、旭市国民健康保険に加入している被保険者が出産した場合に、1 児につき、現行では40万4,000円と産科医療補償制度の掛金 1 万6,000円を加算して総額42万円を支給し

ているものです。

この産科医療補償制度については、分娩に関連して発症した重度の脳性麻痺の新生児やその家族に対して経済的負担を補償するものです。

それでは、お手元の新旧対照表の11ページをお願いいたします。

改正の内容は、出産育児一時金の額を現行の40万4,000円から40万8,000円に改めるものです。

改正の趣旨につきましては、産科医療補償制度の掛金が令和4年1月1日より1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることになり、それにより支給総額も4,000円の減額になるわけですが、出産育児一時金の給付については、社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策としての重要性に鑑み、支給総額は42万円を維持すべきとされたことを踏まえたことによるものです。

なお、産科医療補償制度の掛金については、新旧対照表の条文中の2段目、ただし書きにあります3万円を上限として加算しているものです。

この加算については、旭市国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の加算に関する規則に規定されておりますので、併せて改正を行います。

条例の施行期日は令和4年1月1日となります。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、環境課長、登壇してください。

（環境課長 高根浩司 登壇）

○環境課長（高根浩司） 議案第8号、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

近年、墓地を取り巻く社会情勢が大きく変化し、新たな墓地形態が普及し始めております。墓地等の立地については、その公益性の高さから、立地の妥当性、経営経過の適格性、宗教法人としての活動実績や経営能力が求められており、また、名義貸しや事業型墓地等の無秩序な開発行為の防止を図るため、現行の条例に周辺住民への説明責任の明確化や事前協議等の条文を新たに加えるなど、所要の改正を行うものであります。

主な内容といたしまして、現行の旭市墓地等の経営の許可等に関する条例から、変更及び追加となる箇所を8点ほど申し上げます。

それでは、お手元の新旧対照表の12ページをご覧ください。

まず、1点目は、第1条の趣旨に記載がございます根拠法令を「千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」から「墓地、埋葬等に関する法律」に改めます。これは、平成13年に墓地等の経営の許可等に係る権限が千葉県から市町村に移譲されたことによるものです。

2点目は、同じく12ページに記載があります第3条に事前協議についての条文を追加するもので、墓地等の経営又は変更の許可の申請をしようとする者は、当該墓地等の工事着工前に市長と協議しなければならないものとします。

3点目は、同じく12ページから13ページに記載があります第4条に経営等の計画の周知等についての条文を追加いたします。

内容としましては、第1項において、墓地等の経営の計画を周知するため、事前協議前に経営予定地に標識を設置し、その設置後に経営等の計画を周辺住民等に説明しなければならないものとし、当該標識の設置及び周辺住民への説明内容等につきまして市に報告書を提出することとします。

その後、第2項に記載がございます周辺住民等から経営等の計画について意見の申出があったときは、事前協議の申請前に協議しなければならないものとします。また、その事前協議を行ったときは、第3項になりますが、申出があった意見に対する見解を示した文書を作成し、当該申出を行った者に送付するとともに、その写しを市長へ提出しなければならないものといたします。

4点目は、13ページに記載がございますが、第5条の勧告及び第6条の公表を追加いたします。

内容は、第4条の経営等の計画の周知等と第3条の事前協議の際に、手続が適正になされていないと認めるときは、申請予定者に対し、必要な勧告をすることができるものとし、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができることとします。

なお、公表しようとするときは、対象となる者にその理由を通知するとともに意見を述べる機会を与えるものといたします。

続いて、5点目は、14ページに記載がございますが、第10条に許可等の通知を追加いたします。

6点目は、同じく14ページから15ページに記載がございます第11条、許可の基準の第1項第2号に「当該墓地を経営するために、十分な財産その他経済的基礎を有していると市長が認めるとき。」という条文を加えます。

7点目ですが、16ページに記載がございます第19条、経営者の責務の第1項第1号に、名義貸しを禁止とするため、墓地等の管理運営は、その経営者等が行うこととする条文を追加いたします。

最後に8点目ですが、同じく16ページに記載があります第20条に、職員による墓地等への立入調査に関する条文を新たに追加いたします。

なお、この新旧対照表には記載がございませんが、この条例の施行期日につきまして、改正後の条例の周知期間を設けるため、令和4年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 環境課長の補足説明は終わりました。

議案第9号、議案第11号について、生涯学習課長、登壇してください。

（生涯学習課長 伊藤弘行 登壇）

○生涯学習課長（伊藤弘行） 議案第9号及び議案第11号について、補足説明を申し上げます。

本議案は、老朽化により新耐震基準に適合していない旭市民会館と旭市青年の家の機能を旭第二市民会館に移転することに伴い、条例を制定するものであります。

議案の説明に入る前に、第二市民会館の改修工事に当たっての経緯についてご説明いたします。

第二市民会館は、旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画により、施設の長寿命化を図るとともに、市民会館と青年の家の受け皿となる施設として、主にこれまで保健センターとして使用していました1階部分を、改正された建築基準法に基づき整備をしているところであります。

第二市民会館は、建築時、事務室として整備された施設で、今回の改修工事の設計において、建築基準法の集会施設としての構造を満たしていないことが判明いたしました。このため、1階部分は、建築基準法で規定されている不特定かつ多数の人が利用できる集会施設として貸出しができるように整備し、2階部分は、利用者が特定や人数制限のできる市主催講座または研修会・会議等で使用できるように整備することとしたものであります。

また、現在青年の家に入っております旭市地域職業相談室（ハローワーク）と旭市観光物産協会については、当該団体との協議により、改修後の第二市民会館へ移転することになりましたので、事務室として整備するものでございます。

改修後の第二市民会館については複合施設として使用することになりますので、施設の名称を「ひかた市民センター」に合わせて、平仮名の「あさひ市民センター」とする予定でござ

ざいます。

それでは、議案第9号、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表の18ページをお願いいたします。

旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、第2条の名称及び位置の改正になります。

来年度に駅前の旭市民会館を廃止することから、名称及び位置を削除し、「旭第二市民会館」の名称を「旭市民会館」に改めるものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

附則により、旭市使用料及び手数料に関する条例を一部改正いたしますが、集会施設として貸出しのできる1階部分の3部屋の名称と使用料を定めるものでございます。

なお、本条例の施行期日を令和4年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

続いて、議案第11号、旭市青年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

青年の家の機能を改修後の第二市民会館に移転することに伴い、来年度に青年の家を廃止することから、旭市青年の家の設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

なお、本条例廃止に伴い、附則により、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正と旭市使用料及び手数料に関する条例の一部改正をするものでございます。

新旧対照表の24ページをお願いいたします。

旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、別表第1から青年の家運営委員会委員の部分を削除するものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

旭市使用料及び手数料に関する条例の一部改正は、別表第1その1から旭市青年の家の部分を削除するものでございます。

なお、本条例の施行期日につきましても令和4年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 生涯学習課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、体育振興課長、登壇してください。

（体育振興課長 柴 栄男 登壇）

○**体育振興課長（柴 栄男）** 議案第10号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表、20ページをお願いいたします。

飯岡庭球場の廃止に伴い、第1条で別表中、関連する部分を削除するものです。

21ページになります。

旭市サッカー場の設置に伴い、第2条で別表中、関連する部分を加えるものです。

22ページをお願いいたします。

飯岡庭球場の廃止に伴い、附則第2項により、旭市使用料及び手数料に関する条例中、別表第1の当該施設の使用料に関する部分を削除するものです。

23ページになります。

旭市サッカー場の設置に伴い、附則第3項により、旭市使用料及び手数料に関する条例中、別表第1の当該施設の使用料に関する部分を加えるものです。

なお、サッカー場使用料は、一般は1時間当たり2,000円、高校生以下は1,000円と設定いたしました。

使用料の算出根拠につきまして、年間の管理運営経費の見込み、利用者の負担割合、近隣の類似施設とのバランスなどを考慮して決定したものです。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

○**議長（木内欽市）** 体育振興課長の補足説明は終わりました。

議案第12号、議案第13号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 小倉直志 登壇）

○**企画政策課長（小倉直志）** 議案第12号、旭市過疎地域持続的発展計画の策定について、補足説明を申し上げます。

本計画は、干潟地域の持続的発展を図るため、総合的かつ計画的な対策を実施するに当たり、過疎対策事業債などの国からの支援制度の活用が可能となることから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法や千葉県過疎地域持続的発展方針に基づく新たな計画を策定し、議会の議決を求めるものです。

それでは、別紙の旭市過疎地域持続的発展計画をご覧いただきたいと思います。

表紙をめくっていただきまして、目次をご覧ください。

この計画は、法第8条第2項の規定に基づき、1、基本的な事項に始まり、2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成など、法や県の方針に掲げる分野ごとに作成をしております。

す。

1 ページをご覧ください。

1、基本的な事項においては、（１）市の概況としまして過疎の状況等を、次に、2 ページになります。（２）として人口及び産業の推移と動向につきまして記載しております。次に、また、3 ページになりますが、干潟地域及び市全体の人口の推移について、次の4 ページにつきましては、旭市人口ビジョンについて掲載しております。

次に、5 ページになります。（３）としまして行財政の状況を、次の6 ページ、7 ページは、これまでの決算状況と主要公共施設等の状況を記載しております。

8 ページをお願いしたいと思います。

（４）の地域の持続的発展の基本方針を定めています。基本的方向として、第2期旭市総合戦略を基本に本市の持続的発展を図るものとしています。

次に、（５）の基本目標につきましては、本計画全体の目標値として、事業を総合的に実施することにより、人口ビジョンの推計を下回る減少率にとどめるとともに、人口の社会減による減少幅の縮小を目指すこととしております。

（６）計画の達成状況の評価につきましては、旭市総合戦略推進委員会の中で意見を伺うものとしております。

次に、9 ページになります。（７）計画期間を令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としております。

次に、（８）公共施設等総合管理計画との整合につきましては、同計画の3大ビジョンと基本方針を記載しております。

11ページからは、分野別に現況と問題点、その対策、旭市総合戦略や市の分野別計画に掲載している事業などからなる事業計画を記載しております。

初めに、2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の現況と問題点でありますけれども、移住・定住・地域間交流の促進の必要性や、人材育成の必要性を、（２）はその対策を、12ページになりますが、（３）として事業計画を記載しております。

なお、（３）の事業計画につきましては、総務省の作成要領に基づき記載しており、計画期間中に干潟地域において想定される主な事業を計上しています。また、計画の事業名欄にあります「過疎地域持続的発展特別事業」につきましては、過疎対策事業債のソフト事業分となります。市町村の財政力等に応じた発行上限額が設定されており、本市は年間3,500万円が上限となっております。

13ページをご覧いただきたいと思います。

3、産業の振興の現況と問題点であります。農業及び商工業の振興の必要性や起業の促進、情報通信産業の育成、14ページに移りまして、観光またはレクリエーション振興の必要性を、(2)はその対策を15ページまで、16ページから19ページまでは(3)として事業計画を記載しております。

次に、(4)産業振興促進事項につきましては、法第24条の規定に基づく地方税の課税免除または不均一課税に伴う減収補填措置の適用を受ける場合に必須となる記述でございます。

干潟地域内において振興すべき業種として定められた業種の用に供する設備等を取得した者の税の課税免除または不均一課税に係るものであります。

20ページをご覧いただきたいと思います。

4の地域における情報化の現況と問題点であります。防災行政用無線施設整備の必要性を、(2)はその対策と(3)で事業計画を記載しております。

21ページをご覧いただきたいと思います。

5、交通施設の整備、交通手段の確保の現況と問題点であります。道路の整備や公共交通の維持・確保の必要性を、(2)はその対策を、22ページ、23ページには(3)として事業計画を記載しています。

24ページをご覧ください。

6、生活環境の整備の現況と問題点であります。上水道の整備や汚水処理の適正化、消防用施設や車両、公営住宅の整備、防災・防犯対策の必要性を、(2)ではその対策を26ページまで記載しております。27ページの(3)で事業計画が掲載されております。

28ページをご覧ください。

7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の現況と問題点であります。児童福祉や高齢者福祉、障害者福祉、健康づくり、その他の福祉増進の必要性を29ページまで、(2)その対策につきましては30ページまで、31ページには(3)の事業計画を記載しております。

32ページをご覧ください。

8、医療の確保の現況と問題点であります。看護師の確保の必要性を、(2)その対策と(3)として事業計画を記載しております。

33ページをご覧ください。

9、教育の振興の現況と問題点であります。学校教育施設の適正配置や生涯学習、生涯

スポーツ施設整備の必要性を34ページまで、（２）にはその対策、35ページになりますけれども（３）として事業計画を掲載してございます。

36ページをご覧いただきたいと思います。

10、集落の整備の現況と問題点でありますけれども、地区集会施設の整備や空き家対策の必要性を、（２）その対策と（３）として事業計画を37ページまで記載しております。

38ページをご覧ください。

11、地域文化の振興等の現況と問題点でありますけれども、大原幽学遺跡や記念館整備の必要性を、（２）はその対策と（３）事業計画を39ページまで記載しております。

では、最後に40ページをご覧いただきたいと思います。

12項目めとして、再生可能エネルギーの利用の推進の現況と問題点であります。再生可能エネルギー導入促進の必要性を、（２）その対策と（３）事業計画を記載しています。

残る41ページ以降は、過疎対策事業債のソフト事業分の再掲となっております。

以上が、雑駁ですが、計画の概要となります。

なお、過疎対策事業債につきましては、元利償還金の70%が交付税措置されるものであり、この財政上の優遇措置を有効に活用し、干潟地域における持続可能な地域社会づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第13号について補足説明を申し上げます。

議案第13号は、東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

本議案につきましては、建物の老朽化により、千葉県旭市ハの612番地の1、現在、東総振興センターと呼ばれている建物から千葉県旭市高生1番地、旭市役所海上庁舎に事務所の位置を変更することに伴う規約改正につきまして、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、規約の施行日は令和4年2月1日とするものです。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 八木幹夫 登壇）

○市民生活課長（八木幹夫） 議案第16号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるこ

とについて、補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数は10名ですが、このうち1名が令和4年3月31日に任期満了となることから、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり議会の意見を求めるものです。

議案第16号で推薦したい方は、旭市後草2042番地4にお住まいの加瀬多喜男氏、昭和27年3月5日生まれの方です。

加瀬多喜男氏は、平成31年から人権擁護委員として積極的に活動されており、清廉潔白な人柄で、責任感が大変強く、委員として適任の方ですので、引き続きお願いしたいと考え、推薦するものです。

また、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

なお、委員の任期は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となります。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（木内欽市） これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は11月12日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時56分

令和3年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

令和3年11月12日（金曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

本日の会議に付した事件

第 1 議案質疑

追加日程 議案第16号直接審議（先議）

第 2 常任委員会議案付託

出席議員（18名）

1 番	崎 山 華 英	2 番	永 井 孝 佳
3 番	井 田 孝	4 番	島 田 恒
5 番	片 桐 文 夫	6 番	平 山 清 海
7 番	遠 藤 保 明	8 番	林 晴 道
9 番	宮 内 保	11 番	飯 嶋 正 利
12 番	宮 澤 芳 雄	13 番	伊 藤 保
14 番	島 田 和 雄	15 番	伊 藤 房 代
16 番	向 後 悦 世	17 番	景 山 岩三郎
18 番	木 内 欽 市	19 番	佐久間 茂 樹

欠席議員（1名）

10 番 高 木 寛

説明のため出席した者

市 長 米 本 弥一郎 副 市 長 飯 島 茂

教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
総 務 課 長	宮 内 敏 之	企画政策課長	小 倉 直 志
財 政 課 長	山 崎 剛 成	市民生活課長	八 木 幹 夫
保険年金課長	穴 澤 昭 和	環 境 課 長	高 根 浩 司
商工観光課長	加 瀬 博 久	教育総務課長	杉 本 芳 正
生涯学習課長	伊 藤 弘 行	体育振興課長	柴 栄 男

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広	事 務 局 次 長	向 後 哲 浩
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（木内欽市） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第17号までの17議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、平山清海議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○6番（平山清海） 議案第1号、24ページ、中学校大規模改造事業の内容について、旭二中和聞いております。どのような部屋をどのように改造するのか、大きな金額なのでお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、中学校大規模改造事業について、具体的な工事内容についてお答えします。

予算書24ページ、10款3項1目中学校大規模改造事業2億33万2,000円については、築37年を経過し老朽化しました第二中学校特別教室棟の改修工事に関わる委託料と工事請負費を計上したものでございます。

事業内容につきましては、委託料として設計及び管理業務が1,003万2,000円となります。工事請負費としまして、校舎外装タイルや、理科室、音楽室など特別教室内の改造工事が1億9,030万円となります。具体的には、外装ひび割れ及びタイル亀裂補修、雨どいの交換、サッシや扉の補修、天井、壁、床など内装材の更新、照明器具交換等の工事となります。

私からは以上です。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○6番（平山清海） 教室は、じゃ1室ですか。1室と今おっしゃいましたか。お願いします。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 教室なのですが、1階に調理室、第1美術室、第2美術室、2階に図書室、視聴覚室、音楽室、3階に音楽室、第1理科室、第2理科室、その合計9室の特別教室となります。

以上です。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の質疑を終わります。

自席へお戻りください。

続いて、林晴道議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○8番（林 晴道） それでは、議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決について質疑を行います。

最初に、14ページになります。

2款3項1目戸籍住民台帳費の説明欄2にある住民基本台帳事務費についてであります、この事業はマイナンバーカードに関するシステム導入の経費で、全額が国費で補填されるというものです。

では、具体的にどのようなシステムを導入するのか、それから現在のマイナンバーカードの交付状況についても併せてお尋ねをいたします。

もう一点、19ページになります。

4款1項2目予備費の説明欄1にある新型コロナウイルス感染症対策空床確保支援事業についてであります、こちらは新型コロナウイルス感染症患者の受入れのための空き病床の確保に対する支援事業であります。この支援策は、令和2年度にも同様の事業を実施していると記憶しておるのですが、昨年度からの確保した病床数の推移、それに使用状況等に関する詳細、それをお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（八木幹夫） それでは、まず初めに具体的にどのようなシステムということ

でお答えしたいと思います。

今回導入予定のシステムはマイナンバーカードに関するもので、交付管理システムと交付予約システム、この二つの機能で構成されてございます。

まず、交付管理システムについてでございますが、カードの券面のデータ、住民記録システム等、それぞれのシステムに分散されております情報の一部を一元管理するシステムで、煩雑になっております事務作業を簡素化し、作業時間を短縮することができるものでございます。

次に、交付予約システムは、市民が郵送で受け取った交付通知のQRコードの読み取りなどをして、スマートフォンやパソコンからインターネット経由で希望する日時を事前に受け取り予約をすることができるものでございます。

次に、マイナンバーの現在の交付状況でございますが、こちらは令和3年10月末現在のものとなりますが、交付枚数で2万80枚、交付率は31.04%となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、空床確保支援事業についてお答えいたします。

まず、空き病床の推移ということですが、これは県のフェーズによって日々変わってくるわけですが、昨年の総数実績でいいますと、ICUが空床数が626床、その他、ICU以外の病床については4,364病床でした。

今般の予算計上に当たっては、これまでの空床実績等を考慮しまして、ICU内の空床数を781床、その他病床数を5,401床と見込みまして、支給総額1億円を上限として計上しております。

それと、その病床の使用状況というお話でございましたが、これにつきましては入院患者数等の公表も国のほうからの指示で控えておりますので、それについてはちょっと差し控えさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） それでは、再質問を行いたいと思いますが、まず住民基本台帳事務費についてでございます。

マイナンバーカードは、今後様々な行政サービスに活用されることが考えられております。先月から健康保険証の本格利用がスタートしているという現状ではありますが、それに加えて

新型コロナウイルスの感染症の拡大によって低下した消費意欲を上げるために、国は経済対策として10万円相当の給付、それからマイナンバーカードの保有者にポイントを付与することを検討されているようです。これは、以前のマイナポイント事業と同様にカードの普及促進を目的としているので、現状の旭市の取得率、今のご回答、3割程度ということであることから、今後もカードの交付申請だとか発行業務が増えるということが考えられるわけであります。

今現在、このマイナンバーカードに対しては、なくしたらどうするんだとか、情報が漏えいするので心配をされる声もありますけれども、このように国がいろんな補助だとかポイントの付与だとかを考えている以上、旭市においても増えていくのだろうなど、そのように予想がつくわけでありますので、本システムの導入によりまして市民サービスというのはどのように変わるのか、それからどのような効果が見込めるのか。その2点を伺いたいと、そのように思います。

もう一点、次のほうです。

新型コロナウイルス感染症対策空床確保支援事業についてもございますので、お願いいたしますが、政府の専門部会は都道府県内の医療機関等で病床の確保や使用状況を共有できる体制、この必要性といったものを指摘しております。今後懸念されております感染症拡大の第6波、それを控えて旭中央病院では病床数などの変更は検討されているのか、今現在のところで具体的にお尋ねをいたしたいと、そのように思います。

○議長（木内欽市） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（八木幹夫） それでは、市民サービスがどのように変わって、効果がどのようなものかということでお答えしたいと思います。

まさしく、今回のシステム導入は、今までマイナンバーカードの手続きにはかなり時間がかかっておりました。これを全体的に、市民の方の待ち時間を減らしたり、そういう目的に導入するものでございます。受け取りにつきましても、現在予約はできませんので、カードの受け取りの来庁者が混雑したときは待ち時間が長時間となってしまう場合もございます。システムを導入することにより、今後増加していくと想定されますマイナンバーカードの交付事務について、カードを交付する際の市民の待ち時間の短縮、窓口での対応時間の短縮など、市民側のメリットを図るものでございます。

具体的に、交付管理システムのほうでは、マイナンバーカードに関します市の事務処理の

簡素化、これが大きいもので、そのほか各システムで分散されておりますデータの一部を一元管理することができるため、申請から市民に交付通知が届くまでの時間を短縮することができるものでございます。

また、交付予約システムのほうは、市民が事前に受け取り予約をすることができるため、来庁時の待ち時間を減らすことができるものでございます。

また、来庁者が事前に分かるため市でも事前に準備をしておけることや、予約状況により混雑を分散することも可能で、待ち時間の改善につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

中央病院全体の病床数の変更ということによろしいでしょうか。

議員おっしゃるとおり、都道府県において全体の空き病床等の把握が必要であるということは国のほうからも言われておるところでございますが、中央病院全体の病床数の増床ですとか、あるいは減少ということについてはまだ話題には上っておりません。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） それでは、最後に1点、新型コロナウイルスの感染症対策空床確保支援事業のほうです。

感染症の拡大で、感染リスクと背中合わせの過酷な環境の下、強い使命感を持ってくださった旭中央病院の関係機関の皆さんに心から敬意を表します。感染症の拡大により非常事態が宣言され、病院事業経営も逼迫していると思うのですが、本市のワクチン接種に対しては、会場の提供や医師、看護師等の派遣をいただくなど、迅速にワクチン接種が実施されました。そこで、旭市としても旭中央病院を力強く支援すべきと考えます。

この事業は、空き病床の確保に対する県の支援事業に市が交付金を上乗せして支給する事業で、それに係る費用として予算額1億円の計上ということであります。では、この現状を踏まえた中で、旭中央病院側と直接協議を行ったのであれば、その内容を可能な範囲で伺いたいと、そのように思うので、お願いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

中央病院との協議ということでございますが、昨年度につきましてはこちらの1億円、昨年度の予算も1億円だったんですけれども、これにつきましては原資が新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金ということで1億円という数字を計上させていただきました。それにつきましては、臨時交付金について様々な感染症対策やあるいは経済対策に使う形で分けていきますと1億円が相当であろうということで、去年は協議をいたしました。

今年度に関しましても、緊急事態宣言が続いている中、その中でやはり病院の厳しい経営状況等に関して何らかの助成支援を行うべきだということで、病院側とも協議しまして、昨年度と同様のスキームで同様の1億円という額を限度として今回計上させていただきました。これにつきましては臨時交付金の助成はないんですけれども、自主財源ということでやらせていただいております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、平山清海議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○6番（平山清海） 議案第10号、サッカー場の仕様について伺います。

4月より使用できるとのことですが、シャワー、更衣室、トイレ、照明、駐車場等、主要な設備は整えているのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） お答えします。

今年度、サッカー場の整備とともに、まず今、旧部室等を管理棟に改修しております。そこには、まず更衣室とトイレを設けます。シャワーはございません。

また、照明につきましては、今年度は整備できないんですけれども、今後検討していきたいと思っています。

また、駐車場ですが、駐車場も年度内に工事を行う予定となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○6番（平山清海） ありがとうございます。

再質問なんですけれども、このサッカー場ができたことにより、スポーツ少年団の大会または練習などの活動はこれまでどおりスポーツの森公園を使用することはできるのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の再質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 現在のスポーツ少年団、各所で練習をしております。新しくサッカー場ができるんですけれども、今までどおりのところでもできますし、またできれば新しいサッカー場ができますので、大会などもそちらで開いていただければなと思っております。

また、サッカーもそうですけれども、いろんな用途でより多くの人がサッカー場のほうを利用していただければなと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○6番（平山清海） 分かりました。

招待試合を7月にいつもやっているんですけれども、だいたい延べで400人から500人の子どもたち、父兄が来るわけです。あそこはちょうど、スポーツの森公園は日陰がありまして、そこでないとどうしても、7月の暑さなので向こうをやっぱり使用するのかなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の質疑を終わります。

平山清海議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、永井孝佳議員、質問席に移動願います。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時25分

○議長（木内欽市） 再開いたします。

永井孝佳議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○2番（永井孝佳） 議案第11号、旭市青年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

の制定について質問させていただきます。

旭市青年の家が廃止になるということですが、研修室や体育館をどのような団体が利用しているかをお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） それでは、青年の家の定期利用団体の状況についてお答えさせていただきます。

各施設の利用状況であります。青年の家は生涯学習施設と体育館、陶芸施設と別々に設置されております。それで、生涯学習施設は大正琴、音楽バンド、社交ダンス、フラダンスなど6団体105人が利用しております。体育施設は卓球、合気道、空手、剣道、柔道、お囃子などの9団体187人、あと陶芸施設は1団体13人が利用しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 再質問をさせていただきます。

様々な団体が生涯学習施設や体育館を利用しておられるということですが、それらの団体の次の活動場所というか、受皿は決まっているのでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員に申し上げます。

議案の質疑ですので、これのみの関連の質問はこの後控えてください。じゃ、今回に限り。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） それでは、青年の家の利用団体が移る先ですか、そういったのについてご説明をさせていただきます。

体育館を利用している卓球、柔道、剣道、合気道などのスポーツ団体8団体につきましては、体育施設や学校開放へお願いしています。お囃子の団体はひかた市民センターへ移転をお願いしているところでございます。陶芸の団体につきましては、今年度に陶芸窯を海上庁舎の車庫に移転いたしますので、海上公民館で活動をお願いしているところでございます。

それと、社交ダンス、フラダンスなどの軽運動団体につきましては、改修後の第二市民会館に移転をお願いする予定でございます。

以上でございます。

○2番（永井孝佳） では、それらの団体がありますので、ご配慮をお願いします。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、林晴道議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○8番（林 晴道） それでは、議案第12号、旭市過疎地域持続的発展計画の策定についての質疑を行います。

過疎対策事業債のソフト事業分として、発行上限額が本市では3,500万円とのことでありましたが、それでは今年度はどのような事業に充当を予定しているのか伺います。

あわせて、今年度の施設整備等のハード面で過疎債を予定している事業というのを具体的にお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

本年度におきまして、過疎債のまずソフト事業分につきましては、予定事業について、移住・定住関連のうち定住促進奨励金交付事業、それから産業の振興のうち家畜防疫対策事業、交通関連のうちコミュニティバス等運行事業、バス路線維持対策事業、デマンド交通運行事業、それと生活環境の整備のうち住宅リフォーム補助事業、以上の6事業に関しまして起債を予定しております。

それと、ハード面ですけれども、現在のところ南堀之内バイパスの整備事業に起債を起こすことを協議したいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） それでは、再度質問をいたしますが、計画期間が5年でありますので、令和7年度の計画期間以降の、現段階において新たに想定される事業を伺いたいと、そのように思います。

また、令和7年度以降に想定される事業を前倒しするなどの対策が必要になった場合に、過疎債の活用などはどのように対応できるのか併せて伺いたいと思います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

令和7年度以降の計画ということでございますけれども、私ども、今考えられる範囲で言いますと、学校及び保育所の統合等の事業に使えればというふうに考えております。

それと、令和7年度以降に限らず前倒しでやる場合ということでございますけれども、その場合には今回出しております計画の変更という手続きが必要になります。変更につきましては、今般の計画と同じように県との協議を経て議会に提出し、議会で議決を得まして変更するということになります。

ちなみに変更ですけれども、お隣の東庄町も過疎指定されておるんですが、東庄町の例を見ますと、結構頻繁に変更しております。ですから、来年度これをやろうとなったとき等に都度都度変更しているようなふうに見られます。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） 最後になりますけれども、本計画は干潟地域の持続的発展を図るため、過疎対策事業債などの支援制度を活用し、様々な取組を行うに当たり新たな計画を策定することとありますので、では先人たちが築いてきたこの干潟地域の特性をどのように捉えて、また新しい時代の干潟地域をつくるべく計画の策定に当たられたのかを最後に伺いたいと、そのように思います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

今回の計画につきましては、従来ある旭市の総合戦略というものの位置づけを、言うなれば総合戦略の干潟版というようなものとなっております。それで、従来からあります干潟地域の位置づけというのは、大原幽学等の文化の薫りがあるまち、それと東総運動場がありますので、スポーツとかそういったことを重視しながらやってきたというふうに考えております。

今回の計画にしましても、ソフト面で、先ほどご質問がありましたが様々な事業をのせてございます。それと、あと農業振興ということも非常に大切なことだと思っております。これらの事業に充てていくということで、先ほどハード面のことでちょっと抜けてしまったんですけれども、南堀之内バイパス以外に農業基盤整備事業などにも充てていきたいと考えて

おりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、遠藤保明議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○7番（遠藤保明） 議案第12号、旭市過疎地域持続的発展計画の策定についてお伺いします。

この計画を見ましたが、旭市総合戦略の、先ほど林議員の回答にもあったように干潟版という感じがします。計画では各分野に事業計画がなされていますが、これらの事業全てが過疎債の対象になるのでしょうか。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） これらの記載事業につきましては、先ほども申し上げましたが、総合戦略や市の分野別計画等に基づき、関係各課におきまして令和7年度までに見込まれる事業の洗い出しを行って計画に位置づけております。

本計画に記載されていない事業、ここに記載されていないと過疎債の発行や国庫補助率のかさ上げ等が受けられないということで、対象となり得る事業を幅広く網羅的に拾い上げております。このため、記載事業の全てが過疎債の対象となるわけではございません。今後、年度ごとに国・県の予算や補助金等の動向を勘案した上で、事業の精査・選択を行いながら県との起債協議を行っていくことになるかと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員。

○7番（遠藤保明） 事業計画期間は令和3年度から令和7年度中ということですので、既に計画が始まっているようですが、今年度の事業として過疎債の借入れ予定はありますか。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、申し上げます。

先ほどもお答えしたところですが、令和3年度の過疎債借入予定事業につきましては、ハード面では農業基盤整備事業、それから南堀之内バイパス整備事業等を予定しております。

また、ソフト事業では定住促進奨励金交付事業、家畜防疫対策事業、コミュニティバス等運行事業、バス路線維持対策事業、デマンド交通運行事業、住宅リフォーム補助事業、これ

らの事業に関して県との起債協議を予定しておるところです。

以上です。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員。

○7番（遠藤保明） この計画は多岐にわたって11項目くらいの事業がありますよね。今後の過疎債事業としてはどのような事業計画をされているのか、また優先順位はどうなっているのか。また、地域の意見は反映されているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 過疎債のハード事業につきましては、市道の整備ですとかコミュニティバスの購入など、計画に記載した事業で過疎法で規定する過疎債の対象施設に該当する事業の実施を予定しているところです。

また、ソフト事業については、旭市の場合、毎年度3,500万円まで借り入れることが可能となっておりますので、優先順位というよりは過疎法に規定する「地域の持続的発展に資する事業」と認められる事業を総合戦略の重点戦略に資する事業の中から、事業の精査・選択を行いながら毎年度県との協議を行っていきたいと考えております。

地域の意見の反映ということでございました。こちらの計画、9月中旬に素案を公表して、市民からパブリックコメントによる意見を募集したところです。

また、この計画の達成状況の評価につきましては、各分野の有識者等で構成する旭市の総合戦略推進委員会の中で意見を伺うことを考えております。

今後は、過疎債など有利な財源を最大限活用しながら持続可能なまちづくりを進めていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員の質疑を終わります。

遠藤保明議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第12号の質疑を終わります。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第16号について質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第17号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第16号直接審議（先議）

○議長（木内欽市） おはかりいたします。議案第16号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決まりました。

議案第16号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

採決は電子採決により採決いたします。

議案第16号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れないと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第16号は同意することに決しました。

◎日程第２ 常任委員会議案付託

○議長（木内欽市） 日程第２、常任委員会議案付託。

これより、各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第１号から議案第15号までと議案第17号の16議案をお手元に配付してあります付託議案分担表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、11月24日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は11月16日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午前１０時４５分

令和3年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

令和3年11月16日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（18名）

1 番	崎 山 華 英	2 番	永 井 孝 佳
3 番	井 田 孝	4 番	島 田 恒
5 番	片 桐 文 夫	6 番	平 山 清 海
7 番	遠 藤 保 明	8 番	林 晴 道
9 番	宮 内 保	11 番	飯 嶋 正 利
12 番	宮 澤 芳 雄	13 番	伊 藤 保
14 番	島 田 和 雄	15 番	伊 藤 房 代
16 番	向 後 悦 世	17 番	景 山 岩三郎
18 番	木 内 欽 市	19 番	佐久間 茂 樹

欠席議員（1名）

10 番 高 木 寛

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
行 政 改 革 推 進 課 長	大八木 利 武	総 務 課 長	宮 内 敏 之
企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	山 崎 剛 成

健康づくり課長	齊藤孝一	環境課長	高根浩司
商工観光課長	加瀬博久	農水産課長	多田一徳
建設課長	浪川正彦	都市整備課長	栗田茂
上下水道課長	宮負亨	教育総務課長	杉本芳正
体育振興課長	柴栄男		

事務局職員出席者

事務局長	花澤義広	事務局次長	向後哲浩
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（木内欽市） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

一般質問の再質問は、質問席でお願いします。

◇ 崎 山 華 英

○議長（木内欽市） 通告順により、崎山華英議員、ご登壇願います。

（1番 崎山華英 登壇）

○1番（崎山華英） おはようございます。議席番号1番、崎山華英です。7月の任期開始から、本当にこの4か月間はあっという間で、2回目にして早くも任期最後の一般質問となりました。精いっぱい行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回質問する項目は、大きく3つです。

項目1は、妊活から産後のサポートについてお尋ねします。

本市だけでなく、少子化問題は日本全体の問題と言えます。男女ともに30代から妊娠が成立する確率が減り、特に女性に関しては、35歳から妊娠する力、妊孕性がぐっと下がると言われています。日本の社会の仕組み上、女性にとって一番妊娠しやすい20代は学業や仕事に費やしてしまうことが多いことが現状としてあります。

厚生労働省のデータでは、近年、女性が第1子を出産する平均年齢は31歳頃と言われています。つまり、1人目を30代初めに産出したとしても、2人目以降を考える頃には、前回妊

娠したときよりも妊孕性がぐっと下がってしまっていることが多いと考えられます。

同じく厚労省のデータですが、不妊治療を行ったことがある、現在治療をしているカップルは全体の約5組に1組ということで、割合としても、子どもが欲しいのに思ったように妊娠できないカップルは決して珍しくない状況だということがうかがえます。妊活に関してはプライベートな問題であるので、なかなか表向きには出てきませんが、本市においても同じく悩んでいらっしゃる方は、今も、今までも多くいらっしゃるのではないかと考えます。

そこで、（１）妊活サポートについて、本市での妊活支援の取組は、何かされていることはあるかお尋ねします。

続いてですが、無事に妊娠されて、妊婦の方へ、妊娠中のケアだけではなく、今回は陣痛、出産時における不安に寄り添えるサポートについてお尋ねします。

出産時は、計画分娩とならない限り、予定日が近づくと、いつ陣痛が起きるか分からない状況に、妊婦の皆さんは不安と緊張の中、過ごすことが多いかと思います。産院のほうも陣痛が来たら連絡してくださいと言うだけなので、陣痛が起きた場合の産院への移動方法は家庭に任されているのが現状かと思います。

しかし、必ずしも陣痛時に周りに頼れる家族がいないケースも珍しくはなく、家族はいらっしゃっても、ふだん働いて、自宅にいない時間帯があったり、すぐには駆けつけられない場合も多くあるかと思います。

そこで、（２）の質問として、出産時の支援について、出産時の支援やケアについて、具体的には陣痛時の産院への移動に関して、本市で何かサポートはあるのかお尋ねします。

続いて、出産後のケアやサポートについて、（３）の質問です。

産後のケア・サポートについて、本市で行っている取組は、既に様々あるかと思いますが、今年の４月からスタートした産後ケア事業についても含めて、どのようなものが現状あるかお尋ねしたいと思います。

項目２に移ります。

不登校児・生徒の現状と支援についてお尋ねします。

昨年度、国内の小・中学生の不登校は19万人以上と、過去最多の数となっているそうです。昨年からの新型コロナの流行により、学校や家庭の環境が大きく変わっていったことも影響していることが考えられます。

本市におきましても、コロナ禍以前から、いわゆる不登校となってしまう子どもが多くいらっしゃる現状があると思い、質問をさせていただきます。

本市の不登校に関する現状について、不登校児童・生徒数と、市内の本庁舎に置かれています適応指導教室フレンドあさひを利用されている小・中学生の人数をお尋ねします。

続いて、（２）不登校児・生徒への支援とその保護者への支援としまして、不登校または不登校に準ずる状態で、適応指導教室も利用されていない子どもへの支援と、またそのような子どもを持つ保護者の方が抱えるであろう精神的な不安等に対する支援は、現状どのようになっているのかお尋ねします。

続きまして、最後の質問項目３に移ります。

旧本庁舎跡地に設置予定の天神公園についてお尋ねします。

本市内では、広い面積を持った公園が既に多く点在していますが、（１）の質問として、旧市役所の跡地を公園に活用することに決定した経緯をお尋ねいたします。

（２）の質問としまして、この天神公園は、遊具を置くなど、子どもたちの遊び場を公園内に整備する予定であるのかお尋ねいたします。

最後に、（３）園敷地内のトイレについてお尋ねします。

公園ということで、トイレの設置は必須かと思います。公共のトイレは犯罪等に使われやすく、敷地内にどのような位置で置かれるのか、日当たりや照明の状況、清潔で、公園を訪れた方にとっての利便性はもちろんですが、その場所の治安を大きく左右するものかと思います。そのため、設計段階で念入りの検討が必要だと考えますが、市ではどのように考えているかお尋ねいたします。

以上３項目が１回目の質問となります。再質問は質問席にて行います。何とぞ分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） それでは、健康づくり課からは、１点目の～妊活から女性に寄り添えるまちに～妊活から産後のサポートについてお答えします。

まず、（１）の妊活サポートについて、妊活の支援の取組はということでした。

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費に係る特定不妊治療に要する費用として、１年度当たり10万円を限度とした助成を平成26年度から行っています。これまでの助成件数は、延べ258組です。

また、千葉県では、不妊、不育の育児相談について、オンライン相談を実施しております。電話相談とビデオ通話による面談相談があり、対象者は千葉県内に住んでいる方で、不妊治

療を受けるかどうか悩んでいる方や治療中の方等になります。健康づくり課でも、不妊の相談があれば、対応は可能であります。

次に、出産時のサポートについてということで、出産時の移動時のサポートについての取組ということでありました。

出産時の移動時のサポートの取組に関しては、支援、取組等は、本市ではやっておりません、ございません。

続きまして、（３）産後のケア・サポートについての取組になります。

本市では、今年度から、出産後、家族等の支援が十分に受けられない方や、支援を必要とするお母さんと赤ちゃんを対象に、出産時の入院期間を延長したり、退院後に、再度、医療機関や助産院に宿泊してケアを受けるショートステイ型の産後ケア事業を始めました。

ケアの内容といたしましては、母親の身体的及び心理的ケア、保健指導、栄養指導、育児についての具体的な指導や相談等になっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、私からは大きな２番の（１）、（２）についてご回答いたします。

初めに、（１）不登校児童・生徒数についてお答えします。

年間30日以上欠席した者のうち、病気などの入院によるものを除いた不登校児童・生徒の人数は、平成30年度が小学校18名、中学校が52名、合計70名です。令和元年度が小学校20名、中学校が51名、合計71名、令和２年度が小学校24名、中学校が62名、合計86名となっており、令和３年度は９月末現在で小学校20名、中学校45名、合計65名と年々増加している状況です。

次に、フレンドあさひの利用者数についてお答えします。

旭市適応指導教室フレンドあさひは、本庁舎２階で月曜日から木曜日の週４日間、午前９時から正午まで開設しており、令和３年９月末現在の利用数は小学生が５名、中学生が11名となっております。

続きまして、（２）不登校児童・生徒への支援と、その保護者への支援についてお答えいたします。

不登校児童・生徒の支援ですが、各学校において、一人ひとりに適したきめ細やかな対応として、家庭訪問をしたり、登校した際に個別に対応できる体制を取ったりしています。登校後は、その子の実態に応じた学習支援や相談活動を行っております。

市では、適応指導教室フレンドあさひにより、不登校児童・生徒への継続的な支援を行っています。また、県の支援として、県教育委員会から派遣される訪問相談員による家庭訪問も実施しております。

保護者への支援については、保護者面談に加え、スクールカウンセラーや福祉的な側面からサポートを行うスクールソーシャルワーカーによる面談、関係機関と連携したケース会議により、保護者とともに、子どもの支援を話し合う場を設けております。

なお、児童・生徒が民間団体やフリースクールを利用する場合は、学習の様子など、学校が必要に応じて情報交換を行っているところでございます。

私からは以上です。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 都市整備課から、3、（1）跡地を公園とすることに決定した経緯ということで回答させていただきます。

天神公園は、旭文化の杜公園を新庁舎建設用地とする際、都市公園法の規定に基づく代替公園として、旧本庁舎跡地を公園として整備することといたしました。

次に、（2）設置遊具についてというところでご質問でございます。設置遊具について、遊具等の子どもたちの遊び場を公園内に整備する予定はあるかというご質問でございました。回答でございます。

遊具の設置につきましては、現時点では計画しておりませんが、今後、整備計画の策定を進めていく段階で検討してまいりたいと考えております。

次、3の（3）トイレについてということで回答いたします。

トイレの設置計画につきましては、現在、具体的な計画はございませんけれども、施設の設計を計画する段階で、詳細に検討していきたいと考えております。

現在のトイレの整備方針といたしましては、都市公園の移動等円滑化ガイドラインというものがございまして、こちらの中では、便所は高齢者、障害者等が認識しやすい場所に設置し、利用しやすい構造とする必要がある、そのため車椅子利用者が円滑に利用できるほかに、内部障害者や乳幼児連れでも円滑に利用できるように、オストメイト対応設備や乳幼児用ベッド等の設置など、公園便所の多機能化を図るとされております。

現在、公園施設の新設等に伴い、設置するトイレの施設については、このガイドラインに基づいた設計により、安全・安心で快適にご利用いただけるような施設の整備を図っております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ご答弁ありがとうございました。

それでは、一つ一つ再質問をしていきたいと思います。

項目1の、まずは妊活サポートについてですが、現在は、県の助成金に当てはまった場合のみの特定不妊治療に対しての10万円のほかに、今、千葉県でオンライン相談もされているということで分かりました。

妊活や不妊の悩みに関しては、専門機関に相談する決心をするまで時間がかかる上に、どの医療機関を受診するべきかも、自分で調べるのはなかなか負担かと思います。また、不妊の要因は男性側にもあるケースが50%はあるというデータもあるにもかかわらず、妻、女性側が一人で抱え込んでしまいがちな上に、長期間、具体的な妊活ができないまま時間が過ぎていってしまうことも考えられます。

再質問としまして、千葉県ではオンライン相談を行っているということなんですけれども、例えば旭市でも民間企業と連携し、SNSでおなじみのLINE等で市民が無料で妊活相談を受けられるという事業を導入している自治体も、全国には今幾つかある状況です。医療機関を受診するハードルの高さや、相談窓口に行ったり、電話などで相談するのはなかなかできないものですので、スマホで簡単に早い段階で気軽に相談できるということが利点となります。

旭市でも、妊活支援について、SNSを使った相談窓口を設置するなど、不妊に対する早い段階からの支援について、今後どのように考えますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） それでは、妊活とは、妊娠についての知識を身につける、体質改善や生活習慣を見直すなど、赤ちゃんがいる生活を目指して取り組む活動のことで、不妊治療も含まれております。ごく一部の自治体で、民間企業が行うLINEを活用した不妊や妊活についての相談事業を導入し、利用料の補助をしていると聞いております。

今後、不妊、妊活相談の状況の把握をするとともに、適切な支援を研究していきたいと思っております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。婚活支援に併せて、さらに現実的な少子化対策支援になると思いますので、よろしくお願いします。

そもそも、これまで私たちが学校で受けてきた性教育が、体についてに関しては、妊娠の仕組み、どちらかというと予期せぬ妊娠をしないための教育しか受けてこなかったために、妊孕性や高齢での妊娠出産のリスク、妊娠しやすいタイミングについて知識が少ないまま、女性も男性も大人になっていることが多いのではないのでしょうか。性感染症や計画外の妊娠を防ぐための情報も非常に重要と考えますが、妊娠したい場合に必要な知識も、大人になったら非常に重要になってくるかと思います。

再々質問としまして、市で開催される成人式などで、改めて妊娠や不妊に関する情報も含めた一歩進んだ性教育をまとめた冊子を作成して配ることで、若者へ啓発をする機会を取れないかということをお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 現在、健康づくり課では、新型コロナウイルス感染症のために中止をしておりますが、令和元年度まで、市内中学校の3年生を対象にした思春期教育として、赤ちゃんふれあい体験の特別授業を実施していました。

助産師により、妊娠、出産、育児や性感染症の講義を行い、育児サークルに協力をしていただき、子育てについてお話を伺ったり、実際に赤ちゃんを抱かせてもらうなどの体験をし、命の貴さを感じてもらい、将来、子どもを産み育てたいという気持ちづくりを図ってきました。新型コロナウイルス感染症が収束しましたら事業を再開する予定ですので、その中で、不妊についての情報も提供できればと考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） やはり、結婚したり、いざ子どもが欲しいなと思ったときでないと、自分事として捉えることは難しいかもしれませんが、若い世代の啓発は重要と考えています。ぜひ引き続きよろしくお願いいたします。

次に、（2）の再質問としまして、市内のタクシー会社と連携して、陣痛時等に妊婦の方が利用しやすい仕組み、いわゆる陣痛タクシーのような仕組みをつくれないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 議員のおっしゃるとおり、出産時の病院受診については、基本的にはご家族、親族等の協力により対応していただいているような状況です。

旭市内のタクシー会社で陣痛タクシーとしての事業を行っているところはありませんが、営業時間内であれば、ほとんど拒否なく利用できる状況でございます。

また、消防本部に確認したところ、緊急性が高い場合については緊急要請していただければ搬送可能とのことですので、現在のところ特別な対応は考えておりません。

以上になります。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

自宅から産院まで30分以上かかる場合もざらにあると思いますし、迎えに来ていただく家族を待っていたら、産院到着までもっとかかると思います。ましてや、2人目以降はお産の進みも速い場合がありますので、いざというとき困らないで安全に産院に行く手段があるべきと思います。

今、救急車の搬送も緊急を要する場合はオーケーということでしたけれども、やはりハードルが高いのかなと思いますし、タクシー会社のほうも営業時間内であればオーケーということも意外と、実際は妊婦の方、知られていないと思いますので、もしものときはタクシー使っていいんだよという環境づくりが、妊婦の心の負担を少しでも減らせるのではないかと思いますので、周知のほうを徹底していただきたいなと思います。

また、質問として、出産が近くなった妊婦にとって、ほかにも不安に思うことはたくさんあると思うんですけれども、事前に保健師等から不安なことがないか、積極的に聞く機会はきちんと取れていますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 子育て世代包括支援センター事業として、体調管理の支援や出産、育児に対する不安を軽減するために、妊娠8か月、32週以降の後期に、助産師、保健師が電話による支援を行っております。いろいろな相談がありますが、妊婦とその都度、一緒に考えさせていただいております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

続いて、（3）産後のケア・サポートについての再質問です。

この4月より始まっている産後ケア事業、こちらは今ご答弁いただきましたが、産後2か月のお母さんと赤ちゃんが対象で、実際利用されるケースというのは、一旦帰宅したお母さんが再度入院されるというよりは、出産時の入院を数日延長するというケースが多いとお聞きしました。

この2か月というのは、出産後の体、主に子宮がだいたい元に戻る産褥期が基準に考えられているかと思いますが、出産後のお母さんの体調は、2か月では万全には戻らないことがほとんどかと思いますが、特に体は安定してきたとしても精神的な不調は長期化することもありますし、産後鬱は1年近くたってから発症することもあるといえます。

市の保健師が、産後のお母さんと赤ちゃんを自宅のほうへ訪問する赤ちゃん訪問ですけれども、基本1回で、必要に応じて再度訪問可ということですが、訪問とまではいかなくても、定期的に保健師から連絡を入れるですとか、またSNSで相談できるような体制をつくるですとか、サポートを増やすことはできますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） ただいまのご質問にお答えします。

赤ちゃん訪問は基本1回ですが、訪問時の様子で、必要であれば再訪問も可能です。育児支援が必要と思われる家庭については、地区の担当保健師が定期的に電話したり、子育て世代包括支援センターへの来所相談を利用していただくほか、子育て学級や乳児健診、BCG予防接種会場での面談等、途切れのない支援を行っています。

以上になります。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

今、集団の健診のお話が出ましたけれども、結構流れで行っていて、赤ちゃんも泣いていたりすると、ゆっくり話しにくいという場合もあります。なので、行政のほうから積極的に、もっとお悩みですとか聞けるような体制を整えてほしいなと思っております。よろしくお願いいたします。

再々質問としまして、本市にはファミリーサポート制度やベビーシッター料金の助成制度はありませんが、特に第2子以降の出産の場合は、上の子のお世話や送迎などがあり、なか

なかお母さん一人では手が回らないという場合も多いと思います。核家族化が進み、近くに頼れる家族がいなかったり、たとえ近くに祖父母がいたとしても仕事で忙しかったり、体調が万全ではない等で、お母さんが十分なサポートを受けづらいことも多いと思いますが、こういった産後のケアを含めた制度の導入についてどうお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） それでは、ただいまのご質問についてお答えします。

市では今年度、先ほどご説明したとおり、ショートステイ型の産後ケアを開始しました。今後の利用状況や要望等を把握しながら、実情に合った制度になるように検討していきたいと思っています。

以上になります。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

そもそも、ベビーシッターを利用することなどは、この辺りの地域ではなじみがないと思いますし、インターネットで調べてもほとんど出てきません。しかし、必ずしも需要がないわけではないと思います。お母さんが時には1時間、2時間でも休めることが、産後鬱や家庭不和、虐待防止などにつながると思います。

そして、私が実際肌で感じてきたことは、第2子、第3子以降となると、第1子に比べて、母親学級などの機会を利用するのを遠慮してしまったり、サポートがどうしても薄くなりがちになってしまうことです。初めての出産じゃないんだから慣れているし大丈夫でしょうと思ったら、とんでもなく、私は、3人、娘がいるんですけれども、妊娠、出産は3回とも、体調も身の回りの環境も全く違うものでしたし、2人目以降のお母さんにとっては、上の子のお世話もしながら、おなかの子も守るわけですから、自分のことはどんどん後回しになりがちです。初めての出産はもちろん、第2子以降も第1子と同様か、それ以上のサポートの流れをつくっていただけたらなと考えています。よろしくお願いいたします。

そして、項目2の最後の質問なのですが、産後ケアの関連で、リトルベビーハンドブックについてお尋ねします。

リトルベビーハンドブックというのは、小さく生まれた赤ちゃんとそのお母さん、お父さんのための手帳で、現在、全国各地で導入が始まり、県内でも印西市で導入が開始されてい

るようです。通常の母子健康手帳は、予定日近くに生まれる赤ちゃんを基準に作られていることから、早産等によって小さく生まれた赤ちゃんにとっては成長の記録や確認が難しく、それで落ち込んでしまうご家族も多いようです。旭市でもリトルベビーハンドブックの導入の予定はないのかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） ただいまのご質問についてお答えします。

議員のおっしゃるとおり、リトルベビーハンドブックは、低出産体重児で生まれた子専用の手帳で、発育曲線が小さい子ども仕様であったり、その子なりの記録ができるページがあるのが特徴となっております。

市町村または県独自で作成されております。取り入れている市町村数ですが、調べた情報では、市独自で取り入れているのは5市あるようです。市町村ごとでは対象者数が少ないため、導入については今後県で作成していただけるよう要望してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） よろしく申し上げます。

項目2の再質問に移ります。

改めまして、学校の先生方をはじめ教育現場に携わる皆様には、日々、様々な課題に対してご尽力されていることを深く感謝申し上げます。

（1）の再質問としまして、不登校の基準というのが30日以上欠席ということなんですけれども、その基準に当てはまらなくとも、通年1日を通して学校で過ごせなかったり、放課後に登校するといった子どもを含めたら、だいたいどのぐらいの人数になるのか、またそのうちひとり親家庭に当たる世帯はどれぐらいの割合なののでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） お答えします。

ご質問にありました、欠席が30日以上ではないが通年1日学校で過ごさない子どもや放課後登校を含めた子どもは、小学校で5名、中学校で7名、合計で12名おります。このうち、ひとり親家庭は、小学校で2世帯、中学校で2世帯、合計4世帯で、割合としましては33%となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。現状について確認させていただきました。

再々質問としまして、現在、フレンドあさひは新庁舎内2階にありますが、教室を利用する意欲はあっても、地理的な要因や保護者の送迎等ができないなどで、フレンドあさひに行きたくても行けない子への支援、対応は用意していますでしょうか。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） お答えします。

まず、不登校児童・生徒及びその保護者に対して、フレンドあさひへの通級についての面談を行い、希望する場合は市役所までの移動方法や利用日時などを、本人の特性や環境を考慮して決定していきます。

利用方法は、児童・生徒の実態に応じて、週1回だけ通級したり、本人の意欲や家庭の状況で通級できる日のみ利用したりと、様々な対応を取っております。

環境の異なる場所での個別学習となりますので、子どもたちが不安なく通えるようにすることや、保護者と指導員が面談することを考慮し、特に小学生は保護者送迎となっております。中学生で、送迎等で行きたくても行けない生徒がいた場合は、個別の支援策を保護者とともに考え、対応しています。例えば、電車やバスを利用して通級していたケースもございます。

引き続き、本人の意欲や家庭の状況により、最適な方法で対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

最後の質問としまして、新庁舎へ移転前のフレンドあさひは海上支所内にあったので、すぐ隣の海上公民館のホールで遊ぶこともできたためよかったとの声がありました。現在は、すぐ近くに屋内でボールを使ったり走って遊べる場所がないので、運動等のレクリエーションをするときは、保護者が別の場所にある体育館等へ送迎するとお聞きしました。レクがある日によって送迎場所が変わることは少々不便ではないかということと、教室への入り方も、職員玄関から入れば、そこまで人目につかないということなんですけれども、建物に入るまで、やはりほぼ市役所の利用者と同じルートをとるので、人目が気になるのではないかと

いうお声もありました。

今後、利便性向上について、実際の利用者の意見を踏まえながら検討する予定はあるのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） お答えします。

適応指導教室へ通級する児童・生徒及び保護者に対しては、年度当初に面談を実施しております。面談では、学校に関することの相談や通級した際の学習方法について話し合っております。

今後も計画的な面談や送迎時の面談により利用者の意見を聞く機会を設け、可能な範囲で対応していきたいと考えております。

また、屋内での軽スポーツや外で走って遊ぶ場合は、現在改修中である第二市民会館の多目的ホールや文化の杜公園を活用するなど、保護者送迎が必要ない場所の活用も取り入れていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

では、（2）のほうで再質問をいたします。

令和元年10月25日に文科省が通知を出している不登校児童・生徒への支援の在り方についてによると、不登校児童・生徒への支援に対する基本的な考え方とある中に、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す必要があること、以下、全部については長くなってしまうので省略しますが、市ではこの通知を基本的な考え方と認識されて、児童・生徒保護者へ実際対応される先生方も共通認識を持てるようになっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） お答えします。

不登校児童・生徒の支援の在り方については、年2回、市内全校を対象として実施している長欠対策研修会をはじめ、本年度要望のあった学校を対象に、通算16回開催しています長欠対策会議の中で、不登校児童・生徒の理解や支援についての理解を深めております。

学校では、毎月の職員会議の中で、不登校児童・生徒の状況を全職員で確認しております。

また、中学校では、週 1 回実施している生徒指導部会において、不登校生徒の状況を確認し、今後の支援方法を検討しております。

今後も、不登校児童・生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童・生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働きかけを行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1 番（崎山華英） ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

再々質問としまして、今後、オンライン授業の環境が整った場合、不登校児を含め、事情により登校できない子への対応はどのようになりますでしょうか。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 児童・生徒 1 人 1 台に配付しましたタブレット端末を利用したオンライン授業については、長期にわたる臨時休業となった場合に利用可能となるよう、各校で準備を進めております。学校と家庭とのオンライン通信の体制が整えば、不登校児童・生徒を含め、学校に事情により登校できない子どもたちに対して、タブレット端末を利用した生活支援や学習支援も考えられております。

今後、ICT 運営協議会や校長会と協議しながら、タブレット端末の様々な活用方法を探り、子どもたちにとって有益な方法を取り入れていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1 番（崎山華英） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

最後の質問になりますが、不登校は子どもへの支援に比重が置かれがちですが、家庭環境の状況も、子どもの心情に大きく影響を及ぼすものだと思います。子どもと一番に接する保護者へのサポートが何より一層大事だと思います。

現在、コロナ禍において開催は難しいとは思いますが、以前は同じような不安を抱える保護者と、形は様々であっても、不登校の問題を克服された保護者とが一緒になって話をする場が開催されたことがあったと聞きました。そういった機会はまた増えるといいなと思うんですけれども、今後、また取り組む予定はありますか。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の 4 回目の質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） お答えします。

保護者がお互いに話をできる場として、市では適応指導教室フレンドあさひに通級している児童・生徒の保護者や学校関係者を招いての交流会を年3回実施しております。交流会後は、保護者同士の話合いの場を設けたり、スクールカウンセラーを講師に招いて、保護者だけの交流会を実施したり、お互いに話ができる場を設けております。

今後も、保護者の要望を聞きながら、通級している児童・生徒以外の保護者も参加できるような話合いの場を必要に応じて設定していきたいと思います。

また、不登校児童・生徒の保護者の方々には、千葉県子どもと親のサポートセンターが企画する不登校児童・生徒とその保護者を対象としたミニセミナーや懇談会を引き続き紹介していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） よろしく願いいたします。コロナ禍において、本当に子どもたちの生活環境が大きく変わり、不登校以外でも様々な心の問題が起きているかと思います。子どもたちが健やかに学び、育っていくことができるよう、自分も母親の一人として切に願っておりますので、何とぞ引き続きお願いしたいと思います。

最後に、項目3についての再質問に移ります。

跡地を公園に活用することに決定した経緯ということで、ご説明ありがとうございます。

再質問として、こちらの天神公園は、設備の内容として、どのような公園とするのか決定していることはありますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） どのような公園とするか決定していることはということで回答いたします。

まず、公園面積につきましては0.7ヘクタールでございまして、施設の概要といたしましては、舗装、芝張り等の設置を予定しておりますけれども、詳細な内容につきましては、公園施設の設置を計画する段階で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

（2）のほうで再質問いたします。遊具につきましては、先ほど未定との答弁でしたが、

もし設置となった場合に、インクルーシブ公園としての遊具を導入できないかということでお尋ねいたします。

インクルーシブ公園というのはあまり聞き慣れないかもしれないんですけども、障害の有無にかかわらず、子どもたちがみんなで一緒に遊べるように設計された公園を指します。

先月、世田谷区の砧公園内にあるインクルーシブ公園を私も見てきました。幅広で緩やかなスロープがついた大型遊具には、車椅子のまま上がって滑り台に移ることができたり、体を支える力が弱い子でも安全に乗れるブランコがあったり、随所に様々な工夫がされていました。

市内には幾つも公園がある中で、そういった障害を持つ子も遊べる場所はありません。障害のある子もない子も同じ空間で遊ぶことが当たり前になり、遊んでいる子どもたちにとっては、幼い頃より障害に対する理解も得やすく、お互いの違いを受け入れられる感覚の形成ができ、いじめや差別のない社会づくりにつながるとも考えます。

今後、本市において、インクルーシブ公園について計画はございますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） インクルーシブ公園ということの遊具等を導入できないかというところでご質問いただきました。

市内の公園につきましては、既にインクルーシブな遊具としてご利用いただける遊具が一部導入されている場所がございます。これは、幼児用の遊具というのがございまして、それに近いものというふうに考えております。

今後、天神公園の整備計画の策定時におきましても同様に、遊具の設計を検討する段階で、併せてインクルーシブな遊具についても検討事項の一つとして考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

一旦、再々質問としまして、公園の保守点検についてお聞きします。

天神公園が新たに増えるということで、市内、ほかの公園を含め管理も大変になってくるかと思います。ふだんから、私も子どもと市内各地の公園を利用していますが、中には長期

にわたり一部壊れたままになっていたり、撤去したままで遊具がない箇所もあります。遊具を含む公園内の設備の保守点検、見回りは現状どのようにしているのかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 遊具の保守点検について回答いたします。

遊具の保守点検につきましては、専門業者による点検を年1回実施しております。

また、その他の公園施設の点検につきましては、市職員による日々の点検や台風、地震等の被害状況の確認、維持管理業者が業務時に行う巡回、会計年度任用職員による作業を兼ねた見回り等にて実施している状況であります。

なお、不具合や危険な箇所等を発見した場合には、当該施設の使用禁止や注意喚起を促すような対策をし、速やかに利用者の安全確保をできるように努めております。

また、点検の結果、施設の修繕が必要となった場合には、破損の規模、利用頻度、緊急性等、優先順位をつけた上で、順次修繕しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。何より利用する子どもたちの安全が一番と考えますので、よろしくお願いいたします。

それでは、（2）の最後の再質問として、インクルーシブ公園について戻るんですけども、市長からも、できることでしたらお考えをお聞きしたいと思います。

天神公園については、答弁のところ、まだ未定とのことでしたが、今後、市内において、インクルーシブ公園について、もしお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 公園は市民の文化活動、スポーツ、レクリエーションなどの中心となる場であり、市民の健康づくりや交流の場として、利用促進を図っております。

また、障害の有無にかかわらず、あらゆる子どもが一緒に遊べるインクルーシブな公園の整備につきましても、先進事例や管理運営上の課題などを含めた上で検討を進めてまいりたいと考えています。

なお、公園施設の改修や更新を行う際には、安全・安心で利便性が向上するよう心がけてまいります。

ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） 前向きな答弁ありがとうございます。

3番のトイレについてですけれども、先ほどの遊具と設備の保守点検に関する質問に類似しますが、市内のトイレの清掃頻度についてはどのぐらいなのでしょう。民間の業者に委託しているという認識でいいのか、毎週何曜日に清掃するなどの頻度、日程が決まっているのかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） トイレの清掃につきましては、維持管理委託業者により、週2回の頻度にて実施しております。また、特に利用者の多い施設につきましては、週3回清掃している施設もございます。

なお、清掃日程につきましては、衛生的な状態を保てるよう、施設ごとに調整をして、清掃しているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

市内の公園のトイレを利用する際に、暗くて、何となく入りづらい上に臭いが気になることも多いと思うのが現状です。利用者が多い週末の前後の日の清掃を重点的に行っていただいたり、利用しやすい環境づくりをつくっていただきたいなと思います。

また、繰り返しになりますが、トイレの印象は治安に大きく関わりますので、既存の公園はもちろん、新たにできる天神公園についても十分な管理、監視をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で私からの質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の一般質問を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

◇ 井 田 孝

○議長（木内欽市） 続いて、井田孝議員、ご登壇願います。

（3番 井田 孝 登壇）

○3番（井田 孝） 皆さん、こんにちは。議席番号3番、井田孝でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、令和3年第4回定例議会にて一般質問をいたします。

質問事項1、市内の通学路について質問いたします。

（1）8月10日に通学路の合同点検が終わったということですが、それ以降に修繕等の工事を行った箇所はあるか教えていただきたい。

（2）第二中学校の通学路において、帰宅時の混雑を避ける工夫はできないか、またその対策を行っていれば教えていただきたい。

質問事項2、空き家条例について質問いたします。

（1）現行の空き家条例は、放置されている空き家の倒壊を防ぐための条例ですが、他市町村のように、空き家バンクとして、他地域からの移住者を迎え入れる政策を考えているか教えていただきたい。

質問事項3、新型コロナウイルス感染症の対策について質問いたします。

（1）必ず来ると言われている第6波の流行が起こった際、第5波のときと同じように、軽症者が療養施設へ受入れができずに自宅療養せざるを得ない状況も考えられます。そういう場合、市として、市民をフォローする体制を考えているか教えていただきたい。

1回目の質問は以上です。再質問は質問席において行わせていただきます。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時 5分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、井田孝議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 私からは、大きな1番の市内の通学路についての（1）、（2）についてご回答をいたします。

まず、（1）で、前回お答えしました合同点検185か所のうち対策が必要な箇所は94か所でした。そのうち、10月末現在で修繕などで対策が完了したものが29か所、現在着手中のものが7か所となっております。また、未着手の58か所のうち34か所につきましては今年度中

に各対応機関等において完了の予定となっております。

なお、合同点検の結果につきましては、10月25日に市のホームページに掲載をしたところでございます。

今後も、関係機関と連携し、危険箇所の解消に努めてまいりたいと思います。

続きまして、（２）第二中学校の通学路において、帰宅時の混雑を避ける工夫はできないかについてお答えします。

中学校では、日没の時刻に合わせて下校時間を設定しております。日没時間が午後５時半前後となり、会社などの退勤時間とちょうど重なる10月と２月は周辺道路が特に混雑するため、各学校では対策を講じているところでございます。

第二中学校では、生徒に対しては、登下校の際の校門を学年別に分けたり、道路の横断場所を指定するなどの下校指導を行うとともに、保護者に対しては送迎者の車両通行を一方通行にして協力依頼するなど、年間を通して様々な対応をしております。また、部活動の中止等により一斉下校となる場合は、学年ごとに10分間ずつ時間差をつけて下校するとともに、保護者に対してもスクールメールなどで時差での送迎について協力をお願いしているところでございます。

私からは以上です。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 私からは、２、（１）空き家対策の中の空家バンクとして、他地域からの移住者を迎える政策は考えているかというところのご質問でございます。

回答させていただきます。

旭市では、先の第３回定例会におきまして、旭市空家等の適切な管理に関する条例を改正し、空家等対策協議会の設置及び空家等対策計画の策定をすることとなっております。

移住者を迎え入れる政策といたしましては、旭市空家等対策協議会におきまして作成予定であります旭市空家等対策計画の中で空家バンク制度につきましても重要な施策として協議していただく予定となっております。

なお、空家バンク制度の実施に伴い、土地、建物の取引については地域の専門家等にご協力をいただくことを予定しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 私からは、３点目の新型コロナウイルス対策、（１）の自宅

療養者へのフォロー体制ということでお答えいたします。

感染症法における感染対策の実施主体は都道府県とされておりますが、自宅療養者等の生活支援を行う住民サービスにつきましては、県と連携して市が生活支援を実施できるよう、令和３年９月に自宅療養者等に係る連携事業に関する覚書を千葉県と交わし、体制を整えました。連携事業の実施に当たりましては、海匝保健所より、自宅療養者等の氏名、住所及び連絡先などの必要な情報が提供されることになっており、県の要請により生活支援を実施していくことになります。

以上になります。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○３番（井田 孝） 質問事項１、（１）についてですが、これからも速やかに対応していただけるようお願いします。

それでは、質問事項１、（２）について再質問いたします。

旧市役所前の交差点では、信号待ちの際、下校時の混雑があると生徒の自転車が横に並んでいるのをよく見かけます。中学生ですので友人と話しながら帰りたいのは分かりますが、自転車運転のマナー面から改善は考えられないでしょうか、お聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） お答えします。

第二中学校に確認したところ、学校では生徒に対し信号待ちの際に１列で学び待機するよう指導しているところでございます。しかしながら、ご指摘のように並列で待機する状況も見受けられることを踏まえ、再度通学時の交通マナーの遵守と事故防止について生徒への指導を徹底するよう学校に周知していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○３番（井田 孝） ぜひご指導をよろしくお願いいたします。

質問事項１、（２）について再々質問いたします。

雨の日に生徒たちを迎えに来る保護者の車ですが、二中の東側のネットフェンス沿いに縦列して待っています。その縦列に入れなくなった車は、二中の周りを周回しているのが現状です。旧環境課の跡地が現在駐車場となっておりますが、使われてはおりません。送迎のために開放することは可能でしょうか、お聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） お答えします。

旧環境課跡地につきましては、現在のところ公用車と職員の駐車場として使用する予定ですが、今後担当課と協議して検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○3番（井田 孝） ぜひ前向きな検討をよろしくお願いいたします。

それでは、質問事項2、（1）について再質問いたします。

近隣市町村では、東庄町が更地の売り地を提供し、匝瑳市では土地付きの住宅を売却する空家バンクを行っています。リモートによる仕事が増えている中、都会から地方への移住者が増えているというニュースも流れています。旭市でも移住者を迎え入れる空家バンクのような政策があれば、都内近郊の人々へアピールするチャンスになるのではないかと思います。市として、この先どのようなお考えがあるのかをお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） リモート等が増えたというところでのご質問でいただきました。回答させていただきます。

テレワーク、在宅ワーク、ワーケーション等の新しい仕事スタイルの普及に伴い、二地域居住や他地域居住をはじめとする多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、国におきましても空き家等の活用を通じた二地域居住の推進ということで取組を行っているところであります。

旭市では、策定予定の旭市空家等対策計画におきまして、空家バンク制度と併せて他地域からの移住者を迎える施策として空家リフォーム補助制度や空家対策総合支援事業等の検討につきましても盛り込んでいく予定となっており、他地域の方に対しアピールできる機会と考えております。

なお、実施内容等の詳細につきましては、空家バンク制度と同様に旭市空家等対策協議会及び旭市空家等対策連絡会議において協議をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○3番（井田 孝） では、質問事項2、（1）について再々質問いたします。

先ほど言われた空家バンクの政策を行うに当たり、昭和56年以前の新耐震基準を満たしていない建物や違法建築である建物の提供はあり得るのでしょうか。また、そういう場合はどのような措置を講じていくのかを教えてください。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 空家バンクの提供の体制等ということでご質問いただきました。

市といたしましては、管理状況のよい新耐震基準で建築されたものを基本として登録する予定で考えております。また、新耐震基準以前に建築されたものにつきましても他市と同様に登録し、建築年、耐震化の情報等を掲載する方法もあるかと思いますが、旭市におきましては、登録の可否、確認事項及び空家バンクとして公開する内容につきまして、他市を参考にしつつ、旭市空家等対策協議会及び旭市空家等対策連絡会議で検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○3番（井田 孝） 私が空家条例協議会の委員に議員として選ばれておりますので、ぜひとも米本市長のお考えをお聞きしたいと思います。

東京オリンピックのサーフィン会場となった一宮町では、移住者が増えていると聞きます。旭市でも先週、サーフィンの大会が開かれ、そして海があり、温暖な気候で豊富な食材にも恵まれています。以前から、潜在能力の高い旭市と言われている米本市長に、空家バンクに対しての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 空家バンク制度は、他地域にお住まいの方に対して、大変住みやすい本市の魅力をアピールできる機会と捉えております。旭市空家等対策計画の中でも、空家バンク制度は重要な施策として位置づけていきたいと考えております。空家等の有効活用を進め、他地域からの移住者を増やしていけるよう取り組んでまいります。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○3番（井田 孝） 前向きな意見をいただき、ありがとうございました。

それでは、質問事項3、（1）について再々質問いたします。

軽症者が自宅療養している場合、県と連携して生活支援を行うということですが、食事の提供や生活必需品の買物代行のようなサービスまで考えているのかをお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） それでは、回答します。

援助する方のいない自宅療養者につきましては、海匝保健所から支援の要請がありましたら、関係各所と連携を図りながら、健康観察、安否確認及び食料品・生活必需品等の購入代行など必要な生活支援を行う予定でございます。

以上になります。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○3番（井田 孝） ありがとうございます。

質問ではありませんが、第5波のとき、自宅療養中に亡くなられたというニュースを何度も耳にしました。旭市ではそういうことが起きないように、保健所と連携を密にし、健康状態や安否確認を徹底していただくことを切にお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の一般質問を終わります。

井田孝議員は自席へお戻りください。

◇ 平 山 清 海

○議長（木内欽市） 続いて、平山清海議員、ご登壇願います。

（6番 平山清海 登壇）

○6番（平山清海） 議員番号6番、平山清海でございます。

令和3年第4回定例会において一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回、私は4項目9点について質問させていただきます。

今、新聞、テレビ等で盛んに言っておられます脱炭素問題であります。まずは1項目め、洋上風力発電についてお聞きします。

（1）政府が洋上風力発電の拡大を目指す方針を掲げたことを追い風に、日本風力発電協会の会員数が急増していると聞いています。我が旭市でも、飯岡に調査用の鉄塔が建てられています。進捗状況をお聞きします。

(2) 洋上風力発電に伴う旭市へのメリットを伺います。

(3) 洋上風力発電1基には多数の部品が必要と聞きますが、その部品工場を旭市に誘致できないかお聞きます。

2項目め、旭市の産業、経済発展に向けた取組についてお聞きます。

(1) 洋上風力発電もよいとは思いますが、水素で発電という導入についても考えてはどうかと思っています。国レベルで考えなくてはならない問題だと思いますが、我が旭市ではどうでしょうか。

(2) 脱炭素対応をどう計画に取り入れるのか、旭市の計画があればお伺いします。

3項目め、ワクチンパスポートの発行について伺います。いいことに、今はコロナは収まっていますが、旭市の現状、ワクチンパスポートの問合せについて伺います。

(2) 今後の計画について伺います。

4項目め、先ほどの井田議員とちょっとかぶりますが、子どもたちの通学路について伺います。

(1) 県内で3,693か所の危険な通学路が明らかになったと新聞に書かれていました。旭市では、危険箇所は把握しているのかお聞きます。

(2) 今後の改善計画があればお聞きます。

以上、再質問については質問席にて行います。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私のほうからは1項目め、洋上風力発電についての

(1) 進捗状況、それから(2)のメリットについて申し上げます。

銚子から外房地域までの洋上風力発電のポテンシャルは全国的にも高い状況にあり、銚子沖についても洋上風力発電の導入が将来的な産業振興や地域振興につながることを期待されております。

議員おっしゃる旭市沖につきましても、洋上風力発電の可能性の調査のため、発電事業者により洋上の風と似た観測地を選べる海岸線付近に観測塔が建てられております。これら洋上風力発電計画の事業の実施には、漁業、地域との協調は不可欠であり、地元の海匠漁協も検討を続けておるところですけれども、漁協全体の合意形成には至っておらず、組合員の理解もまだ十分ではないということから、組合員に対して勉強会を開催し、理解を深めてきたところでございます。

それと、（２）の旭市へのメリットということですが、洋上風力発電導入の市へのメリットとして、発電設備等による固定資産税の税収が期待できます。固定資産税につきましては、設置される規模や風車の構造等による変動要因が大きく、まだ日本において大規模な洋上風力発電施設の事例がないため、１基当たりの具体的な金額は算定できておりません。しかしながら、参考に地上の風力発電の固定資産税の一例を申し上げますと、１基当たり耐用年数の17年間の合計で約2,900万円の税収となると考えられます。ただし、洋上風力発電の誘致による固定資産税の増収については、その75%が普通交付税から減額されるという措置になります。また、発電事業者は漁業と協調、共生、振興の取組を実施するに当たり、地元自治体が設置する基金に一定額を出捐することとなっております。これらが市のメリットということになるかと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、議員ご質問の洋上風力発電機は多数の部品が必要だということ、旭市にその工場の誘致はできないかというご質問でございます。

洋上風力発電施設の発電設備の部品点数は非常に多いことから、建設に至った場合は関連企業の誘致や地元企業の活用などが期待されるところでございます。市では現在、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例によりまして、新たに設備投資する企業に対して固定資産税の課税免除や雇用奨励金の交付といった奨励措置を実施し、産業の発展と雇用促進を図っているところでありまして、洋上風力発電関連の企業誘致等につきましても、今後の進捗状況を見ながら、地元経済の活性化につなげていけるよう研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 私のほうからは、大きな２番、旭市の産業、経済発展に向けた取組についての（１）、（２）についてお答えします。

では、最初に（１）の水素発電の導入についてお答えします。

経済産業省においては、エネルギー政策基本法に基づくエネルギー基本計画によりまして、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、エネルギー転換、脱炭素社会を見据えた新たなエネルギー政策の方向性が示されております。水素発電に使用する水素燃料は二酸化炭素などの温室効果ガスをほとんど排出しませんので、環境に優しいクリーンなエ

エネルギーであると聞いております。本市におきましても、国の政策に基づきまして2050年の目標に向けて考えてまいりたいと思います。

次に、（２）の旭市の計画についてお答えします。

旭市としましては、現在、市の本庁舎や学校、各施設などを対象とし、旭市地球温暖化対策推進実行計画に基づく温室効果ガス排出量削減の目標達成に向けた取組を行っております。今後は、旭市環境基本計画の見直しを行いながら、2050年に向けたカーボンニュートラル、脱炭素社会に対応した計画の策定や対策を講ずる必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 私からは、大きな３番目、ワクチンパスポートの発行について（１）と（２）のご質問にお答えいたします。

初めに、（１）旭市の現状についてお答えいたします。

ワクチンパスポート、予防接種証明書は予防接種法に基づく公的な証明書で、海外渡航の予定がある方に、渡航先への入国時、帰国後の待機期間に関する防疫措置の緩和を受ける際などに活用できるよう発行される証明書でございます。申請書と旅券、予防接種済証をご用意いただき、市民生活課で申請いただくと、その場で紙の証明書を発行しお渡ししております。７月26日から申請を受け付けし、発行を行っており、発行実績は11月15日現在で163件でございます。

次に、（２）今後の計画についてお答えいたします。

国では現在、接種証明書のデジタル化について、年内をめどに実現できるよう検討を進めております。マイナンバーカードとスマートフォンなどを利用して電子申請し、証明書がスマートフォンの画面上に表示される形式を想定しているようです。接種証明書のデジタル化が進めば証明書の取扱いが容易になるので、国では国内での利用も検討しているようです。

以上になります。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、私からは大きな４番の（１）、（２）についてご回答いたします。

まず、（１）危険箇所の把握についてですが、先ほど井田議員への回答と同じような内容となってしまいますが、危険箇所の把握状況についてお答えいたします。

八街市の交通事故を受け、８月に実施した緊急合同点検185か所のうち対策が必要な危険

箇所は本市では94か所という結果でした。なお、合同点検の結果につきましては、10月25日に市のホームページに掲載したところでございます。

続きまして、（２）今後の改善経過についてお答えいたします。

緊急合同点検で判明いたしました94の危険箇所につきましては、旭市警察署、千葉県海匠土木事務所、建設課、市民生活課、PTAなどと情報共有を図り、速やかに関係機関や市の関係部署に対策を要請しております。

10月末現在での対策の進捗状況ですが、完了したものが29か所、現在着手中のものが7か所となっております。なお、未着手での58か所のうち34か所につきましては、今年度中に各対応機関等において完了の予定となっております。

今後も関係機関等と連携し危険箇所の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 建設課からは、４、通学路についてのうち（２）今後の改善計画のうち建設課所管のものにつきましてお答えいたします。

今後の改善計画についてですが、合同点検などの結果を踏まえて、効果的な対策工事を計画実施してまいります。具体的に建設課所管の対策工事としまして、経年劣化した道路の白線、路面標示の再設置、及びガードレールの更新工事を計画的に実施してまいります。また、その他に交通安全維持補修事業としまして、危険箇所への道路反射鏡、転落防止柵及び視線誘導標を設置するなど、安全と利便性に配慮した整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○６番（平山清海） それでは、１項目めから再質問いたします。

１番、（１）銚子市長、漁協らが県知事に要請を出したと書かれていました。また、いすみ市沖でも検討が進められているとの発表があったようだが、旭市ではどうなっておりますでしょうか、お聞きします。

２番といたしまして、促進区域としては県内では銚子沖が既に指定されている洋上風力発電を進めていく気があるのなら、早急に指定されるよう計画を進めてはどうか。

よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、ご指摘のまず（１）についてお答えいたします。

銚子市、いすみ市沖で進められているけれども、旭市沖はどうなんだろうというご質問でございました。

再エネ海域利用法では、国が主体となり基本方針を定め、年度ごとに促進区域の指定を行った上で、公募による事業者の選定を行うこととされております。促進区域の指定に当たっては、地元関係者との調整が必要であることを踏まえ、都道府県等からの情報提供を参照し、国が促進地域を指定することとなっています。

旭市におきましても、既に促進区域に指定されている銚子市沖や有望な区域として選定されているいすみ市沖での動きを踏まえながら、地元関係者と連携し、検討してまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○６番（平山清海） （２）といたしまして、着床式にすると周辺に豊かな漁場が生まれる可能性があると書いてありました。漁協の意見は聞いていますでしょうか、お聞きします。

また、３といたしまして、１基造るのに約１万５,０００個ほどの部品が必要と聞きます。旭市に工場を誘致できれば、大変な経済効果を見込めると思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） ただいまの質問、（２）でよろしいですか。

○６番（平山清海） （２）で、じゃ。すみません。

○議長（木内欽市） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

周辺に豊かな漁場が生まれる可能性があるというお話でございます。風車の基礎部分が人工の漁礁となりまして、新たな漁場の創出も期待できるというお話は確かにございます。ただし、洋上風力に関しましては過去にあまり前例も少なく、不確実性も大きいことから、発電事業に対しては漁業への影響について十分配慮し、調査を実施するよう求められているところでございます。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○６番（平山清海） では、今度は（３）でいいのかな。１基造るのに１万５,０００個ほどの部品が必要と聞きます。旭市に工場を誘致できれば大変な経済効果を見込めるかと思います。どうでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、ご質問にお答えします。

1基当たり造るのに1万5,000個ぐらいの部品が必要だよということで、その工場を誘致できればというご質問でございました。

まず、洋上風力発電は、関連機器の工場誘致による経済効果のほか、地元企業の活用、あるいはメンテナンス関連の産業など、幅広い波及効果も見込まれると思っております。いずれにいたしましても、今後の進捗状況を見ながら情報収集を行いまして、地域経済の活性化につなげていけるよう検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○6番（平山清海） また、景観としても20基、30基となればすばらしい眺めとなるものではないかと思えます。どうでしょうか。

○議長（木内欽市） 再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、景観に関するご質問でございます。

20基、30基となれば、大変眺めが美しいものとなるということでございます。確かにそう私どもも思っております。洋上に風車が立ち並ぶ光景を新たな観光スポットといたしまして集客に結びつけているケースや、洋上風力発電施設を見学するツアーなどを企画し、一般の方だけではなく企業の方からも好評をいただいているケースなどがあるようです。

市といたしましては、これら先行事例を参考にしながら、新しい観光資源として地域経済の活性化につなげていけるよう研究、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○6番（平山清海） ありがとうございました。

それでは2項目め、旭市の産業、経済発展に向けた取組について再質問いたします。

水素で自家発電のようなものはどうなのでしょう。水素は夜間や天気の悪い日でも発電ができます。

（2）といたしまして、20年、30年先の旭市のため、全国の市町村に先駆け、行動を起こすときではないのかと……早かったか。

じゃ、（１）のほう、よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、水素燃料を使った自家発電ということでお答えいたします。

水素による自家発電用設備につきましては、まだ一般には普及されておらず現状では難しいと思いますが、国の施策として今後実用化されていくものと考えられますので、旭市といえども、環境に優しいクリーンエネルギーとして将来的に取り組んでいけたらと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○６番（平山清海） （２）といたしまして、20年、30年先の旭市のため、全国の市町村に先駆け行動を起こすときではないのか、車が電気自動車や水素エンジンになりつつある時代です。チーム旭で考えてはということで、市長にお聞きします。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 20年、30年先の旭市のためとの質問でございます。

脱炭素社会に向けての取組は非常に重要な国の政策であると認識しております。本市におきましても、実証事例や安全性などを十分確認しながら慎重に考えてまいりたいと思っております。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○６番（平山清海） 私もまだまだ勉強不足です。また、近い将来のことです。みんなで考えていきましょう。

それでは、３項目めの質問に移ります。

ワクチンパスポートの発行について再質問いたします。

コロナウイルスの接種証明について旭市では発行しないのでしょうか。これは住民からいただいたご意見です。

それと、また２といたしまして、接種証明は自分でコピーして持っていけばいいのでしょうか。

１、２、一緒の回答でお願いします。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） それでは、回答いたします。

接種券の右側に予防接種済証がついております。ワクチンを接種する際にお持ちいただいた予防接種済証にワクチンの製造番号シールを貼り、日付、接種場所の印を押してお返ししております。こちらが公的な接種証明書となりますので、現在のところ一般の方が接種の記録を必要とする場合は予防接種済証を利用するよう国でもご案内いたしております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○6番（平山清海） 分かりました。

それでは、4項目めの再質問をします。子どもたちの通学路について、今後の改善計画について再質問いたします。

子どもの命、待ったなしと書かれていました。事務的な仕事になってしまうのも理解はできますが、人命に関わることでありますので、県の仕事だとか、市の仕事だとか言っていないで、臨機応変に素早い対策を取ってもらいたいと思います。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） お答えします。

危険箇所については、対応する各関係機関等で速やかに対策を進めているところでございますが、学校の近辺など、特に危険性が高いと思われる箇所につきましては迅速に必要な対策を実施されるよう今後も強く要望していくとともに、関係機関と情報共有を図り、連携しながらハードとソフトの両面から効果的な対策を講じ進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 建設課からは、素早い対応についてお答えいたします。

通学路の安全対策につきましては、横断歩道などの規制標識を管理する千葉県警察本部、国道や県道を管理いたします千葉県、市道を管理する旭市とそれぞれの管理者がございます。それぞれが所管する安全対策について、今まで以上に連携を取りながら調整を図り、可能な限り速やかに実施していきたいと考えております。

また、建設課においては、安全対策の一環としまして日常的なパトロールを行うとともに、

市道における除草作業や路面の陥没箇所の修繕など速やかに対応し、安全対策に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○6番（平山清海） では、再々質問いたします。

多額の予算がなくても取れる対策はあります。地域住民による児童の見守りや道路に凸凹を設けたり、色分けしたりして車の速度を抑制する方法はあります。いかに子どもの命を守るか、事故が起きてからでは遅い。早急に改善計画をお願いします。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、教育委員会では、ソフト面の対策としまして、登下校時の学校職員やP T A役員の交通指導、指導主事やスクールガードリーダーの巡回パトロールや警察署との連携強化を実施しております。また、地域の方々の協力による見守り活動については、増員により全学校で実施できるよう現在検討を進めているところでございます。今後も子どもたちの命を守る取組の充実を図り、継続して実施してまいりたいと考えております。

また、学校におきましては、児童・生徒に対して交通ルールやマナーの指導、通学路上の危険箇所の周知と、登下校時の注意喚起の徹底など、交通安全教育の充実を図り、自らの命を守ることができる子どもたちの育成に取り組んでまいります。

今後も関係機関との連携を密にして危険箇所の早期解消に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 建設課からは、道路の凸凹や路面の色分けなどの対策方法につきましてお答えいたします。

車の速度を抑制する方法としまして、道路路面を凸凹型の、凹凸の盛り上がった形状にするハンプの設置や、歩行者の安全確保として路面の色分けなどについては一定の効果があると承知しております。本市においても、歩道が確保できない通学路に路面の色分けとしてグリーンベルトを設置している路線がございます。

今後も現場を精査し、設置可能な路線については積極的に施工していきたいと考えております。また、道路に設置するハンプについても車の速度抑制に効果が見込まれますので、道

路の形状により設置可能な場所については、先進地の状況や所轄警察署の意見を踏まえまして慎重な議論を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○6番（平山清海） それでは、よろしくお願いします。

一般質問を終わります。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の一般質問を終わります。

平山清海議員は自席へお戻りください。

◇ 宮 澤 芳 雄

○議長（木内欽市） 続いて、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（12番 宮澤芳雄 登壇）

○12番（宮澤芳雄） 議席番号12番、宮澤芳雄です。

旭市議会第4回定例会におきまして、一般質問を行います。

大きく分けて2点の質問を行います。

1点目、過疎地域認定についてお尋ねいたします。

旭市が過疎支援市町村に認定されたと新聞に報道され、私たちは大変驚きました。過疎地域に認定されるとどのようなことが起こるのかとても心配しました。

令和3年4月に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が新しく制定され、旭市干潟地区が過疎地域に認定されました。これは、著しい人口減少により地域社会の活力が低下し、生産機能、生活環境の整備等が低位にある地域に、総合かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、地域の持続的発展を支援し、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充を図ると記されています。よく理解すれば地域が困ることではなく、地域の持続的発展を支援してくれることだと分かります。そこで、今現在大変困っていることについて過疎法ではどのような対応が可能なのか教えていただきたいと思います。

（1）基幹産業について。基幹産業の農業、畜産、ハウス栽培などにおいても、これまで後継者問題や担い手の育成などに市として実に手厚い対応をしていますが、さらに過疎法ではどのような対策があるのか、そして安定した利益の確保のためどのような対策が可能なのかお尋ねします。

（2）道路整備について。干潟地区には、道幅が狭く自宅まで救急車が入れない道路があ

ります。改善するため、過疎法でできることはあるのかお尋ねします。また、いまだ未舗装の道路も多く見受けられます。これらについても過疎債での対策は当てはまるのかお尋ねいたします。

（３）上水道整備について。干潟地区の上水道事業は昭和56年から東総広域水道企業団より上水受水による配水が開始され、水道管の老朽化が懸念されています。本管からメーター計までの配管の取替工事に過疎債は適用できるのかお尋ねします。

（４）高齢者福祉について。高齢者の買物や通院、ごみ出しなどに対し、市では様々な取組をしていますが、その中でコミュニティバスとデマンドタクシーの事業者に対し補助金が交付されていますが、過疎債ではその補助金に対してさらなる増額は可能であるのかお尋ねします。

大きな２点目、東京オリンピック後の交流についてお尋ねします。

（１）ドイツとの交流について。今年は、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、世界中に感動を与えてくれました。旭市でも事前キャンプ誘致のために、2017年に市長がドイツに行き、ドイツ卓球チームの旭市での事前キャンプの確約をしてきました。新型コロナウイルスの感染拡大のため事前キャンプは実現しませんでした。今後ドイツ卓球チームとの交流はどのように続けられるのかお尋ねします。

（２）ザンビアとの交流について。ザンビア共和国は、他市との間で事前キャンプの調印が予定されていました。ところが、その直前に断られてしまい大変困っていました。千葉県の前キャンプ・大会競技支援課は何とかしてあげたいと考え、旭市の体育振興課に助けを求めてきて、旭市での事前キャンプが決定しました。県の職員と市の職員の連携で実現に至ったことは、多くの関係機関に高く評価されました。もちろん、ザンビア共和国は大変感謝しています。そして、これからも交流を続けたいと話しているとのことですが、今後の具体的な交流についてお尋ねします。

（３）日本卓球協会との連携について。東京オリンピックでは、旭市と深い関係にある日本の卓球チームが大活躍をしました。混合ダブルスでは見事に金メダルを獲得しましたが、あの試合でコーチを務めた田勢コーチ、後に今現在は男子の監督に就任されています。また、解説をしていた宮崎総監督も全て旭市のおかげだと大変感謝していると話しています。宮崎さんは、低迷する日本の卓球を何としても世界に通じるレベルに上げたいと、2001年10月に日本男子代表監督に就任し、その後ジュニアの育成に全力で取り組みました。2010年の千葉国体では、旭市が卓球の競技会場でしたが、運営に携わる旭市体育振興課の職員の姿に、

宮崎さんをはじめ日本卓球協会の皆さんは非常に心を打たれ、この地でジュニアの育成をしたいと考えました。相談を受けた旭市が快く引き受け、翌年から世界ジュニア卓球選手権大会日本代表選手選考会が旭市で行われることになりました。

低迷する日本の卓球界、それもジュニアの大会を温かく受け入れるところではなく、本当にありがたかったと話しています。しかも、旭市で開催されるようになってからも6年間全く芽が出ませんでした。それにもかかわらず、旭市体育振興課の皆さんはいつも温かく私たちを迎えてくださった。そのおかげで、ようやく7年目頃から選手たちが活躍し出して、10年目に金メダルを取ることができた。職員の皆さんには、本当に感謝に堪えないと話しています。いつもお世話になっている旭市には恩返しをしたいと話していると聞きました。日本卓球チームの総監督である宮崎強化本部長と深い関係にある旭市体育振興課から市民に感動を与えてくれるようなイベントの企画を宮崎さんをお願いしてはいかがでしょうか。

以上、1回目の質問は終わります。2回目以降は質問席で行います。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 1分

再開 午後 1時 0分

○副議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長に代わって、私のほうで議事進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、引き続き、宮澤芳雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、農水産課のほうから大きな1番、過疎地域認定についての（1）基幹産業についてお答えいたします。

この特別措置法による直接的な支援はありませんが、旭市過疎地域持続的発展計画において、農業振興に関する様々な事業を計画に盛り込んでおります。

具体的には、農地の保全活動や農業基盤整備、園芸生産の強化、後継者の確保、6次産業化や農産物のブランド化、畜産の臭気対策や家畜防疫事業などです。今後も、新たなニーズの掘り起こしに努め、様々な課題への対応を検討してまいります。

以上です。

○副議長（宮内 保） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 過疎地域認定についてのうち、（２）道路整備について回答いたします。

過疎法による道路の改善につきましては、まず道路の拡幅でございますが、旭市過疎地域持続的発展計画の対象路線とすることで、財源的に有利となり、これまで以上に整備を推進することが可能と考えております。

道路拡幅に伴う具体的な改良路線は、事業化が必要な路線を精査した上で、実施可能なものにつきまして計画変更により対応してまいります。また、未舗装道路につきましても、道路拡幅と同様、計画変更により対応可能と考えております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） それでは、私からは１項目め、（３）の上水道整備について、本管や本管から水道メーター配管取替工事に過疎債は適用できるのかのご質問にお答え申し上げます。

結論から申し上げますと、上水道施設整備法につきましては、同法による支援措置の対象事業となっていないため、残念ながら過疎債を充当することはできません。

水道の普及率は、令和元年度末で98%を超え、大部分の住民が水道による水の供給を受けている状況が、過疎債の対象となっていない理由ではないかと考えております。今後の老朽化対策につきましては、旭市水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画に基づき、優先度に配慮しながら計画的に更新や耐震化を進め、安定給水に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私のほうからは（４）高齢者福祉について申し上げます。

起債につきましては、原則として道路や施設の整備などのハード事業が対象になります。しかしながら、この過疎対策事業債につきましては、生活交通の確保や産業の振興といったソフト事業にも適用となっております。

過疎債ソフト分につきましては、市町村ごとに年間金額に上限があり、旭市の場合、令和３年度の発行限度額は3,500万円となっております。

お尋ねの事業者への補助金の増額に過疎債の充当は可能かということですが、地域には様々な課題がありまして、また年間の発行上限額があることから、あくまでも現在の事業の枠組みの中でコミュニティバス運行等事業の干潟ルート分、デマンド交通運行事業の干潟・旭北地区分の起債活用を検討しているところでございます。今後、県と起債借入れの協議をさせていただき、対応できればと考えております。

○副議長（宮内 保） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） それでは、2点目、東京オリンピック後の交流についての（1）から（3）まで、順次お答えいたします。

まず、（1）ですが、ドイツ卓球チームとの交流はどのように続けていくのかとのことでした。

新型コロナウイルスの影響で、事前キャンプは残念ながら中止となりましたが、オリンピック卓球団体で銀メダルを獲得したドイツ男子チームと、オリンピックに6大会連続出場しているティモ・ボル選手から、旭市民に対してのメッセージ動画を頂きました。この動画は、旭市公式ユーチューブチャンネルでご覧になれます。これは、これまでの日独卓球交流事業と2017年のトップセールスがあったからと考えております。

今後のドイツとの交流につきましては、従前からの相互往来による日独卓球交流事業を継続していく予定ではありますが、コロナ禍においては、国際理解教育とコミュニケーション能力や異文化理解を深めるためにオンラインによる子どもたちとの交流を図ってまいります。

2点目になります。ザンビア、今後の具体的な交流はとのことでした。

ザンビア共和国の事前キャンプにつきましても、新型コロナウイルスの影響により中止になってしまいました。しかし、キャンプ受入れのために準備を進めていました応援グッズをザンビア大使館へお届けするとともに、ザンビア共和国の感染症対策として医療用マスク、防護服を寄贈いたしました。大会終了後には、ザンビア選手団から感謝状と友情記念としてユニフォームや開会式で着用していた民族衣装などの数多くの記念品が旭市に送られ、それらは現在、レガシーとして総合体育館に展示してございます。

今後のザンビアの交流については、コロナ禍であるため、ドイツと同様に子どもたちによるオンラインでの交流を行う予定であり、ザンビアの日本大使館及びザンビア大使館など関係機関と、来年1月の実施に向けて調整を進めているところです。

さらに、今後の市のスポーツイベントに大使館職員を招待し、スポーツ交流を行っていきたいと考えております。また、コロナ収束後には、スポーツ交流だけではなく、農業や商業

など様々な交流につなげていくことができるよう準備を進めていきます。

(3)になります。旭市民に感謝を与えてくれるようなイベントをお願いしてはどうかとのことでした。

宮澤議員のおっしゃるとおり、日本卓球協会と旭市は非常に良好な関係を築くことができております。

日本卓球協会の主催する大会は、全国各地で毎回会場を変更して行っている中、3つの大会だけは会場を変更することなく、毎年同じ場所で開催されています。一つは、全日本卓球選手権大会が東京体育館で、二つ目に全国小学校卓球大会が兵庫県神戸市、そして最後に旭市総合体育館で開催されている世界ユース日本代表選手選考会になります。

また、昨年ですけれども、JOCエリートアカデミーの合宿も旭市で受け入れるなど、日本卓球協会からは、困ったときには旭市と言ってもらえるほどの評価をいただいているところです。

今後も、これまでに築いてきた信頼と信用を失うことがないように努めるとともに、市民がトッププレーヤーのプレーを直接見られるTリーグや将来を夢見る子どもたちへの指導会、また来期から始まるパリオリンピック代表選手選考会などを開催していただき、旭市のPRにつながるよう、市スポーツ協会と市卓球協会に協力をいただきながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員。

○12番（宮澤芳雄） ありがとうございました。

それでは、再質問を何点かさせていただきます。

大きな1番の(1)、再質問をいたします。

基幹産業である農業を安定的に継続していくためには、後継者の育成や労働力の確保が大変重要だと考えますが、市ではどのような対策をしていくのかお尋ねします。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 現在、市では、農業の担い手確保や育成、労働力不足の解消を中心に対策を講じており、国の人材投資資金の給付をはじめ、スマート農業の補助事業など様々なメニューに取り組んでいます。

市単独事業としては、令和2年度から親元での就農者を対象に20万円を5年間支給する親

元就農チャレンジ支援金をはじめとし、農業用機械の取得や農地の賃借料を補助する新規就農者支援事業、さらに、人材を育成するための研修会への参加費用を助成する農林水産業後継者育成事業などを推進しております。

今後の新たな取組としては、市外からの労働力を確保するための事業について、来年度から開始できるよう、現在検討しているところでございます。これらの取組により、担い手の確保や労働力不足を解消し安定的な農業経営につなげ、生産者の利益確保を図っていききたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員。

○12番（宮澤芳雄） 大変力強い回答をいただきました。

干潟地区は、もともとほとんどが農家だったんですね。いつ頃からでしょうか、だいぶサラリーマンに転職した方もいらっしゃると思いますが、今でも専属農家も多くありますし、一番のこの問題というのはやっぱり収入と、それから後継者の問題だと思います。

全く、自分たちはそれに対して不満を持っているわけではないんですけれども、手厚い手当てを本当に市はしてくれています。これは確かです。でも、この過疎債というのが、過疎法が適用されたということで、さらなる何かいい条件のものが無いかということでお尋ねしました。ありがとうございました。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

では、（2）の再質問をいたします。

東総有料道路が開通してから、非常に時間帯によって旭小見川線の道路に大変激しい渋滞があります。これは車の渋滞なんですけれども、実は通学にも非常に支障を来していたり大きな問題であります。こういった渋滞の緩和とか、そういったことに過疎債はどのように生かされていくのか、それを一点お尋ねしたいと思います。お願いします。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 県道旭小見川線は、渋滞対策の一環といたしまして、一部バイパス工事を実施中でありますので、早期の完成を目指し千葉県と連携を図ってまいりたいと考えております。

市といたしましては、現在工事中の南堀之内バイパスの早期の供用開始により、国道51号方面への交通ルートが分散され、交通渋滞の緩和が期待されると考えております。南堀之内バイパスについては、過疎計画の対象路線とすることで財源的に有利となり、事業の円滑な

執行ができると考えております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員。

○12番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

ちょうど南堀之内バイパスは私の地元なんですけれども、これが開通するということは非常に全体的な大きなまちの縦の流れが、だいぶ今の渋滞が緩和されるとみんな期待しているんですけれども、完成はいつ頃を予定されていますでしょうか。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 南堀之内バイパスでございますが、鋭意、現在工事進行中でございますが、たしか令和6年度末の開通を目指して、現在実施しております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員。

○12番（宮澤芳雄） 非常に楽しみに待っておりますので、よろしくお願いします。

過疎債の適用にもなるということで、非常にありがたいと思います。

（3）に関しましては、上下水道課長からの説明で、十分納得しました。水道は非常に大事ですので、命の水ですので、引き続きそのビジョンによって進行されてもらいたいと思います。

4番の高齢者福祉についても非常にいい回答をいただきましたので、これについて、引き続きまた、干潟地区もそうですけれども、今回は過疎債の質問ですので、干潟地区のために有効に使っていただきたいと、そういうふうに思います。よろしくお願いします。

1番目の質問はこれで終わります。

大きな2番目の東京オリンピック後の交流について質問いたします。

（1）のドイツとの交流で再質問します。

ドイツ卓球チームの事前キャンプ誘致は、千葉県とデュッセルドルフ市との間で行われているジュニアによる卓球の交流がきっかけになったということですが、その交流について詳しく教えてください。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 県では、2005年から相互に使節団を派遣するなどして、スポー

ツや音楽、学術研究など様々な分野で、また多様な団体を通じて交流を行っております。

卓球交流事業は2008年から始まり、18歳以下の子どもたちによる相互往来の交流を行っており、会場については当初から旭市で開催しています。市では過去4回、延べ40人のデュッセルドルフ市の子どもたちを迎え入れ、旭市からはこれまでに合計5人の子どもたちがデュッセルドルフ市を訪れています。

交流事業の内容ですが、卓球はもちろん陶芸や折り紙体験、地域のお祭りへの参加、寺院見学などの日本の文化についても触れるなど、デュッセルドルフ市の子どもたちからは大変好評をいただいております。これらについては、ドイツ卓球クラブチームのホームページなどにも旭市が紹介されているところです。

この交流事業で来日している子どもたちが所属しているボルシア・デュッセルドルフという卓球チームはドイツ・ブンデスリーガの強豪チームであり、メッセージ動画を頂いたティモ・ボル選手や東京パラリンピックで金メダルを獲得したバウス選手などのドイツ代表選手が所属しており、ヨーロッパでも有数のクラブチームです。

新型コロナウイルスにより事前キャンプはかないませんでした。市長がドイツへ訪問した際には、ボルシア・デュッセルドルフの代表やドイツ卓球交流で来日したコーチ、デュッセルドルフ市長にも大変お世話になりました。

ドイツ卓球チームから、キャンプを行うのであれば旭市で行うと約束をいただいたことも、この交流事業を継続して行ってきたことが最大の要因だと考えており、今後も卓球交流を発展させ、オリンピック・パラリンピックのレガシーとして継続していきたいと思います。

以上です。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員。

○12番（宮澤芳雄） それでは、再々質問を行います。

デュッセルドルフ市と千葉県との交流ということですが、千葉県知事が代わってもこの千葉県の考えは継続されるのでしょうか。ちょっと心配ですから、そこを教えてください。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 千葉県では、ドイツ・デュッセルドルフ市と2019年5月に姉妹提携に合意しており、交流事業は継続されると聞いております。また、卓球交流事業の主催者になります千葉県卓球連盟にも継続することを確認しております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員。

○12番（宮澤芳雄） ぜひ、その交流については続けていただきたいと思います。

それでは、ザンビアについての再質問をいたします。

このザンビア、1回目のところでも話しましたがけれども、非常に困っているものを助ける、これは大きな価値があると言いましょいか、本当に強いから、弱いからという問題ではなくて、大陸を、最後のところで聞きますけれども、代表して来る国ですよ、国家。これをやっぱり救ってあげるという考え、これこそ本当の五輪の精神だと思います。本当に素晴らしいと考えています。

せっかく計画したんですけれども、残念ながら流れてしまったんですけれども、もしキャンプが実現していたら、そのザンビアという国は何人くらいの選手がキャンプに参加して、旭市に来たんでしょうか。また、その東京オリンピックに出場した選手団の種目も、参考のために分かりましたら教えてください。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 事前キャンプを予定した人数ですけれども、女子サッカーが28人、ボクシングが5人、競泳が3人、柔道が2人、陸上競技が3人、あとザンビアオリンピック委員会の委員、チームドクターなどを含めて総勢44人となります。

オリンピックに参加した種目につきましては、ただいま申し上げた5種目であり、中でも女子サッカーのバーバラ・バンダ選手は、オリンピック女子サッカー史上初となる2試合連続ハットトリック決めるなど活躍したところです。

以上です。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員。

○12番（宮澤芳雄） すばらしいですね。

これは非常に苦労されたと思うんです。練習会場と、それから練習相手と、そういったことはどういうふうに予定をしていたんでしょうか。お尋ねします。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 練習会場につきましては、総合体育館をはじめ市内スポーツ施設を使用する予定でした。

また、練習相手ですが、千葉県スポーツコンシェルジュなどを通じて県内のアスリートを

用意したり、市内小・中学生との交流練習を予定したりしておりましたが、新型コロナウイルス対策として国から選手との接触は一切禁止されてしまったため、用意することは難しい状況でした。

以上です。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員。

○１２番（宮澤芳雄） 本当に残念でしたね。できれば、本当にやりたかったんですけども、しょうがないです。

先ほどもちらっと触れましたけれども、オリンピック、これはもう五大大陸の五輪ですから、代表選手というより代表国家の競技の場であるわけであります。アフリカ大陸にあるこのザンビア共和国、この国家との交流、大変意義深いものがあると考えます。

さらに、このザンビアとの調印に関して、千葉県の職員と旭市の職員の連携、これによって実現したということは大変素晴らしいことだと、本当に強い絆が、今後市政に必ず生かされる、そういうふうを考えます。ザンビア共和国との交流を、これからもしっかりと続けていっていただきたいと思います。

県の職員の皆さんも、旭市に対してすばらしく感謝の気持ちを伝えてくれているはずです。本当にありがとうございました。

では、次の質問に入ります。３点目の再質問ですが、敵に塩を送ると言いますが、2020年、昨年２月ですね。中国卓球チームは、コロナウイルスが蔓延する自国に遠征先から帰国することができませんでした。非常に困り果てて、次の大会がどんどんあるのに練習会場の確保もできない、国へも帰れない、そういった中で宮崎総監督に助けてくれということで助けを求めてきたんです。

宮崎さんは、どのくらいの期間ですか、一月半くらいになると。１か月半も中国チームを任せられるのは、もう宮崎さんの考えの中では旭市の体育振興課の皆さんにお願いするしかない、もう即答で考えて、即答というか、すぐそういったひらめきがあって、旭市の職員に助けを求めて来たと聞いています。

旭市体育振興課の職員が、日本卓球協会と綿密な打合せをして旭市での受入れが決定しました。これも残念ながら、日本国内でもコロナウイルス感染者が増え続け実現はかんでしたが、中国チーム代表劉国梁氏から、後日、日本卓球協会宛てにお礼状が送られてきたそうです。その文面を、宮崎さんから旭市体育振興課の職員の元にLINEで送られてきました。

私も職員から見せてもらいましたので、その一部を紹介します。

先日は、中国チームが日本で練習をする計画につきまして、日本卓球協会、日本オリンピック委員会、日本政府体育部門の皆様、特に千葉県旭市の皆様が私たちの練習場所やホテルや交通の手配にご尽力くださいました、誠にありがとうございました。ただ、新型コロナウイルスの急速な拡大のため、この計画が実施できなくなったことは大変残念なことでした。中国卓球協会と中国チームは、皆様方がいろいろな段取りをしてくださったことに心から感謝申し上げます。日本の皆様、日本卓球協会や日本チームの皆様がこの状況を無事に、健康に乗り越えていくことを望んでいます。また、この状況が東京オリンピックに影響しないことを心より祈っています。今後ともよろしくお願いいたします。劉国梁。

日本卓球協会が、受け入れる自治体名を伏せていたため、旭市の名前こそ出ませんでした。がピンポン外交としてテレビ、新聞各社により一斉に報道されました。その後、旭市出身のスポーツライターが旭市の紹介をしたとのことですが、その内容を分かりましたら教えてください。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 旭市出身のスポーツライターですけれども、卓球界で最も有名なR a l l y s という卓球専門のメディアで日本卓球協会宮崎強化本部長へのインタビュー記事を掲載しております。

宮澤議員の質問と重複しますけれども、中国卓球チームの受入れの詳細について、その内容を紹介いたします。

中国チームですが、新型コロナウイルスが中国国内で蔓延する前の2020年1月、ドイツ・オープンに向けて出国しましたが、その後、感染拡大を受けて中国卓球協会から帰国せずに国外で練習拠点を置くよう通知を受け、オリンピックを控えている中、行き先もなく、困って日本卓球協会へ日本で受け入れてくれないかと相談を持ちかけました。

当時、日本では新型コロナウイルス感染症の拡大が危機的状況ではなかったため、日本卓球協会は中国チームの救済に動き、受入先として、長年世界ジュニア日本代表選手権選考会を開催してきた旭市を選び、2月13日に連絡がありました。

連絡を受け、直ちに市役所内で中国チームの受入れについて協議し、人道的な観点から受入れすることを決定しました。その後、日本卓球協会と面会し、市内のホテルと練習会場となる総合体育館の予約の調整を行い、中国チームとの交渉を始めました。

中国チームとの交渉は、日本卓球協会はもちろん、当時のオリンピック・パラリンピック担当大臣にも協力をいただきながら受入れが決定し、2月27日にプレスリリースを行う予定でありました。

しかし、日本国内においても新型コロナウイルスの影響が拡大し、政府が全国の小・中学校、高校、特別支援学校に向け一斉休校の要請を出したことや、海外からの入国制限などの水際対策措置が決定されたことなどを鑑み、受入れを断念することになりましたが、その後、これら一連の行動に対し、中国卓球協会から旭市に感謝の手紙が届いたところです。

日本卓球協会が最終的に行おうとしていることは、卓球を通じて世界平和への貢献であり、困っている人がいたら手を差し伸べる、スポーツを通じて世界中の人たちと交流し、国と国、地域と地域が仲よくなることと言っております。これはまさしくオリンピック憲章にも通じており、スポーツが持つ力だと考えます。

パンデミックという世界危機の中、受入れすることはかないませんでした。日本卓球協会から真っ先に連絡をいただいたこと、連絡があってから僅か2週間で世界トップの中国チームに旭市を選んでいただけたことは、旭市にとって大変栄誉なことであり、スポーツが持つ力を、今後小・中学校の教育へつなげていきたいと思えます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員。

○12番（宮澤芳雄） すごいというか、ちょっと驚きのことなんですけれども、この中国チーム、実は日本国内、東村山市だったかな、かなり熱狂的に中国チームの卓球チームを呼びたいとこっちからお願いしたら、国内ではキャンプはしませんとあっさり断られたんだそうです。

その中国チームが、ちょっと聞いた話では、旭市でキャンプをしたいんだという話があったんでしょうか。もしそんなことがあったとしたらすごいことなんですけれども、ちょっと分かる範囲でお聞かせください。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 中国卓球チームですけれども、事前キャンプは行わないと聞いておりました。

先ほど答弁しました旭市での受入れは、昨年、2020年3月末から6月中旬までの約3か月の間の予定でした。オリンピックの1年延期が決定される前の出来事であったため、それが事

前キャンプに位置づけられたことと思います。

以上です。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員。

○12番（宮澤芳雄） それにしても、ちょっと本当に卓球界では世界が驚くような話だと思うんですけども、これはもう劉国梁さんのお礼のお礼状の中にもありましたけれども、大変な感謝という言葉があったんです。

ちょうどあの折に、中国の代表、習近平さんですか、日本に来るという話があったんですね。当然、3か月もいたら恐らくこの劉国梁さん、彼は政財界や華僑に、非常に自分の弟子を多く出しているんです。恐らく、旭市長が呼ばれるか、向こうが来て礼を言われるようなことがあったかどうか分かりませんが、そんな期待もしていました。素晴らしいです。

もう中国卓球協会と旭市、はっきり言って体育振興課ですね、交流はもう既に始まっているんだと思いますよ。中国国内において、劉氏の存在は本当に絶大です。最も国家が大切にする財産なんです、卓球チームは。そこの代表からこういったメッセージをいただけるということは、もう本当に素晴らしいことだと思います。

中国卓球協会と、旭市体育振興課によるピンポン外交がもう始まっていると思います。いずれ日中外交の橋渡しをするきっかけになる日が必ず来ると強く信じています。引き続き、この交流を大事にしていきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○副議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

宮澤芳雄議員は、自席へお戻りください。

◇ 永 井 孝 佳

○副議長（宮内 保） 続いて、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（2番 永井孝佳 登壇）

○2番（永井孝佳） 議席番号2番、永井孝佳です。一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

質問は大きく分けて四つです。

一つ目は、区の在り方について質問させていただきます。

旭市では、150を超える区があります。地域活動の核として必要不可欠な組織だと思います。しかし、任意団体ということで、入る、入らないは個人の自由となっております。そう

いうことから、若い人を中心に区に入らない方が増えているように感じます。

そこで、（１）の質問は、区の加入世帯数と加入率の推移をお伺いいたします。

続きまして、（２）の質問は、市は区にどのような事務をお願いしているのか、また市から依頼された事務以外にどのような役割があるのかを、分かる範囲でご回答をお願いいたします。

（３）の質問としまして、市外からの転入者や旭市内の転居者に対して、区に入ってもらうためにどのようなアプローチをしているのかをお伺いいたします。

次に、大きな２番、自主財源について質問させていただきます。

旭市の財政は健全だと認識しておりますが、これから高齢化が進み、社会保障費が増えていきます。さらに、老朽化施設の更新や修繕も増えていきますので、少しでも自主財源を増やしたいと考えております。本来なら、景気をよくしたり企業を誘致したりして、事業税や所得税が上がっていけば一番よいのですが、そう簡単にはいきません。今回は、もっと細かい部分について質問したいと思います。

ということで、（１）はネーミングライツについて質問させていただきます。

スポーツ施設や文化施設の名称に、スポンサー企業の名前や商品名を付与する権利のことで、命名権とも呼ばれています。大きなところでは、千葉市のＺＯＺＯマリンスタージアムやフクダ電子アリーナなどがあります。まず、こういう制度を旭市でも導入することが可能かどうか、見解をお伺いいたします。

続きまして、市では様々な配布物や封筒を使用しております。その数もかなりの枚数になっております。これらの紙媒体に広告を入れられないかと考えております。

そこで、（２）の質問として、広告を入れるとしたらどのようなものが入られるかをお伺いいたします。

続きまして、（３）の質問で、ふるさと納税についてお伺いいたします。

市外にお住まいの方から寄附を頂き、返礼品を返す制度ですが、どのくらい寄附があり、どのくらい市外に流出しているのか。また、返礼品や経費がどのくらいかかっているかをお伺いいたします。

続きまして、大きな３番は空き家について質問いたします。

旭市に限らず、全国的に空き家が問題になっております。管理されずに放置された空き家は破損や倒壊の危険があったり、臭いや衛生上の問題、景観の問題、放火の心配など、様々な悪影響をもたらします。しかも、時間が経過すると相続が複雑になり、誰も手が出せない

状況になってしまいます。できるだけ早い段階で対応しなくてはならないと思います。

そこで、（１）の質問です。空き家は、市内にどのくらいあるのかをお伺いいたします。

（２）の質問は、管理されていない空き家について市民から苦情があった場合は、どのような対応をしているのかをお伺いいたします。

最後に、大きな４番目はごみの減量化についてです。

先日、東総地区クリーンセンターに文教福祉委員会で視察に行ってきました。最先端の施設で、有害物質を出さない、安心・安全の施設だと感じました。さらには、熱エネルギーを利用しての発電や溶融物、メタルやスラグと言われる金属を資源化することによって、最終処分量が大きく減らされているそうです。

そんな最先端の施設ですが、集められるごみの量は処理能力の限界に近いとのことでした。つまり、これ以上ごみが増えると処理能力を超えてしまうということです。

発生するごみの量を減らすことが重要だと思いますが、どのような取組を講じているのかをお伺いいたします。

以上が１回目の質問となります。再質問からは、質問席からさせていただきます。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、１番目の区の在り方についてのうち、（１）区の加入状況についてご回答申し上げます。

過去５年間の加入世帯につきましては、平成２９年度が１万６,１２１世帯、平成３０年度が１万６,１３１世帯、令和元年度が１万６,０２２世帯、令和２年度が１万５,９６５世帯、令和３年度が１万５,８５３世帯となっております。５年間で約２６８世帯減少している状況となっております。

加入率のほうでは、平成２９年度が６２.１％、令和３年度が５９.４％と、２.７％の減少となっている状況でございます。

続きまして、区の役割についてということになります。

現在、市から、区民の方への、区へお願いしている事務につきましては、区民への全戸配布、または回覧による行政からのお知らせを月１回お願いしている状況であります。また、防災訓練やごみゼロ運動などの各種事業への参加、民生委員、児童委員など各種委員の推薦などをお願いしているところでございます。

３番目に、区の在り方についてでありまして、（１）区の加入促進についてになります。

転入される方に対しまして、市民生活課の窓口で転入の届出時に、区への加入案内のパン

フレットを配付し、希望する方がありましたら総務課から区長へご案内を行っているような状況でございます。なお、このパンフレットにつきましては、市のホームページにも掲載しておりまして、そういった面でも周知を図っているところでございます。

総務課からは以上でございます。

○副議長（宮内 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 行政改革推進課からは、2、自主財源についてのうちネーミングライツについて、紙媒体などに広告を入れることについての2点についてお答えいたします。

初めに、（1）ネーミングライツについて、導入することは可能かとのことでございましたが、自主財源の確保につきましては、税をはじめとする各種債権の収納について、各債権担当課において収納率の向上に努めているほか、基金の運用やふるさと応援寄附の推進、未利用の市有財産の売却など自主財源の安定的な確保について取り組んでいるところでございます。

議員ご質問のネーミングライツにつきましては、自主財源確保の新たな手法として導入が進んできておりまして、県内でも幾つかの自治体で導入されていると聞いております。ネーミングライツによりまして、市所有の施設の維持管理の財源を確保できるメリットがございますし、他自治体の例もございますので、財源確保の新たな手法として導入することは可能であるというふうに考えております。今後、他自治体の例を情報収集しながら研究、勉強してまいりたいと考えております。

続きまして、（2）になります。紙媒体などに広告を入れることについて、どのような媒体に入れることができるのかとのご質問でございますが、本市では平成25年に旭市広告掲載基準要綱を制定し、広告媒体として活用可能なものにつきまして、その広告掲載の基準などを定めております。

現在は、コミュニティバスの車体の側面及び後部への広告、また、市のホームページへのバナー広告掲載を行っております。また、その他想定できる広告媒体としましては、市の広報紙や窓口で使用する封筒などが想定されます。

私からは以上です。

○副議長（宮内 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私からは（3）のふるさと納税の現状について申し上げます。

まず、令和2年度の例で申し上げます。昨年度1年間で、寄附額が7,336万3,434円ございました。そこから、返礼品代ですとかその送料、手数料などの経費、それが3,319万808円かかっております。これを差し引きますと、実質的には4,017万2,626円ということで、寄附額に対する実質収入額の割合は54%ということになっております。

それとは別に、外に出ていってしまっているお金ということでお話がありました。これに関しましては、外へ幾ら出ていったかということではなく、旭市の税収に幾ら減収分があったかということでお答えしたいと思います。

減収分につきましては、昨年度1年間で4,506万8,240円になります。これだけ見ると、マイナスになっちゃっているんじゃないかというような感じがあるんですけども、この減収分に対しましては国のほうから75%の交付税による補填措置がございます。その補填措置が4,506万8,240円の75%ですので、3,380万1,180円ということになっております。これら全てをひくくめて、入ってくる分、それから出ていく分の差額は2,890万5,566円の収入ということになります。

以上です。

○副議長（宮内 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 私のほうからは、3番、空き家問題について、（1）空き家がどのくらいあるか、（2）管理されていない空き家に対してどのような対応をしているかについて回答いたします。

（1）空き家と思われる建物の件数につきましては、平成30年度に実施いたしました空家等実態調査により、1,129件と把握しております。

次に、（2）でございます。基本的な対応といたしましては、管理されていない空き家の近隣の方から相談や苦情がありましたときは、所有者または管理していると思われる方を調査いたしまして、電話や文書により相談内容等をお伝えし、対応をお願いするとともに、空き家等の適切な管理をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 私のほうからは、大きな4番のごみの減量化についての（1）についてお答えいたします。

本市のごみ減量化対策、取組としましては、3Rの推進を重点的に取り組んでいるところでございます。3Rとは、ごみの発生を抑制するリデュース、繰り返し使うリユース、再資

源化を行うリサイクルのことで、ごみを減らし、また資源を大切にすることを目的とした取組です。一例を挙げますと、生ごみ処理機及び生ごみの堆肥化容器、コンポストを購入した方に対し、購入費の一部を助成しております。また、自主的に資源ごみを回収する団体へ奨励金を交付し、資源化の推進を行っております。いわゆる資源ごみの集団回収促進事業でございます。

そのほか、レアメタル等の貴重な資源を有効活用するため、本庁舎、海上出張所、飯岡地区の旭市保健センター、あと、ひかた市民センターの4か所に専用ボックスを設置し、携帯電話やデジタルカメラなどの使用済小型家電、これの回収を行っております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 一般質問は途中ですが、2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時 5分

○副議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、建設課長より発言を修正したいとの旨の申出がありましたので、発言を許可いたします。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 先ほど、宮澤議員のご質問の中で、南堀之内バイパス完成時期につきましてのご質問で令和6年度完成と回答させていただきましたが、正しくは令和5年度工事完了、6年度供用開始を目指しておりますので、訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○副議長（宮内 保） 引き続き、永井孝佳議員の一般質問を行います。

永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 大きな1番の（1）について再質問させていただきます。

5年間で2.7%減っているということで、じわじわ減っているのが分かりました。減少傾向にある状況について、その原因はどのようなものが考えられるかお伺いいたします。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 減少には様々な要因があると思いますが、正確な内容については把握できていないのが現状でございます。新規に加入する世帯の減少や、区費や行事への参加、役割などの負担に対する抵抗感、ライフスタイルの多様化なども原因の一つではないかと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 減少の理由として、区費や役割の負担など考えられるということですが、区への加入を断られるときの理由で一番耳にするのが、区に入ってもメリットがない、区を辞めても困らないというものがあります。実際には、区に入るメリット、区に入らないデメリットなどはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 区は地域コミュニティの核となる組織でありまして、メリットやデメリットで表現しにくい部分がございます。

地域の共通課題などを地域で考え、共通の利益のために活動できるといった点が最大のメリットではないのかなというふうに考えております。また、様々な活動を通して地域コミュニティが高まることで、防犯活動や防災活動などに大きな力が発揮でき、住みよいまちづくりにつながるものと考えております。

区に入らないデメリットとしては、区費で運営する施設であったり、区民館やごみステーションなどの区の施設を利用することができない可能性などが考えられると思います。

以上です。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 区はもちろんメリット、デメリットで入るものではないと、お互いの共助のために入るものだとは認識はしているのですが、どうしても若い方などは、任意団体ということでメリット、デメリットがないと入らない方が多いようです。

続きまして、（2）ですが、区の役割について、回覧や各種イベントへの参加、各種委員の推薦などのほかにも、地区によってはどぶ掃除やごみステーションの管理、子ども会、老人会、消防団の活動費を出したり人員を確保したり、あとは街灯の電気代も区で出しているところもあると思います。

再質問になりますが、区の役割をどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 区は、自分たちの地域を自らが治めることを基本とした地域コミュニティの核となる大変重要な地域の団体であると考えております。地域住民の豊かな住みよいまちづくりのため、地域における様々な課題や問題の解決に取り組むこと、地域の親睦を深めながらふれあいの輪を広げて地域の連帯意識の向上に努めることなど、地域の支え合いや助け合いの意識から地域の絆を育み、地域のコミュニティが高まることで、防犯活動や防災活動などに大きな力を発揮してくれるものと考えております。

また、行政といたしましても、区から寄せられた意見や要望はその地域住民の総意として受け止め、対応しているような状況でございます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 防犯や防災、あとは地域の意思決定など、様々な活動において区は大事な組織だというのが分かりました。

再々質問ですが、世帯が減って存続が厳しい地区があります。消滅危機にある地区の合併案などはございますか。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 先ほど申し上げましたが、区は自分たちの地域を自らが治めることを基本とした任意の団体でありますので、市が主導して合併を進めていくということは考えておりません。過去にそういったご相談があつていろいろお手伝いしようとしたときもあったんですけども、なかなか地域のそれぞれの団体の考えがまとまらなかったというようなことで、そういった事案にならなかったことがありました。

しかしながら、加入戸数が減少し、役員の選出などで運営が厳しくなっている状況も伺っているところでありまして、ある程度地域の合意形成が図られ、合併を進めたいという相談がございましたら、規約の改正だったり説明会の資料作成だったり、そういったところを行政としてできることを支援していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） そういう合併とかに市が関わるのは難しいということが分かりました。

もし相談があればぜひご協力をお願いいたします。

4回目の質問ですが、遠くない未来に区がなくなってしまう可能性もゼロではないと思うんですけれども、区がなくなってしまうても問題はないのでしょうか。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 区は地域コミュニティの核となる大変重要な地域の団体であると考えておりまして、万が一区がなくなった場合、個人と行政との間の中間的な解決機能がなくなるわけですから、住民の安全・安心が脅かされ、地域社会に問題が発生したときなど、個人や行政の対応すべき負担が増えることになってしまうと思われれます。地域の特色や伝統文化などが継承されることがなく失われ、治安や生活環境の悪化なども懸念されていると思っております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 私も区はとても大切だと思っております。

それを踏まえて、（3）の再質問をさせていただきます。区に加入を推進するための条例などは本市にありますか。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 現在、区への加入を促進するための条例は制定してございません。

以上です。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） そういった条例はないということなんですけれども、そこで再々質問になります。条例を制定している市や町もそうですが、整備の考えはございますか。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 区は任意の団体でございますので、加入を強制することはできないものと考えております。制定している自治体では、加入の努力義務を定めているところが多い状況となっております。市といたしましては、条例を制定する予定はございませんが、区は市民生活や市政の円滑な推進のため必要不可欠な存在でございますので、各区の独自性を尊重した上で、運営の手助けや各種情報の周知といった側面からのサポートを引き続き注力

していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 条例化は難しいが、必要だということは変わらないということなので、法律の問題や移住者が減ってしまうということなどから条例化は難しいと思います。条例化は難しいとしても、市長に方向性を示していただければ大きな力になると思います。

最後の質問ですけれども、市長に回答していただきたいのですけれども、なるべく区に加入したほうがよいかどうか、それについてご見解をお伺いいたします。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 永井議員のご質問にお答えいたします。

区につきましては任意の団体ではありますが、地域コミュニティの核となる組織として、市民生活や市政の円滑な推進のために必要不可欠な存在であります。私が取り組んでいますチーム旭でのまちづくりにとっても、地域との対話を行う上で非常に重要な役割を担っていただいているところです。区への加入促進につきましても、区長をはじめとする役員の皆様のご意見や地域の実情を十分に伺いながら、行政としてできる範囲で取り組んでいきたいと考えております。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 市長のほうから、チーム旭にも必要だと力強い方向性を示していただきました。市政のために区への加入は必要だと思います。私もそうですが、議員の皆様、市役所職員の皆様、率先して区に協力していただき、今の体制を維持できるようにご尽力をいただきたいと思います。

それでは、大きな2番目に行きたいと思います。

（1）の再質問ですが、ネーミングライツの可能性はあるとのことですが、旭市に導入するとしたらどのような施設が考えられるかを伺いたいと思います。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 導入実績のある自治体の事例を見ますと、議員先ほどおっしゃいました野球場、サッカー場、体育館といったスポーツ施設や公民館施設、ホールといった文化施設で導入されているようです。いずれも集客性のある施設であるというふうに

考えられます。

もし今後ネーミングライツを本市で導入するとなれば、対象の可能性のある施設としては旭市総合体育館、スポーツの森公園野球場、海上コミュニティ運動公園野球場、そして現在整備中のサッカー場などが想定されるかなというふうに考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 野球場や体育館や、サッカー場やスポーツ施設、文化施設などが可能性があるということですけれども、意外と総合体育館とか海上のコミュニティ野球場とか、名前が浸透しなくて、海上の野球場ですと今まで2か所あって、どちらの野球場みたいなふうになったので、ぜひぜひ固有名詞をつけてもらって愛着が湧くような名前にしてもらおうととてもありがたいと思います。

再々質問になりますけれども、ネーミングライツについて課題や懸念事項などございましたらお伺いいたします。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） ネーミングライツにつきましては、まず導入することで、企業側のほうから見ますと、施設に企業名、商品名がつくことでの宣伝効果、また企業の地域貢献といったメリットが、自治体側から見ますと、施設の維持管理費の財源として充当できるというまずメリットがございます。

一方で、このネーミングライツは、ご存じかと思いますが、大都市圏以外では応募する企業が少なく、企業名や商品名が目立つことで施設の機能がかえって分かりにくくなるおそれがある。また、ネーミングライツの期間が比較的短いことから、短期間で施設の名前が変わる可能性があり、混乱するおそれがあるなどといった課題もあるというふうに言われております。また、導入を検討する際には詳細を定めたガイドラインの策定等も必要となります。

いずれにいたしましても、先ほども申し上げましたが、自主財源確保の新たな手法として、今後他団体の事例を情報収集しながら研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 様々な課題があるようではございますけれども、広告と収入というビジネスだけではなく、地域と企業の結びつきになるような制度になればうまくいく可能性はあると思いま

す。ご一考いただけると幸いです。

続きまして、(2)の再質問になります。

広報紙や封筒などが可能性があるということですが、広報紙の発行部数や封筒の年間使用枚数などが分かればお伺いいたします。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 広報紙につきましては月2回発行しておりますが、1回の発行部数は2万500部となっております。また、市民課等の窓口で使っております封筒につきましては、今年度3万枚を作成しております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 広報紙が月2回で2万500部、封筒が3万枚ということですので、結構な枚数になると思います。こちらに、企業にスポンサーになってもらって、発行の足しに少しでもなればと思います。企業も宣伝効果になればウィン・ウィンだと思いますので、金額は小さいですがやってみる価値はあると思います。

そこで再々質問ですが、広報紙や封筒に広告を入れることの課題や懸念事項などあれば教えてください。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 広報紙や封筒、ホームページへの広告掲載の状況について参考にお答えさせていただきます。

令和2年度の県の調査によりますと、広報紙については県内64.8%、封筒については53.7%、ホームページについては94.4%の市町村が既に広告掲載のほうを行っているというふうに調査の結果が出ております。このような状況から、新たな財源として広報紙や封筒への掲載についても今後検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、検討する際には、先ほども申し上げました旭市広告掲載基準要綱で定める掲載の基準等を基に、まず広告自体が社会的に信用度が高く、市民の誤解を招かないといった、十分に精査するためのルールづくりなどが課題であろうというふうに考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） こちらのほうも前向きにご検討をお願いいたします。

続きまして、ふるさと納税のほうですけれども、入ってくるもの以上に出ていくものもあるんですけれども、その分に関しては国から75%の補填があるということでしたので、もっと積極的にふるさと納税で寄附を募りたいと思うんですけれども、旭市ではどんな返礼品が人気があるかお伺いいたします。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 返礼品で多くの申込みがある特産品につきましては、寄附の件数で申し上げますと、エビフライやイチゴなどの水産加工品や農産物、コショウランや市内の縫製工場で製造しているバッグなどが返礼品として人気があるものでございます。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 旭市の特産品、食べ物や、バッグなど工業製品ですね、そういうものの活性化にもなりますので、ぜひぜひふるさと納税制度を進めていただきたいと思います。もっとふるさと納税を増やすためにどのようなPRをしていくのかお伺いいたします。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 全国的に寄附金が多い自治体、こちらにつきましてはその知名度や魅力的な返礼品があることが理由であると思います。全国的に知名度のある自治体には多くの寄附が寄せられ、肉ですとか米などはふるさと納税のポータルサイトでも紹介され、人気の返礼品となっておるところでございます。本市におきましても、市内の縫製工場で製造しているバッグを返礼品として提供したところ、人気があり、寄附金額の増加に貢献しております。

現在、本市では169品の返礼品を用意しておりますが、旭市の特産品を市外にアピールできるように、今後もより魅力的な返礼品の充実に努めていきたいと考えております。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） とてもよい方向に進んでいるようですので、今後も推し進めてほしいと思います。

では、大きな3番目に入ります。

空き家が市内に1,129件あるということですが、とても数が多いなと感じました。独居世帯や高齢者世帯が多いことから、これからはもっと増えていくと思われます。相続ができな

くて放置されるケースも少なくない聞いております。

そこで再質問ですが、相続を迅速にしてもらう対策などは本市ではございますか。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 相続が迅速にされるための対策につきましては、迅速にされないその要因が様々であり、難しい状況であります。国では、相続後の対策として、空き家の発生を抑制するための特例措置で、空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除があります。内容といたしましては、一定要件の下、空き家となった被相続人のお住まいを相続した相続人が耐震リフォームまたは取壊しをした後に、その家屋または敷地を譲渡した場合に、その譲渡にかかる所得金額から3,000万円を特別控除するというものであります。空き家等及び空き家等の跡地の利活用を相続された方に促すものであります。

旭市におきましても、空き家等及び空き家等の跡地の活用促進につきましては、今年度末作成予定の旭市空家等対策計画の中に盛り込みまして、旭市空家等対策協議会において協議していただく予定となっております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） そういった控除があるのは知らなかったので勉強になりました。相続というのはとても難しいと思いますけれども、空き家が、亡くなった方になっている場合ははがきをいつ出すとか、そういうものができないのかなと考えますけれども、できたらお願いしたいと思います。

相続ができたとしても、有効活用ができずに放置されるケースもあると思います。市が空き家の有効活用の後押しをできないかと考えているんですけれども、かねてから伊藤保議員や本日の井田議員からもありましたけれども、空家バンクの設置が必要だと私も考えております。井田議員のときにご見解をお聞きしましたけれども、もう一度ご見解をお願いいたします。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 空き家等の有効活用につきましては、代表的な施策といたしまして空家バンク制度が挙げられます。空家バンク制度は、空き家等の賃貸及び売買に関し市が橋渡しを行うことで、空き家等の有効活用を目的としているものです。空家バンク制度の

具体的な内容につきましては、今年度末作成予定の旭市空家等対策計画の中に盛り込みまして、旭市空家等対策協議会において協議していただく予定となっております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 私が議員になってから4件、空き家を探していると問合せがありました。まだ4、5か月ですのでとても多いと思います。3件は若い方からの問合せでした。うち2件はサーファーの方からです。古くて安い物件の需要はかなりあると思います。移住促進にもなりますし、空き家の有効活用にもなりますので、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

続きまして、（2）の管理されていない空き家についてですが、書面と電話での連絡までしか現在ではできないということですが、これから特定空家について協議会で決めていくと思いますので、踏み込んで対応ができるように、そういう指針を期待しております。

再質問になりますが、近隣住民の生命や財産に影響を及ぼすような物件については応急措置を取る必要があると考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 危険な建物についての応急措置につきましては、市民に重大な危害を及ぼすおそれがある場合で緊急に危険を回避する必要があると認めるときは、旭市空家等の適切な管理に関する条例により、緊急安全措置ということで、当該危険を回避するための必要最小限度の措置を行ってところでございます。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） そういう措置があるということで安心しました。迅速に適用をお願いします。壁が崩れたり屋根が飛んできたら危険ですので、必要な場合はぜひよろしくお願いいたします。

空き家がぼろぼろになっても撤去されない理由の一つに、財政面もあると思うんですが、土地に価値があるならば壊しても元が取れますが、価値がない場合は解体費用を捻出するのが難しい場合もあると思います。低所得者に限り、解体費用の一定割合を補助する制度があってもよいと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 空き家等に対する補助制度につきましては、空き家及び空き家の跡地等の有効活用を目的としたものに対する補助制度の検討を旭市空き家等対策計画に盛り込む予定となっております。例えば、空き家等を地域交流施設等へ活用する等の再利用を目的とした改修費用及び空き家等の跡地をポケットパーク等として利用することを目的とした除去費用に対する補助制度です。具体的な内容及び実施方法につきましては、旭市空き家等対策協議会におきまして協議していただく予定となっております。

また、議員ご質問の経済的な理由により適切な管理が困難な所有者等に向けての助成制度につきましては、現在実施の予定はございません。しかし、市民からのニーズ等を踏まえ、今後の検討課題としてまいります。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） この空き家等については、これから話し合われる協議会でいろいろ決まっていくと思います。ぜひ前向きな協議をお願いいたします。

空き家問題を放置すると、お化け屋敷だらけの市になりかねません。そんなまちに移り住もうとは思いませんし、観光にも行きたくないと思います。とても難しい問題だとは思いますが、目を背けずに取り組んでいかなければならないと考えております。

最後に、大きな4番目の質問に移ります。ごみの減量化についてです。

ごみを減量化するために様々な対策を講じていることが分かりました。これを周知していただいてごみを減らしていきたいと思います。その中でも、生ごみを減らすことが大事だとお聞きしました。再質問になりますが、生ごみを減らすことについて、どのような対策、取組を講じているのかをもう一度お伺いしたいと思います。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 生ごみを減らすには、食べ残しなどの食品ロスを減らしていく必要がございます。市内の小・中学校では、食育を通して子どもたちに食べ物を粗末にしないよう指導が行われております。

なお、一般の家庭から排出される生ごみの減量化対策としましては、先ほどお話ししました生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器、これらの普及、利用促進を図っております。

また、手軽にごみの減量化を図る方法として、ご家庭で生ごみの水切りを徹底していただければごみの重量を約10%減少させることが可能になると聞いております。生ごみの水切り

に関しましては、市で作成しましたごみの分け方、出し方や50音順のごみの品目別一覧表に明記するほか、指定ごみ袋に記載するなど、実践につながるよう周知に努めているところでございます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 生ごみを減らすには、食品ロスをなくすこととか水切りをしっかりとすること、乾燥させること、堆肥化させることが大事だということが分かりました。これから周知していきたいと思います。

再々質問ですけれども、ごみの減量化にはもう一つ、雑紙を減らすことが大事だとクリーンセンターの所長からお聞きしました。私は雑紙という概念を知らなかったんですけれども、新聞や雑誌はリサイクルに出しますけれども、お菓子の箱やティッシュ箱は普通ごみで出していました。雑紙をそういう雑誌なんかと一緒に出せるというのを知らない方も結構いらっしゃるんじゃないかと思います。

そこで再々質問です。雑紙についてはどのような対策、取組を講じていますか。また、市民への周知方法についてお伺いいたします。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） お菓子の箱や包装紙などの雑紙につきましては、雑誌などと一緒に資源ごみとして出していただくことになっております。しかし、現状では普通ごみ、燃えるごみとしてごみステーションに出されているものもあるようでございます。ごみの減量化対策として、雑紙などのリサイクルについては引き続き広報紙や市のホームページ、区長回覧などを通して周知の徹底を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） ごみ問題は周知徹底をして市民の意識を変えていくしかありません。効果的な周知方法を用いて根気強くやっていくしかないと思います。行政、議会ともに発信するツールを持っておりますので、そういったツールでこつこつと周知していかなければならないと思います。

以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○副議長（宮内 保） 永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

以上で本日予定しました一般質問は終了いたしました。

○副議長（宮内 保） これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時38分

令和3年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

令和3年11月17日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（18名）

1 番	崎 山 華 英	2 番	永 井 孝 佳
3 番	井 田 孝	4 番	島 田 恒
5 番	片 桐 文 夫	6 番	平 山 清 海
7 番	遠 藤 保 明	8 番	林 晴 道
9 番	宮 内 保	11 番	飯 嶋 正 利
12 番	宮 澤 芳 雄	13 番	伊 藤 保
14 番	島 田 和 雄	15 番	伊 藤 房 代
16 番	向 後 悦 世	17 番	景 山 岩三郎
18 番	木 内 欽 市	19 番	佐久間 茂 樹

欠席議員（1名）

10 番 高 木 寛

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
行 政 改 革 推 進 課 長	大八木 利 武	総 務 課 長	宮 内 敏 之
企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	山 崎 剛 成

市民生活課長	八 木 幹 夫	健康づくり 課長	齊 藤 孝 一
環 境 課 長	高 根 浩 司	子 育 援 課 長	多 田 英 子
高 齢 者 福 祉 課 長	赤 谷 浩 巳	農 水 産 課 長	多 田 一 徳
建 設 課 長	浪 川 正 彦	教育総務課長	杉 本 芳 正
生涯学習課長	伊 藤 弘 行		

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広	事 務 局 次 長	向 後 哲 浩
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（木内欽市） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

一般質問の再質問からは、質問席でお願いします。

◇ 飯 嶋 正 利

○議長（木内欽市） 通告順により、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（11番 飯嶋正利 登壇）

○11番（飯嶋正利） おはようございます。議員番号11番、飯嶋正利です。

令和3年第4回定例会におきまして一般質問を行います。

私は大きく今回2点、一般質問をさせていただきます。

1点目、米価の下落対策についてということで、今年の秋の収穫におきまして、この米価、この旭市においても価格、量ともに約3割程度の下落をしております。3月の早くから種まきをして約半年、手塩にかけて育てたお米が9月に大暴落だと、本当に農家の皆さん、頭を抱えております。その中において1点目、市の対応についてお伺いしたいと思います。

2点目、燃油の高騰について。

この旭市は施設園芸地区です。全国でも有数のこの重油の消費量を多分誇っていると思います。5本の指に入るのかなというふうに思います。今現在、重油の値段が93円です。多分100円にいくんじゃないかなというふうに思います。この値段は本当にびっくりするような

値段であります。コロナで傷んだ農家にこれ以上の負担をかける、そのような状況です。それでそれについて１点目、市の対応についてお伺いいたします。

２点目、それについて代替エネルギー等の取組はあるのかお伺いしたいと思います。

再質問以降は質問席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、順番にお答えさせていただきます。

まず、大きな１番の米価の下落対策について、市の対応について。

新型コロナウイルスの感染拡大による業務用需要の落ち込み、食料の欧米化などの原因により米の消費が減ってきており、米価は昨年比に比べ２割程度価格が減少しております。

市では米生産をはじめ、市内農水産業者が事業継続するため、早急な支援として農水産業経営支援給付金事業の受付を１０月１日から開始しております。また、千葉県中小企業等事業継続支援金も農家に対しまして、支援となっております。

米価の大幅な下落については昨年度から予想されていたことから、国・県でも転作作物への支援強化をしております。

市も米政策として、国の経営所得安定対策事業や、県と市の補助事業の案内を分かりやすく作成し、市広報への掲載や農家への個別対応をするなど、転作作物への取組強化を図ってまいりました。

その結果、飼料用米の作付面積が昨年の４２８ヘクタールから本年は５９８ヘクタールに拡大したことから、今議会において補正予算の承認をお願いしているところでございます。

このような取組により米価下落の影響緩和に寄与するとともに、今後も引き続き、飼料用米などの転作作物を推進し、稲作経営の安定化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、大きな２番の燃油の高騰について、（１）の市の対応について。

現在、燃油価格が高騰しており、施設園芸生産者の暖房費の負担が急激に増加している状況でございます。

これに対し、県では燃油価格高騰対策として施設園芸セーフティネット構築事業の３次募集を１１月から開始いたしました。この事業は計画的に省エネに取り組む施設園芸産地を対象に、燃油価格の高騰時に補填金を支払う制度です。

市では県と連携し、燃油価格の高騰に備えるため、事業の周知徹底により本事業の活用を推進してまいります。

続きまして、(2)の代替エネルギーの取組について。

代替エネルギーには天然ガスやメタノール、バイオ燃料や水素などがあり、導入している農業機械等により対応は様々なため、代替燃料の取組については農業者ごとの対応になると考えております。

引き続き、県の省エネルギー関連補助事業の周知を図り、省エネ化の取組を促進するとともに、燃油高騰に備えた経営形態への転換を推進してまいります。

また、県や関係機関と連携し、施設園芸省エネルギー生産関連マニュアルの活用など、共通して取り組める技術や情報の発信に努め、農業者の生産コスト低減を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） ありがとうございました。

1点目です。この市の対応についてということで、農家サイド、いろんな農家にお聞きしますと、このままでは稲作をやめなければいけないと、実際、10アール当たり8万円程度の売上げです、今年あたり、食料米作っていたらですね。経費は7万5,000円以上かかります。こんな状況の中で水田を守るといような状況で、市としてどのような対策をしてくれるのか、国・県等のそういった支援というものはあるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 市では稲作経営の安定化を図るため、国の米政策である飼料用米などへの転換をより一層推進するため、市の単独事業によるキログラム当たり20円の補助を実施するとともに、畜産が盛んな市の特色を生かして、畜産農家と連携した飼料用米の市内循環の強化を図ってまいります。

国・県においても引き続き、転作作物への取組を推進する予定であるため、連携を強化しながら、稲作経営の安定を図ってまいります。

また、米価下落の備えとして、ナラシ対策や収入保険制度などの売上げが補填される制度もありますので、多くの農家に加入していただけるよう周知してまいります。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 課長より、そういったものもあるというような話がありましたが、今、

餌米にはキロ20円の補助がついているということで約600キロ、1万2,000円の補助がついています。食料米にはゼロです。その辺も含めて例えば今、飼料用米は約600ヘクタール、来年度以降、これ歴然ですよ、どっちやったらいいのか。例えばこれ3倍、5倍、例えば全量を旭市は餌米だということになった場合、市として補助し切れるんですか。

あと、この餌米ですね、出荷にやはりかなりの制限があって、農家はやっぱり稲刈り等を行っています。やっぱりそれが一回片づかないと、なかなか次の仕事ができない。そんな面で今日は搬入できない、あしたもできない、そういう状況も考えていただきたいなというふうに思いますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 米価の大幅な下落は昨年度から予想されていたものでもあります。市の米政策として、米農家の安定的な経営を目指して国・県と強く連携し、市の上乗せ補助も行いながら飼料用米などの転作作物への転換を推進してきたものであります。

繰り返しになりますが、現在、市が実施しています農水産業経営支援金給付事業と、県が実施しております千葉県中小企業等事業継続支援金を活用していただくようお願いいたします。

さらに、米価下落の備えとして、ナラシ対策や収入保険制度などの売上げが補填される制度について、多くの農家に加入していただけるよう周知をしてまいりたいと思っております。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 先ほど言ったように市として、旭市は餌米なんだと、主食米は作らないんだというふうな形でいいのか。私は人間が古いのか分かりませんが、日本人の持っている収穫の喜びだとか、お米が食料として大事なんだということが、この飼料米によって、やはり薄れてくるのではないかなというような気がします。

この中で食料米どのくらい、さっき言った2,500ヘクタールぐらいです。今年の本当に困っている農家に対して、10アール当たり5,000円程度の上乗せができないか、その辺を希望させていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

農家だけというふうな思いはあると思いますが、食育やいろんな面から考えて、この旭市で餌米しか作られないようになっては、やはり将来の子どもたちにもいろんな面で影響があると思います。その辺を鑑み、よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 米価の下落は全国的な問題となっておりますので、今後も国・県に強く要望してまいりたいと思います。現在、市の方針としましては、飼料用米等への転作を推進していきたいと考えております。米価が下がっても付加価値をつけてブランド米を作っている農家、契約等により主食用米を作っている農家もいらっしゃると思います。

来年度以降も市内で生産された飼料用米が予想を超える量になったとしても、全て受け入れていただけるよう、畜産農家と協議を図ってまいりたいと思います。

また、稲作経営の安定を図るため、市の補助も引き続き実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 今のが4回目なんで、変えるということなんで、3倍、5倍、例えば全量3倍になったとしても、最後の一俵まで市のほうとして買い上げていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

燃油のことについて、これもまず市の対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） それでは、飯嶋議員の燃油の高騰対策について市はどのように考えているかというご質問にお答えいたします。

燃油価格の急激な高騰により、施設園芸農家が困っている状況はお聞きしております。

また、11月2日にはちばみどり農協より、燃油価格高騰に関する要望書をお受けしております。過去には平成25年度にも燃油価格が高騰したため、ちばみどり農協は1リッター当たり1円の補助をしており、市もこれに協力して1リッター当たり1円の補助を行いました。

今回の要望についても、一定の基準額を超えた購入に対し、ちばみどり農協と全農から補助を予定しているとお聞きしております。

市の対応につきましては現在、前回と同程度の補助額を前向きに検討しているところでございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 先ほど今、市長より答弁がありましたように、平成25年、たしか農協1円、市のほう1円という形で、たしか補助があったというふうに思っています。

今回は全農が1円、農協が1円、市のほうが1円というふうな形を聞いておりますが、まだまだたしか後でその次に質問するんですが、県のセーフティネットが発動されるのが83円ですよね。83円というのは、やっぱり非常に高い水準です。やっぱり80円を超えたら、施設農家非常に厳しいなというふうに感じています。

なら燃料も少し少なくすればいいなというふうな考えもあると思うんです。ただ、この旭市あたりで今施設の一番多いのはキュウリとかですね、そういったものです。これは温度下がるとキュウリになりません。だから幾らかかろうと、たいていいかになくちゃいけないと。月の油代が200万円、300万円いく農家、ざらです。そういった面を考えて、もうちょっと一歩踏み込んで市のほうも考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 市でも現在の状況、農家の声は把握してございます。ご意見につきましては、取りまとめをしている県に伝えてまいりたいと思っております。燃油高騰は県内はもとより、全国的に対策が必要な問題でありますので、今後も県に要望していくとともに、関係する機関としっかり連携をして、対策をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 3回目ですね。これ燃油対策について県のセーフティネットの事業があります。この事業が非常に使いにくい。ほとんど多分やれる農家はないのかなというふうに思います。この燃油対策の中で削減率なんていうのを求めています。どんな気温になるのか、まだ予想ができない中で、最低限このくらい削減しなさいというのはどうなのかなと。それによって返還もありますよというふうな形で農家が進める必要はほとんどないと思います。

その辺でやはりこの地元の生産者に寄り添った県の制度、そういったものを市のほうからも働きかけていただきたい。この部分でたしか保証金なんかというのは大金、莫大です、1軒の農家。例えば市に財調が余っているんなら、元本をしょうなら、その分、市が入れられるような制度でもいいと思うんですよ。その辺のところも含めて、県のほうに働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 今ご質問にありました、施設園芸セーフティネット構築事業についての積立金の元本につきましては、事業上の問題からちょっと難しいのかなと思っております。現状としまして農家の方々から、加入にはちょっと、加入者が少ないという現状も伺っておりますので、制度の内容のほうを精査しながら、より農家の方が使いやすい制度になるように、国・県のほうへ要望のほうをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） もう4回目も終わってしまって、じゃ、次にいきたいと思えます。

代替エネルギーの取組についてということで燃油、やっぱりみんな不安なんですね。その中で例えば県・国、いろんな形で代替エネルギーというのを研究している分野があれば、教えていただきたいと思えます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時23分

○議長（木内欽市） 再開いたします。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 代替エネルギーとしましては、個人での対応と大きくバイオマス等の対策等もあるかと思えます。各農家の施設園芸の対応となりますと、やはり個人での対応ということになるかと考えます。そういった中で、新たに個人のバイオマスの機械としまして、木質チップを使ったものですか、野菜残渣を利用して加温できるような機械等も今開発されているところではございますので、今後の新しい技術について研究して、そういった中で、農家のほうにいろんな周知をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） なかなかやはり燃油に替わるものはないのかなというようなお話です。引き続き、すぐとは言わないですけども、それに替わるようなものがあると本当にいいの

かなというふうに思っています。

昨日の報道によりますと、ガソリン１リットル当たり170円を超えると、原油代金に５円補助が出るというような報道がありました。ただ、これは例えば軽油だとか、ほかの油にどのような影響になるのかはまだ決定はしていないということです。

この19日に国の経済対策がたしかまとめられると思うんですが、そんな中でトラック協会や漁業関係への対応をしっかりとするというような私は報道があったと思います。その中にトラック協会や漁業者だけでなく、農業者をとすることを明文化させる、これこそやはり政治力だと思うんですが、米本市長のほうも県・国へしっかり働きかけていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 言及のなかった農業者支援についてどのように考えるかということにお答え申し上げます。

今後の燃油価格の状況や国や県の具体的な支援の動向を注視し、必要な支援について要望していきたいと考えております。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） ありがとうございます。要望ばかりで本当に申し訳ないなというふうな思いではございますが、この旭市の農業者を助けるつもりで、ご一考いただけたらありがたいと思います。

私の一般質問を終わります。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 保

○議長（木内欽市） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（13番 伊藤 保 登壇）

○13番（伊藤 保） 議員番号13番、公明党、伊藤保。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

衆議院総選挙が終わりました。この選挙を通して感じたことは、自公連立政権の安定した政治が国民から信任を得たものと思います。市政も安定した市政の下で、旭市の発展と市民生活の向上が図られ、安心と安全が担保されるものと思われま。

それでは、早速質問に入ります。

今回は3項目7点について質問をいたします。

1項目め、今から6年前の平成27年3月の一般質問において、市民の健康についての中でも質問いたしましたが、1993年、平成5年にピロリ菌が発見され、胃がん発生にピロリ菌が大きく関与していることが明らかになり、大規模臨床試験によりピロリ菌除菌が胃がんの発生を抑制することが明らかになりました。参議院厚生審議会でピロリ菌の除菌により胃がんを予防できるとし、2013年、平成25年2月からピロリ菌検査が保険適用になりました。

このたびは1項目め、ピロリ菌検査についてお尋ねいたします。

(1) 旭市で行われている胃がん検診はどのような種類があるのかお尋ねいたします。

(2) ピロリ菌検査を行っている自治体は県内に幾つあるのかお尋ねいたします。

オリンピック・パラリンピック終了後、急激に感染者が少なくなりました。あまりにも不思議であります、それだけワクチン接種が進んでいるんだろと感じます。旭市でも事故なく順調に進んでいるようですが、政府は3回目の接種も希望者には無料で行う予定です。

そこで2項目め、新型コロナウイルスワクチン接種について2点ほど伺います。

(1) 旭市における現在の進捗状況を伺います。

(2) 3回目の接種について、ワクチン接種の計画を伺います。

3項目め、ゴミステーションについてですが、この問題については前回の一般質問で質問がありましたが、4月以降、東総広域でゴミ処理を行うようになってから、市内全域から苦情などが寄せられております。そのほとんどがゴミステーション関係なので質問をいたします。

(1) 市内全域でゴミステーションは幾つあるのかお尋ねいたします。

(2) ごみの分別について、分別に対しての苦情の内容を伺います。

(3) 粗大ゴミについて、広域前に行っていた状況を伺います。

以上3項目7点についてお尋ねいたします。

なお、再質問は質問席で行いますので、分かりやすい簡潔な答弁をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 私からは、項目1のピロリ菌検査についての(1)(2)と、項目2の新型コロナワクチンについての(1)(2)についてお答えします。

初めに、1項目めのピロリ菌検査について、(1)胃がんの検診の種類ということでござ

いますが、市で行っている胃がん検診はエックス線検査です。また、40歳から70歳までの5歳刻みの年齢で、過去にピロリ菌検査を受けたことのない希望者にはピロリ菌検査（便中抗原検査）も実施しております。

ピロリ菌は、胃にすみ着いて胃炎を起こす細菌で、胃炎を繰り返すことで胃粘膜を収縮させ、胃潰瘍や十二指腸潰瘍、胃がんの発生に強く関与することから、胃がん発生リスクを軽減するため令和元年度から導入いたしました。

ピロリ菌検査を受けるには事前に申込みが必要となり、申込みをされた人に容器を送り、胃がん検診時に便を持参していただきます。

次に、（２）検査を行っている自治体は幾つあるのかということであります。

ピロリ菌検査を行っている県内の市町村は旭市を入れて15市町村です。旭市は令和元年度から検査を開始し、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響で検査を中止したため、今年度で２年目となります。令和元年度の検査の受診数は648人で、結果が陽性となり精密検査が必要となった方は130人でした。

続きまして、項目２の新型コロナワクチンについて、（１）進捗状況についてということであります。

ワクチン接種の進捗状況は11月８日現在、市の集団接種以外で接種を受けた方を含め、65歳以上は１回目の接種を完了した方は１万9,166人、２回目の接種を完了した方は１万9,058人で、65歳以上の人口に対しての接種率は１回目が91.4%、２回目が90.8%であります。

12歳以上64歳以下は１回目の接種を完了した方は３万2,209人、２回目の接種を完了した方は３万2,894人で、12歳以上64歳以下の人口に対しての接種率は１回目が86.5%であり、２回目は85.7%であります。これらの状況により11月６日をもって、市の集団接種は一旦終了し、協力医療機関での個別接種に移行しております。

次に、（２）３回目のワクチンの接種計画ということであります。

３回目のワクチン接種につきましては現在のところ、１、２回目と同様に旭市の総合体育館で集団接種を予定しております。また、協力いただける医療機関で個別接種も実施していく予定で考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、私のほうからは大きな３番のゴミステーションについての（１）（２）（３）についてお答えします。

では、最初に（１）ですが、市内全域でゴミステーションは何か所あるのかとのご質問についてお答えします。

旭市内におけるゴミステーションの数は、令和３年10月末時点で1,334か所でございます。次に、（２）ですが、分別に対しての苦情の内容をとのご質問でございます。

分別に関する苦情の主なものは、かん、びん、ペットボトルが資源ごみ袋に混在されている、混ざっている、また、ペットボトルのラベルやキャップが外されていないまま出されているなどの苦情がございました。

しかし、多くはごみの分別方法や新旧の指定ごみ袋の使い方などに関する問合せでございました。

次に、（３）のごみ処理広域化前の銚子市、匝瑳市、旭市の３市の対応状況についてお答えします。

ごみ処理広域化前の粗大ごみの収集方法としましては、銚子市、匝瑳市、旭市の３市とも原則ごみ処理施設へ直接搬入するか、運搬手段がない方などについては一般廃棄物の収集運搬許可業者を紹介しておりました。

また、旭市においては自転車や２メートル以内の物干しざおなど袋に入らない粗大ごみにつきましては、不燃ごみ用の指定ごみ袋を添付していただければ、ゴミステーションで回収という形で対応をしておりました。

匝瑳市では１件当たり2,000円のほかに重量に応じて加算した処理料金を徴収し、個別回収を行っていたと伺っております。

現在、粗大ごみ、指定袋に入らないごみにつきましては、３市とも各中継施設、または東総地区クリーンセンターへ直接搬入していただくか、運搬手段のない方などからの問合せに対しましては、一般廃棄物収集運搬許可業者を紹介するという対応で統一しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） すみません、ワクチン接種の進捗状況について訂正をお願いしたいんですけれども、12歳以上64歳以下の１回目の接種を完了した方について、先ほど3万2,209人と申し上げましたが、3万3,209人でございます。大変失礼しました。すみませんでした。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） それでは、再質問をいたします。

旭市を含め多くの自治体では対策型検診である胃エックス線検査を実施しており、長年、受診率の低迷を課題に挙げながら、胃がんの早期発見と早期治療に努めてきたと考えております。このような中で2012年、平成24年、がん対策基本計画にピロリ菌除菌が追加されたことから、ピロリ菌除菌を胃がんの予防対策として考えなければならないと考えております。

そこで、検査は便中ピロリ抗原検査とありますが、検査費用は幾らぐらいかかるのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 市の検診での自己負担額は胃がん検診が500円、ピロリ菌検査が200円となります。適正な利用者負担の観点より、検査費用の1割程度の自己負担をいただいております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 保険診療と自費診療がありますが、どのような内訳なのでしょう、伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 医療保険適用としては胃カメラで胃炎や胃潰瘍、十二指腸潰瘍がある場合に、ピロリ菌検査を調べる検査が認められております。もしピロリ菌に感染していれば、除菌治療も保険医療の適用になります。胃カメラによる検査を受けずにピロリ菌だけを検査したい場合は、全額自己負担となります。この場合は除菌治療も自己負担となります。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） ただいま答弁をお聞きしましたけれども、保険診療と自己診療ということでもありますけれども、これはかなりの費用がかかってしまうという、保険が利かないとかかってしまうということでございます。

そのうちピロリ菌検査や除菌治療に補助を行っている自治体というのは県内で幾つあるのか、行っているのであれば、その内容を伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 県内市町村に確認したところ、ピロリ菌検査に補助を行っている市町村はありませんでした。ピロリ菌検査を行っている15市町村では、4市町村が無料で11市町村は500円程度の自己負担で検査を行っております。

また、除菌治療についても補助を行っている市町村はありませんでした。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 我が国では、この胃がんの治療費として1年間で約3,000億円が支出されておりますけれども、何の対策もせずに10年間も放置すると5,000億円を超える可能性が大きいと考えられております。胃がんを撲滅するために胃がんの大半がピロリ菌感染によって生じることを、市民に理解してもらうよう努めることも必要です。

質問ですが、保険適用検査、自費検査とありますけれども、旭市には自費検査に補助はないのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 現在、旭市では補助は行っておりません。県内市町村にも確認したところ、自費検査に対して補助を行っている市町村はありませんでした。

以上になります。

○13番（伊藤 保） ぜひ補助のほうを僅かでございますけれども、補助を行っていただきたいのと、このように思いまして、これは要望ですので、次の質問に入らせていただきます。

次に、新型コロナワクチンについてですけれども、現在の進捗状況を伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） すみません、先ほども述べさせていただいたんですが、ワクチンの進捗……

○13番（伊藤 保） すみません、接種していない市民に今後の周知をどうするのか、対応を伺います。

○議長（木内欽市） 答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 国が示すワクチンの接種期限は現時点で2月末とされております。接種をしていない方で希望する方は、早めに予約をするように広報やホームページで周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 今後、1回、2回の接種の希望者に対してどのように対応するのか、個別に出すのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 集団接種終了後から接種を希望される方へは医療機関での個別接種の案内をしております。市内7か所の医療機関にご協力をいただき、個別で接種できる体制を整えました。

今後、接種を希望する方はコールセンターに電話でお申し込みください。予約方法は医療機関により異なりますので、申込時にご案内をいたします。

なお、10月下旬から予想以上の申込みがありましたので、それに対応するため臨時的集団接種を飯岡地域にある保健センターで4日間行う予定としております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） それでは、（2）の質問に入ります。

この3回目のワクチン接種の計画をどのようにするのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 接種計画、先ほどと同じですが。

○13番（伊藤 保） 旭市でまた1か所の製薬会社で今までファイザーだと思うんですけども、この製薬会社のワクチンで2回を済ませた方がおりますけれども、この交差接種というのは行われるのでしょうか、伺います。

○議長（木内欽市） 再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 旭市で1回目、2回目の新型コロナワクチン接種は、全てファイザー製のワクチンを使用しました。

交互接種につきましては現在、報道されておりますが、まだ国から市町村、現段階では交互接種について示されておられません。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） このファイザー製のワクチンですけれども、対象年齢というのは12歳からでよろしいのでしょうか。それ以下になることはあるのでしょうか、伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） ワクチンの接種の対象ですが、国では科学的知見や諸外国の対応状況を踏まえ示すことになっております。3回目のワクチンについては報道では出ておりますが、まだ国から市町村へ詳細なもの示されておられません。国から示されましたら、ホームページ等でお知らせしたいと考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） それでは、無事故でワクチンの接種、3回目が行われるようによろしくお願いをいたします。

次に、（3）粗大ごみについてですけれども、質問をいたします。

市民からの苦情について、どのような苦情があるのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 1点確認なんです、粗大ごみではなくステーションへの苦情ということで……。

（発言する人あり）

○環境課長（高根浩司） 4月からのごみの分別方法や収集日等の変更に伴い、当初は様々な問合せや苦情があり、ゴミステーションに関してはごみの分別や出し方などが徹底されず、未回収のごみが残っているとの苦情がございました。しかし、現在はゴミステーションに関する苦情件数も週に数件程度に減少してきております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） そういった苦情に対してどのような、残ったごみですね、そういった

のはどのように対応をしているのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） ごみが回収されない原因としては、分別されていない、指定された収集日に出していないなどが考えられます。ゴミステーションの管理につきましては、区や自治会などが行っているケースが多いため、未回収のごみについて相談をいただいた場合は、周知用の看板などを区や自治会等にお渡しして、個別に対応しております。

また、ゴミステーションに掲示している収集日の案内看板が従前のままとっているゴミステーションもあると聞いておりますので、新しい案内看板に切り替え、分別方法と収集日の周知を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 区でやっていないというか、できない収集ごみがあると思うんですね。

このゴミステーションに対して1か月に1回、巡回しているのかどうかお聞きしたいんですけども、また、もしやっていなければ、今後巡回する計画があるのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） ゴミステーションの巡回や見回りは行っておりませんが、例えば回収できない家電製品などがステーションに出されていた場合は、収集の委託業者から連絡をいただくようにしております。今後も特に巡回の計画というのはございませんが、引き続き、区や自治会のご協力をいただきながら、ゴミステーションの適切な管理に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） ぜひこの月1回、日にちをずらしてでも、この1,334か所、かなりあると思いますけれども、軽トラでちょっと巡回してみると、結構残っているごみがあるということを知っておりますので、ぜひその辺のところは計画をしていただきたいなと、このように思いまして、次の質問に入らせていただきます。

分別回収についてですけれども、広域で始まった4月以降の分別についての違い、それについて伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 4月以降の分別についてということで、ごみ袋の種類が変わってきておりますので、それをご説明したいと思います。

旧指定ごみ袋は可燃ごみ用、不燃ごみ用、かん用、びん用、ペットボトル用、あとプラスチック製容器包装用の6種類がございました。現行の指定ごみ袋については、普通ごみ用と資源ごみ用の2種類で、それぞれ大と小のサイズがございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 今まで6種類のごみの袋がありましたね、今2種類になりました。可燃ごみと、それから先ほどお答えいただきました分別ごみの袋ですね。その辺のところについて普通ごみ、それから分別ごみ、その辺の袋の状況ですね、そういったのをちょっと使い方について伺いたいと思います。プラスチックは燃える可燃ごみとかという部分になってくると思うんですけども、その辺のところをお聞きします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 先ほど申し上げましたとおり、現行の指定ごみ袋は普通ごみ用と資源ごみ用の2種類となりました。普通ごみ用の袋には可燃ごみや金属を除く不燃ごみ、プラスチック製容器包装類を入れていただきます。資源ごみ用の袋には、かん、びん、ペットボトル、金属類の4種類を入れていただきますが、混ぜて入れることはできませんので、それぞれを別々の資源ごみ用の袋に分けて入れていただくことになります。

なお、紙類や衣類、布類については、これまでと同様に指定袋は使わずに指定された収集日に出すことができます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） ステーションに残った分別されない資源ごみ、これなんかはどのようにしているのか、これが一番多いんですね。日にちが書いてあって持っていつてくれないと。多分この二つのごみ袋の資源ごみ専用の袋に入れてあるけれども、その分別がきちんとされていないということが一つでもあると、これは持っていつてくれないわけですね。そういったものはかなりあるということなんですけれども、その資源ごみ、残った分別されないごみ

というのはどのようにしているのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 分別や出し方などが守られていない場合は、指定ごみ袋に回収できない理由を記載した指導票のシールというのがございます。このシールを貼り、そのごみを出した方へ注意喚起を行っております。

また、2週間以上ゴミステーションに残ってしまった場合は、環境課とゴミステーションの管理者とで調整して処理をしております。その際、ごみの出し方などの周知についても併せてお願いをしております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 資源ごみというのは旭市はグリーンということになっております。この中にはやはり袋に、かん、びん、ペットボトルとか書いてあるんですけども、この注意書きとか、グリーンでも濃いグリーンなので見分けがつかないので、ぜひこれ捨てる方には分かりやすいような、市民に分かりやすいような色に変えてもらいたいなというふうに思いまして、次の質問に入ります。

次に、粗大ごみでございますけれども、これ袋をつけて出した粗大ごみをステーションに出しておけば、旭市では前回無料でございました。ほかの市が行っていなかったのであれば、2市に合わせたと思いますけれども、持っていつてくれないということは、これ行政サービスの低いところに合わせてしまったのではないかというふうに推測されます。

東総広域の議会で昨年12月に条例を4月に合わせるために出してきましたけれども、そのとき3市のごみの受入れ規則が違うので、もう少し細かく精査して出してもらいたいということで、私は反対したのですが、この行政サービスの質の高いところに合わせるのが普通なんですけれども、これでは市民の行政サービスの低下になってしまうのではないかというふうに思います。

受益者負担の原則がありますけれども、サービスは高く負担は低くという、そういう原則もあります。ですので、これしっかりとその辺のところも行政サービスの低下ではないかなというふうに思いますので、その辺のことを伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） ごみの分別方法や回収方法につきましては、ごみ処理広域化に伴い構成する３市で統一し、この４月から運用を開始したばかりでございます。しばらくはこの方法でいきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○１３番（伊藤 保） 再々質問ですけれども、高齢で運転できない方、それから車に積載できない粗大ごみの回収について、持っていけないんですよ。それで業者を頼んでくださいと、このように言っても、パソコンでも見ましたけれども、業者の紹介とか、そういったものが一切ないんです。

ですので、そういった意味では、やはり市でもって月１回ぐらい、せめて高齢者のために、これから増えていきますから、ですから、これを１回でも回収する計画を持っているのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 高齢者世帯の増加が見込まれる中、運搬手段がない方への対応については今後、取り組んでいかなければならない課題であると考えております。収集運搬許可業者の紹介だけでなく、他の方法についても他市の事例等も参考にしながら研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○１３番（伊藤 保） 前向きな答弁ありがとうございます。ぜひ月１回ぐらいは高齢者のために、こういった粗大ごみを回収できればと、このように思っております。

○議長（木内欽市） 市長。

○市長（米本弥一郎） 伊藤議員のご質問に私からもお答え申し上げます。

今後の検討課題となるであろう分別方法や粗大ごみの収集についてご指摘いただきありがとうございます。ごみ処理の広域化により、さらなる市民サービスの向上につながるよう、今後の回収方法などにつきましても研究を重ね、構成３市で調整を図っていきたいと考えております。

伊藤議員は常に市民の声を聞き、市民に寄り添う政治姿勢を貫かれていらっしゃいます。私も市民に寄り添いながらまちづくりを進めてまいります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 市長から身に余るお言葉をいただきました。ぜひこのことは市民のためによろしく願いいたしまして、一般質問を終わります。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 7分

再開 午前11時20分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（木内欽市） 引き続き、伊藤房代議員の一般質問を行います。

伊藤房代議員、ご登壇願います。

（15番 伊藤房代 登壇）

○15番（伊藤房代） 議席番号15番、公明党、伊藤房代でございます。

令和3年第4回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は大きく分けて7点の質問をさせていただきます。

1点目、新型コロナウイルス感染症対策について。

2点目、多様な学びの環境づくりについて。

3点目、運転免許証返納者への対策について。

4点目、介護予防運動について。

5点目、スマホ教室について。

6点目、災害時の備蓄について。

7点目、学校給食について質問させていただきます。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症対策について。

（1）次亜塩素酸水生成器の導入について質問いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、殺菌消毒効果のある次亜塩素酸水の注目が集まっています。幅広い細菌やウイルスを不活化するとされている一方、微酸性や弱酸性のものは人体への影響も少なく、厚生労働省が食品添加物に指定、自治体や民間施設でも活用が広がっています。

保育所、小学校、中学校への次亜塩素酸水生成器の導入について、今後導入の考えはあるのか。また、公共施設への次亜塩素酸水生成器の導入について、今後導入の考えはあるのか質問いたします。

2点目、多様な学びの環境づくりについて。

(1) いじめや病気などの事情を抱えて登校できない児童・生徒へのオンライン教育について質問いたします。

現在、いじめや病気などの事情を抱えて登校できない児童・生徒に対して、どのような対応をされているのか。オンライン教育が実施されているのか。また、実施されているとしたら、どの程度進んでいるのか質問いたします。

3点目、運転免許証返納者への対策について。

(1) 高齢になって運転免許証を返納した方への対応について質問いたします。

現在、高齢になって運転をやめたいと思っている方がいます。しかし、車がないと生活するのに大変に不便なので、無理をして運転をしているという方がいます。市では、運転免許証を返納した方への対策はどのようにされているのか質問いたします。

4点目、介護予防運動について。

(1) あさピー☆きらり体操の実施状況について質問いたします。

現在、あさピー☆きらり体操はどの程度進んでいるのか。現在の実施状況について質問いたします。

5点目、スマホ教室について。

(1) 高齢者向けのスマホ教室の開催について質問いたします。

現在、急速にデジタル化が進む中、スマホの使い方がよく分からないという方もいます。旭市として高齢者向けのスマホ教室の開催はされているのでしょうか、質問いたします。

6点目、災害時の備蓄について。

(1) 災害時の品目について質問いたします。

現在、災害時の備蓄にはどのようなものが備えてあるのか質問いたします。

7点目、学校給食について。

(1) 学校給食の完全無償化について質問いたします。

現在、本年10月より来年3月までの半年間、学校給食費が免除になりました。保護者の皆様から大変に喜ばれています。本当に助かりますとの声をいただいています。ぜひ来年度から小・中学校の給食費を完全無償化にできないか質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 大きな1番目の(1)次亜塩素酸水生成器の導入について、今後の導入の考えはあるのかのご質問の中で、保育所への導入について回答いたします。

厚生労働省、経済産業省、消費者庁特設ページの新型コロナウイルスの消毒・除菌方法についてによりますと、手や指などのウイルス対策として手洗いで洗い流すことが最も重要とされています。

また、手洗いができない状況では、アルコール消毒液が有効とされています。アルコールは、ウイルスの膜を壊して無毒化することから、現在、公立保育所では効果のある一定のアルコール濃度を持つ市販品を使用しております。

次亜塩素酸水は、物に付着したウイルス対策として、一定の濃度であればある程度の感染力を弱めることが確認されていますが、保存状態によっては時間経過に伴い急速に効果がなくなるとされています。

このようなことから、今後も引き続き、手、指及び物へのウイルス対策効果のあるアルコール消毒液での殺菌・消毒を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 私からは、1点目の(1)と2点目の(1)、それと7点目の(1)についてご回答をいたします。

まず、1の新型コロナウイルス感染症対策について、(1)次亜塩素酸水生成器の導入についてのうち、小・中学校への次亜塩素酸水生成器の導入についてお答えします。

現在、小学校、中学校ではアルコール消毒液を使用し、消毒作業を実施しており、少量で幅広い消毒と手指消毒や事務用機器にも対応でき、短時間で作業が完了することから、次亜塩素酸水よりは効果的であると考えております。

また、アルコール消毒液は、安定供給が可能で安価であることから、当面アルコール消毒

にて対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

続きまして、2の多様な学びの環境づくりについて、（1）いじめや病気などの事情を抱えて登校できない児童・生徒へのオンライン教育についてご回答いたします。

児童・生徒がいじめなどにより登校できなくなった場合は、学校ではスクールカウンセラーや関係機関と連携し、早期解決に向けた対応をしております。

また、市では非常時にやむを得ず学校に登校できない児童・生徒について、一定の方法によるオンラインを活用した学習指導ができるように学校と家庭の通信環境の整備を進めているところでございます。

今後、この環境が整えば、事情を抱えて登校できない児童・生徒に対してオンラインを活用した生活支援や学習支援も可能となります。

しかし、いじめや病気などの事情を抱えて登校できない児童・生徒については、学習意欲や病気の程度などに応じて多様な支援が必要となりますので、一概にオンラインでの対応が可能になるとは限りません。該当する児童・生徒がいた場合は、本人や保護者との話し合いにより本人の特性や環境を考慮し、可能な範囲でオンラインの対応ができるよう努めていきたいと考えております。

次に、7の学校給食について、（1）学校給食の完全無償化について回答します。

本市の学校給食につきましては、人件費や設備に係る費用等は公費で負担し、食材費のみを保護者の皆様にご負担いただいているところでございます。

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、10月より市独自の経済対策として、時限的な措置ではありますが、保護者負担の軽減を図るため給食費の免除を実施しているところでございます。

本市といたしましても、ご質問をいただきました給食費の無償化につきましては、子育て世帯への支援として有効な施策の一つであると考えております。しかしながら、給食費の無償化を恒久的に実施するためには相応の財源を確保する必要があるがございます。今後、給食費の無償化につきましては、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 行政改革推進課からは、質問事項の1、新型コロナウイルス感染症対策についてのうち次亜塩素酸水生成器の導入について、こちらは公共施設への

導入、主に庁舎への導入についてという観点からご回答させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策としましては、サーマルカメラにより体温の表面の温度測定、非接触式アルコールオートディスペンサーの設置による手指の消毒や、以前より推奨しておりますマスクの着用や手洗い、消毒用アルコールの使用などで対応しております。

また、消毒用アルコール製品の供給体制につきましても、現在スムーズに行われている状況でございますので、引き続きこれらを活用しながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○議長（木内欽市） 市民生活課長。

○市民生活課長（八木幹夫） 私からは、大きい3番の（1）運転免許証を返納した方への対応についてお答えいたします。

加齢に伴う身体機能や判断力の低下などにより、運転に不安を感じたり、ご家族からも心配されるなどの理由から、運転免許証を自主的に返納される方や、運転免許証の更新を受けずそのまま失効される方もいらっしゃると思われまふ。

その場合、今後の交通手段の利用に際して運転免許センターや警察署において申請により運転経歴証明書を交付した方に対し、公共交通機関であるタクシーや路線バスを割引運賃で利用できる支援措置のほか、各自治体や民間の事業者などによる様々な支援や特典も受けられるようになっております。

旭市での支援策といたしましては、運転経歴証明書を提示することにより、コミュニティバスの乗車運賃の半額割引、乗り合い型のタクシーによるデマンド交通きらりんタクシーを利用した場合は、乗車運賃を100円割引く支援事業を実施しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 私からは、4点目の介護予防運動についての（1）あさピー☆きらり体操の実施状況についてお答えいたします。

あさピー☆きらり体操は、介護予防を通じて高齢者が暮らす身近な地域で、仲間と趣味や運動を行う通いの場において実施することで、共に健康で、また見守りや生活の困り事を支え合う地域づくりを目指しております。

市では、要望のあった地域のグループを対象に、体操についての指導等を行い、その後は自主的に継続して取り組めるよう支援を行っているところでございます。

あさピー☆きらり体操の実施団体数は、平成28年度より普及を推進し、順調に増加し、本年10月末時点で実施団体数は31団体、会員数は約530名となっております。

また、現在の実施状況についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度からは活動の中断を余儀なくされ、本年9月時点で実施している団体は7団体でしたが、緊急事態宣言が解除となった10月以降は再開する団体が徐々に増え、現在は21団体、会員数で約300名と全体の3分の2の団体が活動を再開している状況です。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 私からは、5点目のスマホ教室について、（1）高齢者向けのスマホ教室の開催についてご回答いたします。

現在、市では高齢者向けのスマートフォン教室は開催しておりませんが、県内の公民館等では、高齢者を対象としたスマートフォンの基本操作を学ぶ体験教室などを開催しております。今後、スマートフォン教室の開催に向けて検討してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、6番目の災害時の備蓄品について、災害備蓄品の品目についてお答え申し上げます。

備蓄品につきましては、不測の事態に対応すべく、市の地域防災計画によりまして、生命維持に必要な食料と水を、それぞれ4万5,000食、4万5,000リットルを目標に常備するほか、近年では新型コロナウイルス感染症の対策品も整備しております。

主なものといたしまして、調理不要の米飯非常食や長期保存パン、乳児用ミルクなどのほか、避難所で使用する毛布や発電機、パーティションなどがございます。

また、新型コロナウイルス感染症の対策品といたしまして、マスクやビニール手袋、アルコール消毒液なども用意している状況でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、再質問させていただきます。

1点目、新型コロナウイルス感染症対策についての（1）次亜塩素酸水生成器の導入について再質問させていただきます。

食品添加物の次亜塩素酸水生成器、微酸性電解水は、非接触型光センサーを搭載し、手を

触れずに操作可能で、高除菌力、安全性にすぐれた次亜塩素酸水、消臭効果、消臭作用で腐敗臭、たばこ臭など悪臭カット、周辺への拡散を防止、環境に優しい洗浄後のすすぎ水として使用可能、低コストとなっています。

次亜塩素酸水の薬剤コストは、1リットル当たりの価格は6円から8円で生成できます。比較すると、消毒用アルコール、エタノールの価格は1リットル当たり1,000円から1,500円、塩素系漂白剤などは1リットル当たり20円、次亜塩素酸水水溶液希釈混合は1リットル当たり375円。ですので、次亜塩素酸水電解分解の価格は1リットル当たり6円から8円で生成できるので、かなり低コストとなっています。

ぜひ旭市としても第6波に備えて、新型コロナウイルス感染症対策として、保育所、小学校、中学校、公共施設への次亜塩素酸水生成器の導入ができないか、再度質問いたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 保育所、学校、公共施設全般として、私のほうからご回答させていただきます。

次亜塩素酸水につきましては、拭き取り掃除、流水によるかけ流し、それぞれ一定濃度以上のものについて有効であることは確認のほうされております。しかし、その使用につきましては、汚れをあらかじめ除去すること、対象物に対して十分な量を使用することなど、一部使用方法が複雑になっているところもございます。

また、現状の対策において十分効果が発揮できておりますので、現状では次亜塩素酸水生成器の導入は予定はしておりません。

ただし、アルコールが効かない細菌であるとかウイルスの種類には有効な消毒液の一つであるということは認識しておりますので、様々な感染症対策の中で引き続き情報収集しながら研究させていただきたいと思いますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひよろしくお願いいたします。

次に、2点目、多様な学びの環境づくりについて、（1）いじめや病気などの事情を抱えて登校できない児童・生徒へのオンライン教育については、今後ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

続きまして、3点目、運転免許証返納者への対策について、（1）高齢になって運転免許証を返納した方への対応について再質問させていただきます。

先日も投票に行くのに投票所が遠くなり、運転免許証を返納した方が投票に行かなかったとのことです。また、本当に無理して買物や病院に行くため運転をする高齢の方が多くなっています。事故が起きてからでは遅いので、市としても運転免許証を返納した方に対しては、例えばタクシーを利用したときには半額にするなど補助をしてはと考えますが、いかがでしょうか。質問いたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（八木幹夫） 高齢になりますと、どうしても身体能力や判断能力が低下していくことになります。無理をして運転を続けると、重大な自動車事故が起き、その結果、自分だけでなく偶然に巻き込まれてしまった人などを含め、周りの方々に悲しませる事態となりますので、もし身近にそういった方がいらっしゃった場合には、まず運転をしないようにお声がけをお願いしたいと思います。

また、タクシー利用の支援につきましては、旭市だけでなく、千葉県内では、タクシーに乗車した際に運転経歴証明書を提示しますと、乗車運賃の1割引を行っているところがございます。

今後、市としましても、先進地の事例や庁内の関係する部署と連携しながら、運転免許証返納者の交通手段等の確保や支援につながるような取組を調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひ検討していただければと思います。

次に、4点目、介護予防運動について、（1）あさピー☆きらり体操の実施状況について再質問いたします。

先日、あさピー☆きらり体操はコロナだったのでしばらくやっていない、早くまたあさピー☆きらり体操ができるといいのとの声がありました。ぜひ以前のようにできたらと思います。

生涯健康で生き生きと長生きができたらと思います。人生100年時代、市を挙げて取り組んでいかれたらと思いますがいかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） あさピー☆きらり体操の実施再開に当たりましては、現在、地域包括支援センター職員や市の生活支援コーディネーターが、新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底や体操の注意点などの指導を行い、支援をしているところでございます。

今後は活動を再開する団体を支援するとともに、引き続き、介護予防啓発活動を行い、また介護予防に関する知識を身につけた地域の支援者となる介護予防サポーターを養成しながら、新たな地域においても活動を広げられるよう、介護予防運動の推進にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひよろしくお願いいたします。

次に、5点目、スマホ教育について、（1）高齢者向けのスマホ教室の開催については、実施するとのことで、大変にありがとうございます。

急速にデジタル化が進む中、スマホの使い方がよく分からない人のために、旭市として高齢者向けのスマホ教室の開催は本当にありがたいことです。今後は、スマホ教室は1回の開催に何人ぐらい予定しているのか、また何か所で開催する予定があるのか質問いたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 現在、通信業者などと連携しての開催を考えておりますが、人数や何か所で開催するかなどについては、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ありがとうございます。ぜひ早急にお願いしたいと思います。

次に、6点目、災害時の備蓄について、（1）災害備蓄品の品目について、再質問させていただきます。

防災備蓄品に生理用品を備えておくことはできないか質問いたします。また、災害用の備蓄品を活用し、小学校4年生以上の女子トイレに常備している自治体もあります。ぜひ生理用品を備えておくことができないか質問いたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 全国的にも、また近隣市でも備蓄が進んできたことから、市でも少量とはなりますが、生理用品を今後購入し備蓄する準備を進めてまいりたいと考えておりま

す。

また、学校での活用につきましては、今後関係する部署と調整していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ありがとうございます。ぜひ備えていただければと思います。

次に、7点目、学校給食について、（1）学校給食の完全無償化について再質問させていただきます。

先日、4人の子どもさんを持つ2人のお母さんからお話を伺い、本当に助かっています、子どもの成長にバランスの取れた給食は本当にありがたい、子どもさんたちからは、おいしい給食は楽しみとの声をいただきました。ぜひ来年度から小・中学校の給食費を完全無償化にできないか、再度質問いたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） それでは、学校給食の無償化についてお答え申し上げます。

学校給食の無償化については、県の熊谷知事も重要な施策として自身の県政ビジョンに掲げており、本年6月の県議会において、教育長が県内市町村の学校給食費の支援の在り方について検討を行うと答弁しております。また、市町村への新たな補助制度の創設についても国へ要望することを明言しております。

将来、本市の財政負担とならないよう財政及び経済状況を踏まえつつ、国・県の動向を見ながら判断していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） どうぞよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

◇ 島 田 和 雄

○議長（木内欽市） 続いて、島田和雄議員、ご登壇願います。

（14番 島田和雄 登壇）

○14番（島田和雄） 議席番号14番、島田和雄です。一般質問を4項目行います。

1 項目めは、道路環境保全事業について伺います。

この質問は、前回の 9 月議会でも行いましたが、途中で終了してしまいましたので、再度最初からお伺いします。

この事業の概要と事業開始以降の予算と実施件数について伺います。

2 項目めに財政調整基金について伺います。

財政調整基金の積立ての推移を見ましたが、合併後の15年間、毎年積立てを行っており、徐々に積立額が増加してきました。この基金は、大規模な災害や税収減があった場合などに取り崩す基金ですが、本市では東日本大震災の年においても基金を減らすことなく対応できていましたが、その要因について市の見解をお伺いします。

3 項目めに合併特例債について伺います。

合併特例債は、合併後、新市建設計画の事業の財源として活用してきました。新市建設計画には様々な事業が計画されておりましたが、合併後の15年間で合併特例債を活用して想定していたまちづくりができたのか、主な事業やその効果など総合的な評価としてどうだったのかお伺いします。

4 項目めに交付税の合併算定替の終了についてお伺いします。

合併算定替は、普通交付税の算定の特例措置で、合併後10年間は旧 1 市 3 町の市町村ごとに算定された交付税の額の総額が旭市に交付され、その後、5 年間で段階的に縮減する制度で、本市では令和 2 年度で終了しておりますが、合併以降、一本算定と比較して交付税がどのくらい多く交付されたのか、その金額をお伺いします。

以上で 1 回目の質問を終わります。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 52 分

再開 午後 1 時 0 分

○副議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、議長に代わって私のほうで議事進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

引き続き、島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 建設課からは、質問事項の１、道路環境保全事業について、（１）道路環境保全事業の状況についてということで、事業概要及び過去の予算額と実績についてお答えいたします。

初めに概要でございますが、道路環境保全事業補助金は、地域における安全な道路環境を保存するため、区・自治会が道路上へ張り出した木などの所有者に同意を得た上で、区等により除去する場合の建設機械の借り上げ料などの経費に対しまして補助させていただくものでございます。

過去の予算額と実績でございますが、令和元年度が、予算額50万円に対しまして実績件数が３件で、補助金交付実績額は12万5,000円でございます。令和２年度は、予算額50万円に対しまして実績件数が２件で、補助金交付実績額は７万円でございます。令和３年度につきましては、予算額35万円に対しまして実績件数が２件で、現在、補助金交付実績は10万円となっております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 財政課からは、質問項目２の財政調整基金についてと項目３、合併特例債について、項目４の交付税の合併算定替の終了について回答いたします。

まず、項目２、財政調整基金についての（１）財政調整基金の考え方、今後の見通しについてということで、東日本大震災の年においても基金を減らすことなく対応できていたが、その要因についてお答えいたします。

本市では、東日本大震災による津波や液状化などにより甚大な被害を受けましたが、震災からの復旧・復興事業については、国などからの様々な財政支援がありまして、それらを活用しながら復旧・復興に取り組んできたことと、また、全国からも数多くのご支援をいただいたことなどもありまして、財政調整基金を取り崩すことなく対応できたものと考えております。

続いて、項目３、合併特例債についてで、（１）合併特例債によるまちづくりの実績と今後についてということで、合併後の15年間で合併特例債を活用して想定したまちづくりができたのか、また、主な事業やその効果、総合的な評価についてお答えいたします。

本市では、新市建設計画に基づき、事業効果の高い事業など慎重に対象事業を選定しながら、様々な事業に合併特例債を活用してまいりました。令和２年度までに合併特例債を活用

した事業は39事業で、事業費の総額は317億2,651万5,000円、事業費に対する起債の総額は233億1,120万円となっております。

主な事業といたしましては、新庁舎建設事業や飯岡中学校改築事業、小・中学校の耐震改修事業、道の駅整備事業、また中央病院アクセス道整備事業をはじめとした道路事業などがございます。

このように合併特例債を有効に活用することで公共施設の合理化、教育環境の向上、新たな拠点の整備によるまちの活性化、大型の道路整備による市内交通網の整備など、合併後の本市の一体性の確立と均衡ある発展に向けた効果的な事業を数多く実施することができました。

また、合併特例債は交付税措置の大きな起債であることから、財政面においても将来負担率の良好な水準の維持などにつながっていると考えております。

続いて、項目4の普通交付税の合併算定替の終了について、（1）合併算定替が終了したが今後一本算定で財政運営が維持できる体質になれたかということで、合併以降、合併算定替により一本算定と比較して交付税はどれくらい多く交付されたのか、その金額についてお答えいたします。

先ほど島田議員からご説明いただいたとおり、普通交付税の合併算定替については、平成18年度から平成27年度までの10年間は全額が交付され、その後、平成28年度からの5年間で段階的に縮減し、令和2年度をもって終了しております。

そして、合併算定替による交付税額と合併後の旭市の本来の交付税額である一本算定の交付税額を比較いたしますと、全額が交付された10年間の合計では169億6,965万8,000円で、その後の段階的縮減の期間を加えた15年間の総額では197億6,487万3,000円が差引きで多く交付された額となります。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） では、再質問をします。

まず、1項目めですが、道路環境保全事業ですね。事業の概要について説明をいただいた中で、自分で言うのも何ですけども、いい事業かなと思っています。自分のほうの地区でもだいぶそういった関係の事業をやってきましたので、ぜひこれをさらに進めていきたいなというふうに考えている中でありますが、事業が始まってから、この事業の利用、これが少ないようですけれども、この原因についてはどのように考えられているかお伺いします。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） この事業につきましては、まず区や自治会として取り組んでいただくことが前提でありますので、なかなか積極的に区や自治会として事業の実施に至らないという部分もあろうかと思われまますので、ぜひ積極的に利用していただけるよう、これまで以上に周知を図ってまいりたいと考えております。

現在、道路環境保全事業補助金制度の周知方法につきましては、広報紙で年1回及びホームページに掲載しておりますが、今後は市民の皆様に広く知っていただくよう、区長配布や広報の掲載回数を増やすなどの工夫もしてまいりたいと考えております。

また、現在区長ハンドブックには未掲載でございますので、令和4年度から掲載していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 道路につきましては、基本的には国・県・市が管理しているわけなんですが、木の枝、あるいは竹等が道路、あるいは歩道にはみ出していて管理が行き届かない場所が市内には多く見受けられます。

道路環境保全事業で対策をやってくれということをお願いしたわけではありますが、これまでの実績は少ないようであります。こういった事業を利用して個人で対応できない場所を、地域の皆さんできれいにしましょうといったような潜在的な需要というのは、これはあるんじゃないかなというふうに考えられます。

この潜在的な需要を喚起するためにも、自治会や区がさらに取り組みやすい要綱、今現在の要綱がありますが、さらに取り組みやすいように考え直していただければというふうに思っています。いろんな方法が考えられますけれども、例えば交付対象となる経費については、機械の借り上げ料とその燃料費のみなんですが、皆さんボランティアでやっていただくわけありますので、こういった方々のお茶代とか弁当代くらいは認めていただけないかと思います。

また、これに関わる補助金についても、事業費の2分の1で上限が5万円と、こういうふうにうたわれているわけありますけれども、この支給方法でありますと、少ない金額でも2分の1以上は地元が負担するというようなシステムでありますので、できれば5万円まで事業費を負担しますよといったようなことにはならないでしょうか。そうしますと、地元が多少なりともお金の心配をしなくて済むというふうになりますので、こういった対策が取れ

ないかどうかお伺いします。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、まず実績でございますが、過去の申請件数7件のうち5件で満額の5万円の補助金が交付されている状況でございます。一律5万円というお話でございますが、利用する団体が増えるのではということですけれども、今後これにつきましては区長、自治会長に向けて、さらに制度の周知をさせていただくことで利用件数を増やしていただくというところを目指していきたいと考えております。

また、意見を伺える機会には、様々なご意見を伺ってまいりたいと考えております。

建設機械の借り上げや燃料費に対する補助ということで、食料費もということでありましたが、本補助金の制度といたしましては、目的がそのようになっておりますので、現段階で昼食等に係る経費について補助対象とすることは難しいのかなと考えております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 取りあえず分かりましたけれども、この要綱には、木と竹の伐採が対象なんです。草が入っていないんですね。草につきましても、夏場になりますと、公用地でなくて私有地から道路に生い茂って交通の支障になっている場所が多く見受けられます。草刈りについてはこの要綱の対象にならないのかどうか、お伺いします。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） ご指摘のとおり、立竹木に限らず、草につきましても道路環境の保存上、重要な問題でございます。この制度は、個人では解決することが難しい立竹木、木や竹でございますが、その除去を主な目的としており、草刈りを想定しているものではございません。

なお、環境美化を目的とするボランティア制度などもその他の制度としてございますので、関係課と連携を図りながら地域の活動を支援してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 草は難しいというような答弁でありましたけれども、ほかの事業でというような答弁だったと思いますが、いずれにしても、ほかの事業にしましても、道路

環境保存事業、これにしましても、実際に実施してくれた現場を皆さんもう確認はされてくれていると思います。

私の地元でも何回もやっていますが、多くの方々が参加しまして実施する事業でありまして、仮にこの事業を民間に市が委託するとしたら、本当に100万円、200万円、あっという間にかかるような事業を5万円とかそのくらいの経費でやってくれますので、税金の使い方としては物すごく効果が高いといえますか、費用対効果、本当に抜群ですので、ぜひこういった取組、地域の環境の美化、住みよい旭市にもつながる取組でありますので、今後もさらにどうやったら皆さんにこうやって取り組んでいただけるか、ご検討していただければと思います。

続きまして、財政調整基金、再質問いたします。

東日本大震災に対して、国の多額の財政支援があつて財政調整基金を取り崩すことはなかったといったような答弁でありました。

本市における国からの支援、それでは東日本大震災のときはどのくらい総額であつたのか、分かればお伺いします。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 東日本大震災からの復旧・復興に対する国の財政援助のうち、主なものを申し上げます。

旭市復興計画に記載する事業に対して交付される復興交付金につきましては、飯岡中学校改築事業や災害公営住宅整備事業、津波避難タワーの整備などに26億8,953万9,000円が交付されました。

また、復旧・復興事業につきましては、震災復興・津波避難道路整備事業などの震災復興特別交付税の対象となる事業もありまして、令和2年度末までに交付された震災復興特別交付税は総額で76億2,775万6,000円となっております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 東日本大震災の復旧・復興に復興交付金、これが26億9,000万円ほど、また震災復興特別交付税として76億円、両方で100億円以上の国費が旭市に来ていることが分かりました。

このおかげで市の財政調整基金が出動することなく済んだわけであります。財政基盤の弱

い地方自治体にとっては大変ありがたいことだと思います。恐らく今現在進行中のコロナ災害につきましても、同様に多額の国費が投入されていることと思います。

では、現在96億円ある財政調整基金、今後の活用についてはこういった場面で、どのようなことに使っていくことを想定しているか。市長選でも財政調整基金の使い方に議論がありましたけれども、どのような場面で使っていくことを想定しているのかお伺いします。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 今後の財政調整基金の使い道といたしましては、災害対応や新型コロナウイルス感染症対策など、迅速な対応が必要となる場面での活用がございます。

また、人口減少に伴う税収減などによる歳入の減や少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加や、公共施設の統廃合の推進などによる歳出の増など、将来の財政需要に対するための財源として活用していくことを想定しております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 今の答弁をお伺いしますと、財政調整基金の本来の目的であります迅速な対応が必要となったような場面、それから将来の財政需要に対応するための財源として活用していきたいというような答弁でありました。私もそう思います。市民の将来の安心を確保するためにも、ぜひそういった慎重な使い方をしていただけるよう、よろしくお願いしたいと思います。

次に、3項目めの合併特例債について再質問をします。

合併特例債の総合的な評価がどうだったかというようなことをお伺いしたわけですが、新旭市の一体性と均衡ある発展となる事業が実施できたといったような答弁がありました。

合併特例債を使って多くの事業が行われた結果、新市建設計画にあった事業、これがほぼ完成しつつあるのかなと思います。一部まだ道路等未完成な部分もありますが、ほぼ完成しつつあるのかなというふうに感じています。しかも起債の補助率、合併特例債は本当に高いわけですので、財政的な負担も少ないといったような答弁でありました。

合併特例債について振り返ってみますと、旭市は272億円の発行限度額、これが国から示されたわけですが、使用期限は10年間だということでありました。

合併間もない頃の市の執行部の考え方は、この276億円使ってもいいですよと、旭市に合

併特例債が示されたんですが、そのうち半分くらい、150億円くらいを合併特例債事業として考えているといったような慎重な答弁であったことを記憶しております。

市長はまだ当時、議会におりませんでしたので、そのような経過については恐らくご存じないと思いますけれども、執行部の皆さんもどの程度の方がこういったことについてご存じか、ちょっと分かりませんが、当初はそういったような答弁で、全額は使わないと。

これやはり後で考えますと、合併当初、なかなか貧乏な1市3町が合併しましたので、合併特例債といえども3割は負担しなければならないといったような中で慎重に使っていきたいといったような考えだったと思います。

恐らく副市長あたりがその辺の説明をされていたのかなというふうに私は記憶しておりますけれども、そういうことだったのではないかなと思います。

10年間でありましたので、新庁舎の建設、これ立派な庁舎ができましたが、当時は新庁舎は合併特例債は使わないと、そういう方針でした。もう10年間では間に合わないといったようなことでした。

しかしながら、東日本大震災がありまして、合併特例債の発行期限が10年間から15年間延長されまして、25年使えると、今現在25年大丈夫だと国が認めてくれたわけであります。このことが、結果的に旭市にとりましては非常にためになったわけであります。半分くらいしか使用しないとして残っていた合併特例債、これをその後の庁舎建設をはじめ、多くの事業に活用することができました。今現在もまだ使えるわけであります。

このような合併特例債をめぐる展開がありましたが、では、今現在、発行可能額272億円に対する残高がどのくらいあるかお伺いします。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

合併特例債の令和3年度発行予定額は14億7,830万円でありまして、令和2年度までの発行済額と合わせますと247億8,950万円となります。

この額を合併特例債の発行可能限度額272億4,750万円から差し引いた令和3年度末時点での発行可能残額は24億5,800万円ほどを見込んでおります。そこから現在執行中の事業などに対する令和4年度以降の充当予定額を差し引きますと、それらの事業が完了する令和6年度末時点における発行可能残額は3億円程度の執行率で98.9%になると見込んでおります。

本市の合併特例債の発行期限は令和12年度までとなっておりますので、今後もこの起債を

有効に活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 合併特例債、本当に新旭市のためになったと思います。しかしながら、今の答弁を聞きますと、もうほぼ使い切ってしまったようであります。

しかしながら、今年4月から新たに干潟地区が過疎地域に指定されまして、過疎対策事業債、これが活用可能となったわけであります。過疎対策事業債は、合併特例債とほぼ同様の条件といいますか、合併特例債よりも有利かなと思えるような起債であると思います。市全体というわけにはいかないわけですが、有効に活用していただきまして、旭市の発展につなげていただければと思います。コメントがあれば。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 過疎対策事業債につきましては、交付税措置の大きい、こちら充当率でいきますと100%で、交付税措置率が70%と大変有利な起債でございます。対象地域は干潟地域に限定されてはおりますが、今後対象となる事業を精査し、効果的な活用について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） では、ぜひ有効に使っていただければと思います。

それでは、4項目め、交付税の合併算定替の終了について再質問します。

合併算定替による交付金の総額、15年間で197億円余りですか、合併特例債もすごく有利な財源だったんですが、合併算定替による交付税の増というのも、改めて多額の交付金があったんだなというふうに、今お伺いしまして分かりました。

合併算定替による特例措置の期間のあった15年間というのは、市の財政が一本算定で対応できるようにするための準備期間と言えらると思います。本市では、合併算定替の終了に向けて体質改善は図られたでしょうか。これまでの取組と成果についてお伺いします。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 本市では合併以降、職員の定員適正化計画に基づく人件費の抑制や行政組織の見直しなどを進めてきたほか、自主財源の確保のため、徴収対策を強化し、市税

等の収納率の向上に努めるなど、これまで様々な取組を行ってまいりました。

具体的な内容を申し上げますと、職員数の減に伴う人件費の縮減額につきましては、平成18年度の人件費の決算額と、会計年度任用職員分を除いた令和2年度の人件費の決算との比較では、約15億4,846万1,000円の減となっております。

また、徴収対策の強化による市税の徴収率及び収入済額につきましては、税源移譲のあった平成19年度と令和2年度決算で比較いたしますと、市税の徴収率は平成19年度、81.93%に対して、令和2年度、94.37%で、差引き12.44ポイント上昇しております。

収入済額では、平成19年度、71億4,905万6,000円に對しまして、令和2年度、77億6,975万7,000円で、差引き6億2,070万1,000円の増となっております。

このように合併以降、将来を見据えた様々な行財政改革を推進してまいりましたが、こうした取組を継続して実施することで収支の均衡を図るとともに、今後も健全な財政運営を維持していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 合併算定替が終了するまでに、昨年度が終了なんですが、昨年度までに交付税の上乗せ分、これがなくなっても収支の均衡が図れることができるようになったかどうか質問したわけでありますけれども、今の答弁によりますと、合併算定替の上乗せ分が年間に直しますと17億円上乗せされていたわけであります。

皆さんの努力によりまして、削減効果といいますか、それが21億円、人件費が15億4,000万円くらいですか、税収増が6億円余り、両方足しますと21億円ですので、21億円から17億円を引きますと総体的な収支で4億円余りの余裕ができたのかなと思います。数字上はそういうことになります。

実際の令和2年度、昨年度の決算の収支を見ましても、20億円の黒字決算を出しましたが、びっくりしましたけれども、予想以上の数字となっているわけであります。財政に対して改善の効果が現れた結果かなというふうに思った次第です。

このことは、合併時の目標としていました一本算定開始までに、それに沿った財政運営ができる体質に改善するとした目標が達成できたと評価できると思います。これまでこういったことに努力されてきました関係者の皆様に敬意と感謝を申し上げる次第であります。

最後に、私ごとでありますけれども、私は今期をもって退任をすると、今の予定です。旭市の合併後から市政に参画しまして、合併の進行というのをつぶさに見てまいりました。

この間、東日本大震災をはじめとしまして、予想もしない事態が発生しました。困窮する場面がありました。そうした中、復旧・復興、これを進めながらも合併の目標はほぼ達成されたのかなというふうに私的には思っているところであります。合併してよかったというふうに思っています。

米本市長には、就任間もない中でありますが、そしてこれまでと違って合併の特典といったようなものがほぼなくなってしまった中での市政運営でありますけれども、これまで多くの先輩の方々が築き上げてくださいました新旭市をしっかりと引き継いでいただきまして、市民の皆さんの期待に応えて、市民生活の向上を図り、誰もが住みよくなる旭市にしてください。お願いしまして、一般質問を終わります。

○副議長（宮内 保） 米本市長。

○市長（米本弥一郎） 私からも、島田議員にお答え申し上げます。

合併からの15年間、東日本大震災などの難局もございましたが、新市建設の基本理念である「自立・共生・協働による誰もが住みよいまち」の実現に向けて、市民、議会、行政とが一体となってまちづくりに取り組んだ結果として、今日の旭市が形づくられました。

1市3町の合併協議会の委員として、本市の立ち上げから携わっていただいた島田議員の「合併してよかった」との評価を深く受け止め、今後も健全な財政運営に努めるとともに、豊かな旭を次世代へ引き継いでいけるよう取り組んでまいります。ありがとうございました。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

島田和雄議員は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○副議長（宮内 保） これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は29日、定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時37分

令和3年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

令和3年11月29日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 事務報告
- 第 4 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 閉 会

出席議員（18名）

1 番	崎 山 華 英	2 番	永 井 孝 佳
3 番	井 田 孝	4 番	島 田 恒
5 番	片 桐 文 夫	6 番	平 山 清 海
7 番	遠 藤 保 明	8 番	林 晴 道
9 番	宮 内 保	11 番	飯 嶋 正 利
12 番	宮 澤 芳 雄	13 番	伊 藤 保
14 番	島 田 和 雄	15 番	伊 藤 房 代
16 番	向 後 悦 世	17 番	景 山 岩三郎
18 番	木 内 欽 市	19 番	佐久間 茂 樹

欠席議員（1名）

- 10 番 高 木 寛
-

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
総 務 課 長	宮 内 敏 之	企画政策課長	小 倉 直 志
財 政 課 長	山 崎 剛 成	市民生活課長	八 木 幹 夫
保険年金課長	穴 澤 昭 和	環 境 課 長	高 根 浩 司
商工観光課長	加 瀬 博 久	教育総務課長	杉 本 芳 正
生涯学習課長	伊 藤 弘 行	体育振興課長	柴 栄 男

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広	事 務 局 次 長	向 後 哲 浩
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（木内欽市） 議案第1号から議案第15号、議案第17号の16議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。
配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（木内欽市） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 向後悦世 登壇）

○建設経済常任委員長（向後悦世） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る11月19日午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第2号の主な質疑について申し上げます。

旭市過疎地域持続的発展計画の計画期間は令和7年度までとなっているが、過疎地域における固定資産税の課税免除期間との整合性はとの質疑では、課税免除期間は3か年度だが、3年経過した後も延長されることが予想され、仮に延長されない場合でも、その後2年間は既存条例により市単独での課税免除の対象となるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、2議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和3年11月29日、建設経済常任委員長、向後悦世。

○議長（木内欽市） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、林晴道議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 晴道 登壇）

○文教福祉常任委員長（林 晴道） 文教福祉常任委員会委員長、林晴道よりご報告いたします。

今定例会11月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第6号、旭市育英基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、旭市青年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第17号、専決処分の承認について、この8議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る11月22日午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より、教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

感染症予防事業費等国庫補助金319万円について、健康情報連携システム整備事業等に対する補助金とのことだが、具体的な内容はとの質疑では、今回のシステム改修は2通りあり、1点目は、健診結果の情報をマイナンバーカード制度を活用し、マイナポータルで閲覧や市町村間での情報連携を開始できるようにするための改修、2点目は、国が標準様式を定めるため、市のシステムに取り込めるようにするための改修との答弁がありました。

次に、議案第8号の主な質疑について申し上げます。

事前協議等の条文を新たに加えて、今回の改正によりかなり項目が増え、ルールが厳しくなった印象を持ったが、全国的に改正しているのかとの質疑では、全国的には調べていないが、千葉県においては事前協議制を設けている市町村は県内54市町村中47市町村が事前協議制を設けているとの答弁がありました。

次に、議案第10号の主な質疑について申し上げます。

サッカー場の利用料金について、市外の方と市内の方は違いがあるのか、また、予約方法は条例で定められているのかとの質疑では、市外の方の利用料金は市内の方の1.5倍、予約方法については条例で定めず、予約システムや電話等での予約する形となるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、当委員会においては、8議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

令和3年11月29日、文教福祉常任委員会委員長、林晴道。

○議長（木内欽市） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 宮澤芳雄 登壇）

○総務常任委員長（宮澤芳雄） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

11月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、旭市過疎地域持続的発展計画の策定について、議案第13号、東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第14号、市の境界変更に伴う

財産処分に関する協議について、議案第15号、市の境界変更についての8議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る11月24日午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長、関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第12号の主な質疑について申し上げます。

過疎法による国の支援の内容はとの質疑では、県の策定方針に基づき、市が過疎計画を策定し議会の議決を得ることで、事業債、事業費全額を充当でき、元利償還の70%を交付税措置される大変有利な過疎対策事業債が発行できる。また、各種補助事業による国庫補助事業のかさ上げや固定資産税の課税免除に伴う減収補填措置といった国からの財政支援措置が活用可能となるとの答弁がありました。

次に、議案第13号の主な質疑について申し上げます。

海上庁舎のどのくらいの面積を使用するのか、また、使用料はどのように算定するのかとの質疑では、面積は2階の388.819平方メートルを使用予定、使用料については、海上庁舎における本年度の施設事業管理に係る委託料や光熱水費を基に、面積案分で算定するとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、8議案とも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和3年11月29日、総務常任委員長、宮澤芳雄。

○議長（木内欽市） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（木内欽市） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第15号、議案第17号の16議案について採決いたします。

採決は、電子表決システムで行います。

議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第 5 号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 号、旭市育英基金条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市青年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市過疎地域持続的発展計画の策定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、市の境界変更について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり承認されました。

◎日程第3 事務報告

○議長(木内欽市) 日程第3、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 宮内敏之 登壇)

○総務課長(宮内敏之) それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

一つ、金42万4,000円を、明治安田生命保険相互会社様より、9月16日受納いたしました。

一つ、精白米「粒すけ」840キログラムを、ちばみどり農業協同組合様より、10月5日受納いたしました。

一つ、ソフトブランコ4台ほか、保育所用備品一式を、干潟ライオンズクラブ様より、10月20日受納いたしました。

一つ、豚肉261.8キログラムを、旭市養豚推進協議会様より、11月16日受納いたしました。

一つ、バイオリン2丁を、田原賢二様より、11月24日受納いたしました。

一つ、電子黒板3台及びクリーナー5台を、鈴木建設株式会社より、11月24日受納いたし

ました。

以上で、事務報告を終わります。

○議長（木内欽市） 事務報告は終わりました。

◎日程第４ 閉 会

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、令和３年旭市議会第４回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前１０時２５分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

旭市議会 議 長 木 内 欽 市

副 議 長 宮 内 保

議 員 片 桐 文 夫

議 員 平 山 清 海